

7) 災 対 運 営 関 連 資 料 集

足羽川ダム工事事務所
河川関係地震災害対策部
地震マネジメント計画書(案)



福井地震 1948.6.28 (地震直後の大和百貨店)

令和5年4月
足羽川ダム工事事務所

～地震災害対策編～

目次

はじめに ～地震マネジメントについて～	1
第1章 防災業務の体系	2
1. 1 足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部運営計画書	
1. 2 足羽川ダム工事事務所の体制発令基準	
1. 3 地震災害対策部の組織・要員配置	
第2章 地震発生からの基本的な流れ	7
2. 1 地震発生後の地震情報の収集の手順	8
2. 2 登庁完了から体制発令までの手順	12
2. 3 河川巡視・被害情報の収集の手順	15
2. 4 応急復旧の検討の手順	21
第3章 河川巡視・被害情報の収集、処理、伝達の流れ（カラオケ表）	
3. 1 カラオケ表（総括）	22
3. 2 カラオケ表（震度4）	23
3. 3 カラオケ表（震度5弱・5強）	24
3. 4 カラオケ表（震度6弱以上）	25
第4章 河川関係地震災害対策部の配置	
4. 1 対策スペース（河川情報室）	26
第5章 地震発生後から応急復旧開始までの手順についての補足	
5. 1 非常時職員参集	28
5. 2 河川巡視	29
第6章 被害が発生した場合	
6. 1 被災の発見	31
6. 2 被災の報告（第一報）	31
6. 3 応急対策	31
6. 4 直轄河川災害復旧事業緊急災	31
6. 5 災害対策用機械・機材	32
6. 6 災害復旧資材の備蓄	35
6. 7 対策本部への応援要請	35
第7章 情報の収集および伝達	
7. 1 情報の収集	35
7. 2 関係機関および一般への周知	37
7. 3 記録	37

第8章 平常時からの備え	
8. 1 日頃の備え	38
8. 2 防災訓練	38
第9章 本計画のPDCA	
9. 1 継続・見直しについて	39
9. 2 マネジメントの改訂	39
【参考資料】	
・ 主な被害想定結果（出典：福井県地震被害予測調査報告書 平成9年3月）	40
・ 足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル（1次点検）（案）	43

はじめに ～地震マネジメントについて～

近年、国土交通行政において環境や安全に対する国民の意識が非常に高まるとともに、厳しい財政状況を受けて行政機関の行う事業において、客観性や透明性が求められている。

河川事業においても同様であり、計画・施工・管理などの様々な面において、安全管理、環境管理、コスト管理、工程管理、情報管理等、強化する必要が生じている。

これらの管理を統合的に行うため、近畿地整河川部では各業務単位毎にマネジメント計画書を導入し、①画業務を体系的かつ俯瞰的にとらえ、目標と責任を明確化、②常にPDCAサイクルで業務の改善を図りつつ実施、③組織の業務遂行能力向上や人材育成・技術継承を図っていくものとしており、河川管理においてもこの方針に基づき、マネジメント計画書を作成することとした。それに伴い足羽川ダム工事事務所においても各種マネジメント計画書を必要に応じて作成することとした。

本マネジメント計画書は、足羽川ダム工事事務所の地震時における防災業務について、基本の流れを地震の事象を指標とし、時系列、事項毎に整理し、事務所全職員向けの地震災害対策部運営計画における項目をとりまとめたものである。また、震度4以上の場合と震度5以上の大規模な地震の場合を分けて判りやすく整理した。

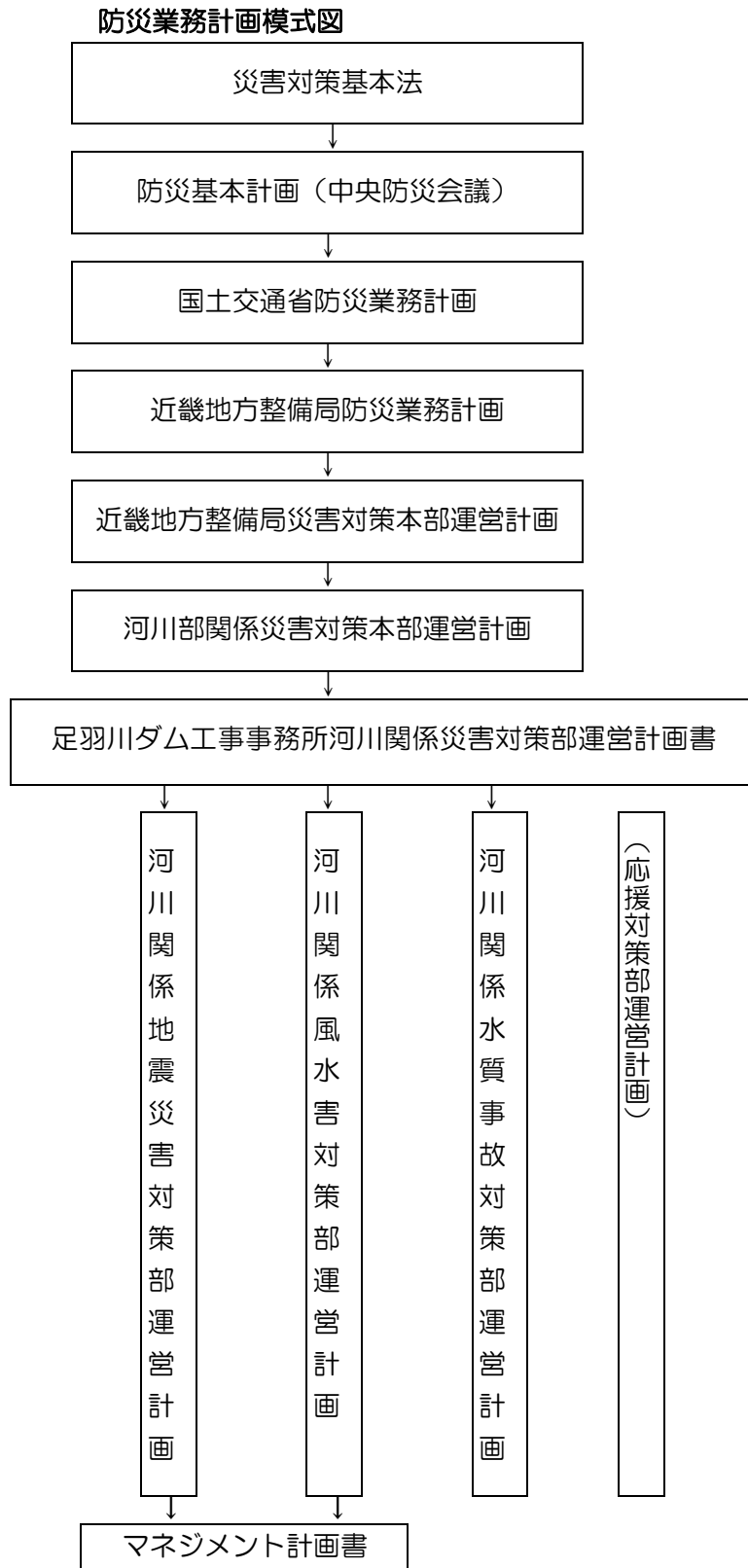
作成に当たっては、記載事項を比較的簡易にするため、図や表を使用し説明するよう工夫した。地震対応における基本のシナリオに、被災が発生した場合における流れを含んでおり、地震対応の状況把握、遂行に資するものとなっている。

本書の構成として、地震対応と平常時準備の2つのマネジメントから形成されている。

第1章 防災業務の体系

1.1 足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部運営計画書

風水害編、地震編、水質事故編、応援編からなり、対策部の体制、所掌業務を的確に実施できるようにそれぞれのしかるべき措置や使用する様式などを取りまとめた、災害対策基本法に基づいた防災計画書。



1. 2 足羽川ダム工事事務所の体制発令基準

(1) 地震災害対策部運営計画

1. 注意体制

- (イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島(気)、福井市美山(県)、池田町稲荷(県)）で震度4の地震が発表されたとき
- (ロ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ハ) 河川部関係地震災害対策本部長（以下「対策本部長」という）が指示したとき

2. 警戒体制

- (イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島(気)、福井市美山(県)、池田町稲荷(県)）で震度5弱もしくは震度5強の地震が発表されたとき
- (ロ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ハ) 対策本部長が指示したとき

3. 非常体制

- (イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島(気)、福井市美山(県)、池田町稲荷(県)）で震度6弱以上の地震が発表されたとき
- (ロ) 大規模災害が確認されたとき
- (ハ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ニ) 対策本部長が指示したとき

(2) 風水害対策部運営計画

1. 注意体制

- (イ) 福井県嶺北北部または、福井県嶺北南部に大雨、洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
- (ハ) 大本、新保観測所のいずれかの時間雨量が20mmを超えた場合または、累加雨量が50mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
- (ニ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ホ) 河川関係風水害対策本部長（以下、「対策本部長」という）が指示したとき

2. 第一警戒体制

- (イ) 福井県嶺北北部または、福井県嶺北南部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
- (ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
- (ハ) 大本、新保観測所のいずれかの累加雨量が100mmに達し対策部長が必要と認めるとき
- (ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
- (ホ) 被害の発生が予想されるとき
- (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
- (ト) 対策本部長が指示したとき

3. 第二警戒体制

(イ) 大本、新保観測所のいずれかの累加雨量が200mmに達し、更に大雨のおそれがあるとき

(ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき

(ハ) 対策部長が必要と判断したとき

(ニ) 対策本部長が指示したとき

4. 非常体制

(イ) 甚大な被害が発生したとき

(ロ) 対策部長が必要と認めるとき

(ハ) 対策本部長が指示したとき

※嶺北北部とは、「あわら市・坂井市・福井市・永平寺町・越前町」をまとめた地域呼称である。嶺北南部とは、「鯖江市、越前市、池田町、南越前町」をまとめた地域呼称である。

(3) 水質事故対策部運営計画

1. 注意体制

(イ) 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において、水質事故が発生し、直轄管理区間の河川への影響のおそれがある場合

(ロ) 二次災害により水質事故の発生のおそれがあり対策部長が必要と判断した場合

(ハ) 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなつたが、河川の影響等の監視が必要な場合

(ニ) その他対策部長が必要と判断した場合

2. 警戒体制

(イ) 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において魚の浮上、へい死等の事態が発生し、直轄管理区間の河川への影響を監視する必要がある場合

(ロ) 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

(ニ) その他対策部長が必要と判断した場合

3. 非常体制

(イ) 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼしている場合

(ロ) その他対策部長が必要と判断した場合

＜地震災害対策部関連表＞

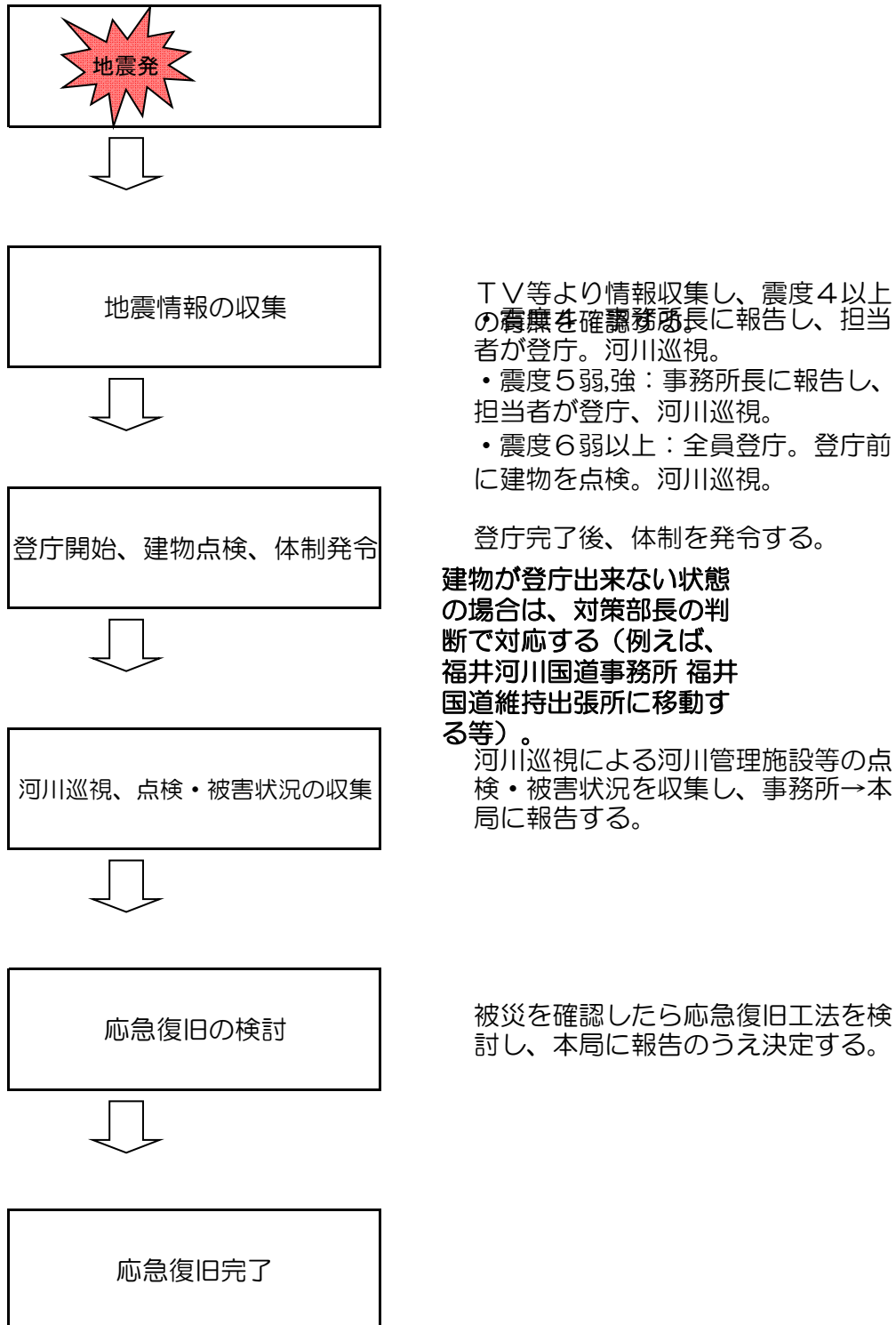
	地震災害対策部（足羽川がま工事事務所）	参考：地震災害対策本部（河川部）	参考：災害対策本部（企画部）
注 意 体 制	<p>①直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県））で震度4の地震が発表されたとき</p> <p>②対策部長が必要と判断したとき</p> <p>③河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき</p>	<p>①管内で震度4の地震が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>③いずれかの河川関係事務所が注意体制を発令した場合</p> <p>④局管内で大規模河道閉塞の発生に関する情報を得た場合</p> <p>⑤河川部地震関係災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①管内で震度4の地震が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内地域で津波注意報を発表した場合</p> <p>③災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
警 戒 体 制	<p>①直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県））で震度5弱もしくは震度5強の地震が発表されたとき</p> <p>②対策部長が必要と判断したとき</p> <p>③河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき</p>	<p>①管内で震度5弱もしくは5強の地震が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内地域で津波警報を発表した場合</p> <p>③いずれかの河川関係事務所が警戒体制を発令した場合</p> <p>④管内で大規模河道閉塞に伴う重大な土砂災害の発生の恐れがある場合（土砂災害防止法に基づく緊急調査）</p> <p>⑤河川部地震関係災害対策本部長が必要と判断した場合</p>	<p>①管内で震度5弱もしくは5強の地震（ただし、大阪市内にあっては震度5弱の地震）が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合</p> <p>③災害対策本部長が必要と判断した場合</p>
非 常 体 制	<p>①直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県））で震度6弱以上の地震が発表されたとき</p> <p>②大規模災害が確認されたとき</p> <p>③対策部長が必要と判断したとき</p> <p>④河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき</p>	<p>①管内で震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内地域で大津波警報を発表した場合</p> <p>③重大な被害が発生または発生のおそれがある場合</p> <p>④河川部地震関係災害対策本部長が必要と判断した場合</p> <p>⑤災害対策本部長が指示した場合</p>	<p>①管内で震度6弱以上の地震（ただし、大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合</p> <p>②気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合</p> <p>③災害対策本部長が必要と判断した場合</p>

2章 S地震発生からの基本的な流れ

本章では地震の事象と事務所の体制を指標とし、地震発生から被災を確認するまでの手順に加え、被災を確認してから応急復旧までの各行動別の手順書を準備した。

「基本的な流れ」を基軸とし、災害が発生（展開）すると、下のイメージのように被災が発生した場合の手順「応急復旧の検討」へ移行し、行動を確認する。

なお、地震対応については洪水と違い、地震が発生した時点で被害が発生すること、参集に係る時間や要員も臨機応変な対応が求められるため、事前に本書を十分熟読しておく必要がある。



2.1 地震発生後の地震情報の収集の手順

地震発生直後から地震情報収集までの手順は以下のとおり。

- ◆対策班及び総務班は管内の震度を収集する。
- ◆対策班(調査係長)は直轄区間に影響を与える気象庁等の**地震観測所【福井市豊島(気)、福井市美山(県)、池田町稻荷(県)】**での震度を確認し対策班長に報告を行う。
- ◆対策班長は、震度4又対策班からの連絡を受け必要な場合、対策部長に報告を行う。
- ◆対策部長から体制発令の指示が出たら、総務班及び対策班は登庁する。
- ◆登庁完了以降の行動については、「登庁完了から体制発令のまでの手順」に移行する。

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
		<input type="checkbox"/> 統一河川情報から携帯アラーム通知(※1)を受信 <input type="checkbox"/> TVや統一河川情報で地震情報の収集を開始		
震度3以上の 場合、気象庁 が「震度速報」 を発表 (※2)発生1 分半後		<input type="checkbox"/> TVや統一河川 情報で震度3以上 の地域名を確認		
「震源に関する 情報」の発表		<input type="checkbox"/> 地震の発生場所 (震源)と規模(マ グニチュード)を確認		
「震源・震度に 関する情報」 の発表		<input type="checkbox"/> 震度3以上を観 測した地域名と市 町村名を確認		
「各地の震度 に関する情報」 の発表		<input type="checkbox"/> 各観測地点の震 度を確認		
事務所管内震 度4未満 (震度4以上、 別途)		<input type="checkbox"/> 対策班長に報告	<input type="checkbox"/> 調査係長からの 震度状況受報 <input type="checkbox"/> 対応終了の指示	
		<input type="checkbox"/> 対応終了		

※1 統一河川情報(携帯版)は、国交省観測所は震度2.5以上、気象庁観測所は震度3以上からアラーム通知設定が可能。

※2 震度3以上の場合、「震度速報」が気象庁から発表される。震度3未満は「各地の震度に関する情報」のみ発表される。

●震度4の場合

登庁者：★用地課長★建設専門官(機械)★調査係長
 ※対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
事務所管内で 震度4を確認		<input type="checkbox"/> ①事務所管内震 度状況を対策班長 に報告		
			<input type="checkbox"/> ②調査係長から の震度状況受報 <input type="checkbox"/> ③管内震度状況 を対策部長に報告	
	<input type="checkbox"/> ④対策班班長から 管内の震度状況 を受報 <input type="checkbox"/> ⑤対策副部長に 体制発令を指示			
	<input type="checkbox"/> 担当職員に登庁 指示 (担当職員：震度4 の場合： ★用地課長 ★建設専門官(機 械) ★調査係長			<input type="checkbox"/> 車両管理業務に、 配車の指示(ただし、 夜間や閉庁日の場 合は、翌日(次開庁 日)に河川巡視とな る)
		<input type="checkbox"/> 登庁開始(建設 専門官(機械)、 調査係長)	<input type="checkbox"/> 登庁開始	<input type="checkbox"/> 登庁開始(用地 課長)
	「登庁完了から体制発令までの手順」へ移行			

●震度5弱もしくは5強の場合

登庁者: ★事務所長★用地課長★総務係長★建設専門官(機械)★調査係長★工務係長★建設監督官
 ※対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
事務所管内で震度5弱もしくは5強を確認		<input type="checkbox"/> ①事務所管内震度状況を対策班長に報告		
			<input type="checkbox"/> ②調査係長からの震度状況受報 <input type="checkbox"/> ③事務所管内震度状況を対策部長に報告	
	<input type="checkbox"/> ④対策班班長から管内の震度状況を受報 <input type="checkbox"/> ⑤対策副部長に体制発令を指示			
	<input type="checkbox"/> 担当職員に登庁指示 (担当職員:震度5弱5強の場合: ★事務所長 ★用地課長 ★総務係長 ★建設専門官(機械) ★調査係長 ★工務係長 ★建設監督官 ★建設監督官 ★建設監督官			<input type="checkbox"/> 車両管理業務に、配車の指示
	<input type="checkbox"/> 登庁開始(事務所長のみ)	<input type="checkbox"/> 登庁開始(建設専門官(機械)、調査係長、工務係長、建設監督官)	<input type="checkbox"/> 登庁開始	<input type="checkbox"/> 登庁開始(用地課長、総務係長)
	<input type="checkbox"/> 対策部長(25分ルール)が kkr-bousai30min@gxb.mlit.go.jp へメール			
「登庁完了から体制発令までの手順」へ移行				

●震度6弱以上の場合

登庁者:★全員★

※対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
事務所管内で震度6弱以上を確認		<input type="checkbox"/> 職員は、各所属長に安否及び参集可否を報告		
				<input type="checkbox"/> 各所属長からの安否及び参集可否を対策部長に報告
	<input type="checkbox"/> 総務班班長より安否及び参集可否を受報			<input type="checkbox"/> 車両管理業務に、配車の指示
	<input type="checkbox"/> 登庁開始(★全員★)	<input type="checkbox"/> 登庁開始(★全員★)	<input type="checkbox"/> 登庁開始(★全員★)	<input type="checkbox"/> 登庁開始(★全員★)
	<input type="checkbox"/> 対策部長(25分ルール) kk-r-bousai30min@gxb.mlit.go.jp へメール			
		<input type="checkbox"/> 登庁時に被災状況を「防災情報掲示板」を活用し情報発信・収集する。	<input type="checkbox"/> 登庁時に被災状況を「防災情報掲示板」を活用し情報発信・収集する。	<input type="checkbox"/> 登庁時に被災状況を「防災情報掲示板」を活用し情報発信・収集する。
	「登庁完了から体制発令までの手順」へ移行			

2.2 登庁完了から体制発令までの手順

登庁完了から体制発令までの手順は以下のとおり。

- ◆震度6弱以上の場合は非常体制となり、職員全員が安否確認と参集を行う。
- ◆対策班は登庁完了次第、体制発令システムにより体制発令を行う。非常体制の場合は最初に登庁した職員が対策班班長の代わりを行う。
- ◆体制発令後の行動は「河川巡視・被害状況の収集の手順」に移行する。

◎ 震度4場合(注意体制の場合)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
		<input type="checkbox"/> 担当職員 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用	<input type="checkbox"/> 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用	<input type="checkbox"/> 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用
		<input type="checkbox"/> 体制・警戒文作成システムで体制発令 ※震度4は、注意体制 ※機器故障であれば、マイクロにて報告(本局FAX M86-3799)		
			<input type="checkbox"/> 体制発令を対策部長に連絡	
	<input type="checkbox"/> 対策班班長から体制発令を受報			
		<input type="checkbox"/> 河川巡視準備		
河川巡視開始	<input type="checkbox"/> 河川巡視・被害状況の収集へ移行 ※ただし、夜間や閉庁日の場合は、翌日(次開庁日)に河川巡視を実施する。			

◎ 震度5弱もしくは震度5強の場合（警戒体制の場合）

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
		<input type="checkbox"/> 担当職員 <input type="checkbox"/> 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用	<input type="checkbox"/> 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用	<input type="checkbox"/> 登庁完了 <input type="checkbox"/> 作業服着用
		<input type="checkbox"/> 体制・警戒文作成システムで体制発令 ※震度5弱もしくは震度5強は、警戒体制 ※機器故障であれば、マイクロにて報告(本局FAX M86-3799)		
			<input type="checkbox"/> 体制発令を対策部長に報告	
	<input type="checkbox"/> 対策班班長から体制発令を受報			
		<input type="checkbox"/> 河川巡視準備		
河川巡視開始	<input type="checkbox"/> 河川巡視・被害状況の収集へ移行 ※河川巡視を実施します。			

◎ 震度6弱以上の場合（非常体制の場合）

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
	<p>□一番早く事務所に到着した者は、職員が3名集まるまで待機し、3名になった時点で、足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検)(案)に則り、事務所庁舎の点検を実施する。</p> <p>□点検の結果、事務所が使用不可能な場合は、対策部長の判断により、臨機に対応する。(例えば、福井河川国道事務所 福井維持(出)に移動等)</p>			
	<p>□参集簿の準備・参集状況の把握(★一番早く登庁した者)</p> <p>□登庁完了(全員)</p> <p>□作業服着用</p>			
	<p style="text-align: center;">★一番早く登庁した者が！</p> <p>□体制・警戒文作成システムで体制発令 ※震度6弱以上は、非常体制 ※機器故障であれば、マイクロにて報告(本局FAX M86-3799)</p> <p style="text-align: center;">□河川巡視準備</p>			
河川巡視開始	<p style="text-align: center;">□河川巡視・被害状況の収集へ移行 ※河川巡視を実施します。</p>			

※「防災情報掲示板活用の手順」を参照

※「所属長への安否ならびに登庁報告の手順」については、「地震時初期行動マニュアルH8年4月」を参照

2.3 河川巡視・被害状況の収集までの手順

- ◆河川巡視については、足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部運営計画書P127に基づいて実施する(参考資料:河川部河川管理課長事務連絡(H21.3.31)「地震発生時の防災体制及び点検の実施について」(河川部災対計画書P.31))
- ◆大きな流れとして、「河川巡視」と「被害状況の収集」の2本立てである。被害の有無によって、手順を選択する。

河川巡視

◎ 震度4の場合(注意体制)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
最大震度4の地震の場合には、ただちに河川巡視を実施しなくてもよいこととし、地震発生の当日または翌日(翌日が閉庁日の場合は次開庁日に)に河川巡視を実施する	<input type="checkbox"/> ④対策班班長から要員・体制の受報。 <input type="checkbox"/> ⑤必要に応じて、増員の指示	<input type="checkbox"/> 河川巡視開始 <input type="checkbox"/> クロノロ作成開始 <input type="checkbox"/> 管内図・水防マップ・災対計画書の配置	<input type="checkbox"/> カラオケ表の作成・要員の配置 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1」を送付<点検開始状況報告> <input type="checkbox"/> ②河川巡視要員からの報告やTV・県市町村等の情報を踏まえ要員確保の調整 <input type="checkbox"/> ③対策部長に要員・体制の連絡 <input type="checkbox"/> ⑥対策部長より増員の指示あれば、対策班要員に登庁指示	<input type="checkbox"/> 車輛管理業務に河川巡視の経路指示 <input type="checkbox"/> 要員の家族保護 <input type="checkbox"/> ⑥対策部長より増員の指示あれば、総務班要員に登庁指示
		<input type="checkbox"/> 増員の場合、各要員は登庁開始		<input type="checkbox"/> 増員の場合、各要員は登庁開始
河川巡視結果を6h以内に本局へ報告		<input type="checkbox"/> 河川巡視結果を対策班長に報告	<input type="checkbox"/> 河川巡視要員から河川巡視結果の受報	

被害状況の収

●被害なしの場合(体制解除)

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
河川巡視の結果、被害や施設に異常がない場合は対応終了。	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③体制解除を指示		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を連絡 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報> <input type="checkbox"/> ④体制・警戒文作成システムで体制解除	
□対応終了				

●被害発見の場合(注意体制→ランクアップ)

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
被害発見	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③体制を指示(警戒・非常体制)指示、引き続き被災情報の収集を指示 <input type="checkbox"/> 重大な被害は速報を水災害予報センター長にホットラインにて報告 <input type="checkbox"/> 必要であれば、自治体等へ第一報(ホットライン)		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報・詳細点検開始> <input type="checkbox"/> ④河川巡視要員に詳細な点検・被害情報収集を指示 <input type="checkbox"/> ⑤体制・警戒文作成システムで体制更新	
		□詳細な点検・被害情報収集を開始	□対策班要員に登庁指示	□総務班要員に登庁指示 □給食確保
詳細な点検・被害情報収集結果を24h以内に本局へ報告	□④対策班班長より詳細な点検・被害情報の受報	□①詳細な点検・被害情報収集結果を対策班班長に報告 □情報収集完了後、事務所へ帰還。	□②河川巡視要員から詳細な点検・被害情報の受報 □③対策部長に詳細な点検・被害情報の報告 □本局へ「地震様式-1・2及び9」を送付<詳細点検結果>	
	□現地対策班の設置及び指名を検討	□必要な場合、防災用ヘリ(きんき号)を要請 □災害対策車を要請	□必要な場合、災害協定を締結している「建設業協会及び測量業協会」に連絡	
	□応急復旧検討へ □マスコミ対応の準備	□応急復旧検討へ	□応急復旧検討へ	□渉外業務対応へ □物質の調達・補給
<input type="checkbox"/> 重大な被害等発生し、応急復旧等が必要な場合は「応急復旧の検討の手順」による <input type="checkbox"/> 応急復旧が必要な場合は本局対策班と調整				

ホットライン

※水災害予報センター長：M 86-3851

※池田町：NTT 0778-44-8005(ダム室直通)

河川巡視

◎ 震度5弱及び5強の場合(警戒体制)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
最大震度5弱及び5強の地震の場合には、ただちに河川巡視を実施する。		<input type="checkbox"/> 河川巡視開始 <input type="checkbox"/> クロノロ作成開始 <input type="checkbox"/> 管内図・水防マップ・災対計画書の配置	<input type="checkbox"/> カラオケ表の作成・要員の配置 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1」を送付<点検開始状況報告>	<input type="checkbox"/> 車輛管理業務に河川巡視の経路指示 <input type="checkbox"/> 要員の家族保護
	<input type="checkbox"/> ④対策班班長から要員・体制の受報 <input type="checkbox"/> ⑤必要に応じて、増員の指示	<input type="checkbox"/> ①必要あれば、経路の現地状況を対策班班長に報告	<input type="checkbox"/> ②河川巡視要員からの報告やTV・縣市町村等の情報を踏まえ要員確保の調整 <input type="checkbox"/> ③対策部長に要員・体制の報告 <input type="checkbox"/> ⑥対策部長より増員の指示あれば、対策班要員に登庁指示	<input type="checkbox"/> ⑥対策部長より増員の指示あれば、総務班要員に登庁指示
		<input type="checkbox"/> 増員の場合、各要員は登庁開始		
河川巡視結果を6h以内に本局へ報告		<input type="checkbox"/> 河川巡視結果を対策班班長に報告	<input type="checkbox"/> 河川巡視要員から河川巡視結果の受報	

被害状況の収

●被害なしの場合(体制解除)

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
河川巡視の結果、被害や施設に異常がない場合は対応終了。ただし、自治体からの応援要請等を検討。	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③体制解除・継続・更新を指示(自治体等への応援体制)		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報> <input type="checkbox"/> ④体制・警戒文作成システムで体制解除・継続・更新	
<input type="checkbox"/> 対応終了・継続・更新				

●被害発見の場合(警戒体制→ランクアップ)

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
被害発見	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③体制を指示(警戒・非常体制)指示、引き続き被災情報の収集を指示 <input type="checkbox"/> 重大な被害は速報を水災害予報センター長にホットラインにて報告 <input type="checkbox"/> 必要であれば、自治体等へ第一報(ホットライン)		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報・詳細点検開始> <input type="checkbox"/> ④河川巡視要員に詳細な点検・被害情報収集を指示 <input type="checkbox"/> ⑤体制・警戒文作成システムで体制更新	
		<input type="checkbox"/> 詳細な点検・被害情報収集を開始	<input type="checkbox"/> 対策班要員に登庁指示	<input type="checkbox"/> 総務班要員に登庁指示 <input type="checkbox"/> 給食確保
詳細な点検・被害情報収集結果を24h以内に本局へ報告	<input type="checkbox"/> ④対策班班長より詳細な点検・被害情報の報告	<input type="checkbox"/> ①詳細な点検・被害情報収集結果を対策班班長に報告 <input type="checkbox"/> 情報収集完了後、事務所へ帰還。	<input type="checkbox"/> ②河川巡視要員から詳細な点検・被害情報の受報 <input type="checkbox"/> ③対策部長に詳細な点検・被害情報の報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1・2及び9」を送付<詳細点検結果>	
	<input type="checkbox"/> 現地対策班の設置及び指名を検討	<input type="checkbox"/> 必要な場合、防災用ヘリ(きんき号)を要請 <input type="checkbox"/> 災害対策車を要請	<input type="checkbox"/> 必要な場合、災害協定を締結している「建設業協会及び測量業協会」に連絡	
	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ <input type="checkbox"/> マスコミ対応の準備	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ	<input type="checkbox"/> 渉外業務対応へ <input type="checkbox"/> 物質の調達・補給
<input type="checkbox"/> 重大な被害等発生し、応急復旧等が必要な場合は「応急復旧の検討の手順」による <input type="checkbox"/> 応急復旧が必要な場合は本局対策班と調整				

ホットライン

※水災害予報センター長:M 86-3851

※池田町:NTT 0778-44-8005(ダム室直通)

河川巡視

◎ 震度6弱以上の場合(非常体制)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
最大震度6弱以上の地震の場合には、全職員が登庁し、ただちに河川管理施設等の点検を実施する。		<input type="checkbox"/> 河川巡視開始 <input type="checkbox"/> クロノロ作成開始 <input type="checkbox"/> 管内図・水防マップ・災対計画書の配置	<input type="checkbox"/> カラオケ表の作成・要員の配置 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1」を送付く点検開始状況報告>	<input type="checkbox"/> 車輛管理業務に河川巡視の経路指示 <input type="checkbox"/> 要員の家族保護
	<input type="checkbox"/> ④対策班班長から要員・体制の受報	<input type="checkbox"/> ①必要あれば、経路の現地状況を対策班班長に報告	<input type="checkbox"/> ②河川巡視要員からの報告やTV・縣市町村等の情報を踏まえ要員確保の調整 <input type="checkbox"/> ③対策部長に要員・体制の報告	
河川巡視結果を6h以内に本局へ報告		<input type="checkbox"/> 河川巡視結果を対策班長に報告	<input type="checkbox"/> 河川巡視要員から河川巡視結果の受報	

被害状況の取

●被害なしの場合(体制解除)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
河川巡視の結果、被害や施設に異常がない場合は対応終了。ただし、自治体からの応援要請等を検討。	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③体制解除・継続・更新を指示(自治体等への応援体制)		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報> <input type="checkbox"/> ④体制・警戒文作成システムで体制解除・継続・更新	
<input type="checkbox"/> 対応終了・継続・更新				

●被害発見の場合(非常体制→継続)

地震による事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
被害発見	<input type="checkbox"/> ②対策班班長より河川巡視結果の受報 <input type="checkbox"/> ③引き続き被災情報の収集を指示 <input type="checkbox"/> 重大な被害は速報を水災害予報センター長にホットラインにて報告 <input type="checkbox"/> 必要であれば、自治体等へ第一報(ホットライン)		<input type="checkbox"/> ①対策部長に河川巡視結果を報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1及び2」を送付<点検結果速報・詳細点検開始> <input type="checkbox"/> ④河川巡視要員に詳細な点検・被害情報収集を指示 <input type="checkbox"/> ⑤体制・警戒文作成システム(体制継続)	
		<input type="checkbox"/> 詳細な点検・被害情報収集を開始		<input type="checkbox"/> 給食確保
詳細な点検・被害情報収集結果を24h以内に本局へ報告	<input type="checkbox"/> ④対策班班長より詳細な点検・被害情報の受報	<input type="checkbox"/> ①詳細な点検・被害情報収集結果を対策班班長に報告 <input type="checkbox"/> 情報収集完了後、事務所へ帰還。	<input type="checkbox"/> ②河川巡視要員から詳細な点検・被害情報の受報 <input type="checkbox"/> ③対策部長に詳細な点検・被害情報の報告 <input type="checkbox"/> 本局へ「地震様式-1・2及び9」を送付<詳細点検結果>	
	<input type="checkbox"/> 現地対策班の設置及び指名を検討	<input type="checkbox"/> 必要な場合、防災用ヘリ(きんき号)を要請 <input type="checkbox"/> 災害対策車を要請	<input type="checkbox"/> 必要な場合、災害協定を締結している「建設業協会及び測量業協会」に連絡	
	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ <input type="checkbox"/> マスコミ対応の準備	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ	<input type="checkbox"/> 応急復旧検討へ	<input type="checkbox"/> 渉外業務対応へ <input type="checkbox"/> 物質の調達・補給
<input type="checkbox"/> 重大な被害等発生し、応急復旧等が必要な場合は「応急復旧の検討の手順」による <input type="checkbox"/> 応急復旧が必要な場合は本局対策班と調整				

ホットライン

※水災害予報センター長:M 86-3851

※池田町:NTT 0778-44-8005(ダム室直通)

2.4 応急復旧の検討の手順

◆復旧方法の協議様式については、【様式7B、様式-8】で行う。(足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部運営計画書P24.25)による。

地震による 事象	対策部長 対策副部長 (事務所長・副所長)	対策班 現地対策班	対策班班長	総務班班長 総務班
河川巡視・点 検・被災情報の 収集から引き 続き	<input type="checkbox"/> ③対策班班長からの復 旧工法の確認	<input type="checkbox"/> ①対策班は応急(緊急) 復旧工法を検討する。	<input type="checkbox"/> ②対策部長に工法を報 告。 <input type="checkbox"/> ④応急(緊急)復旧工法 を本局対策班に協議。	<input type="checkbox"/> 引き続き、給食確保、渉 外業務対応、物質の調達・ 補給を実施
		<input type="checkbox"/> 対策班は協定締結業者 への準備連絡対策班は搬 入ルート、仮置き場の検討 <input type="checkbox"/> 対策班は交通確保のた めの関係機関協議		
	<input type="checkbox"/> 緊急災の内容を確認	<input type="checkbox"/> 対策班は緊急災を本局 対策班に申請【様式-5. 4】 ※詳しくは、直轄河川災害 復旧事業の手引きによる	<input type="checkbox"/> 緊急災の内容を対策部 長に報告	
	<input type="checkbox"/> 協定締結業者との契約 内容の確認	<input type="checkbox"/> 協定締結業者と協議 <input type="checkbox"/> 資器材の調達		<input type="checkbox"/> 協定締結業者との契約 手続き
	<input type="checkbox"/> 対策部長が災害対応が 必要であると判断	<input type="checkbox"/> 防災エキスパート出動要 請 <input type="checkbox"/> 支援職員の派遣要請 (情報収集班又は支援 班) <input type="checkbox"/> 専門家の派遣要請 <input type="checkbox"/> 前線基地設置検討 (資器材、人員受入基地)	<input type="checkbox"/> 必要であれば、対策部 長に災害対応支援要請内 容を報告	
	<input type="checkbox"/> 現地対策班の設置及び 指名を検討			
	<input type="checkbox"/> 記者発表【緊急災開始】	<input type="checkbox"/> 応急(緊急)復旧実施		
		<input type="checkbox"/> 対策班は、復旧報告第1 報を局対策班に【地震様式 -3】により報告。		
		<input type="checkbox"/> 対策班は復旧報告第2 報を局対策班に報告。		
	<input type="checkbox"/> 記者発表【緊急災完了】	<input type="checkbox"/> 応急(緊急)復旧完了		
	<input type="checkbox"/> 現地対策班解散 <input type="checkbox"/> 非常体制解除 <input type="checkbox"/> 対応終了	<input type="checkbox"/> 対応終了	<input type="checkbox"/> 対応終了	<input type="checkbox"/> 対応終了

第3章 河川巡視・被害情報の収集、処理、伝達の流れ(カラオケ表)

3.1 カラオケ表(総括)

<震度4の場合 → 注意体制>

(勤務時間に発生は直ちに。勤務時間外や閉庁日に発生時は、開庁日に実施)

	役割	氏名	人数	内容
総務班	配車手配		1	車両管理業務とのやり取り
対策班	情報収集		1	本局報告、TV等により情報収集、河川巡視とのやり取り
	河川巡視		3	大臣管理区間の点検、巡視

※対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

<震度5弱及び5強の場合 → 警戒体制>

	役割	氏名	人数	内容
対策部	指揮		1	指揮
総務班	配車手配		1	車両管理業務とのやり取り
	要員の給食		1	要員の給食の確保
対策班	情報収集		3	本局報告、TV等により情報収集、河川巡視とのやり取り
現地対策班	河川巡視		3	大臣管理区間の点検、巡視

※対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。

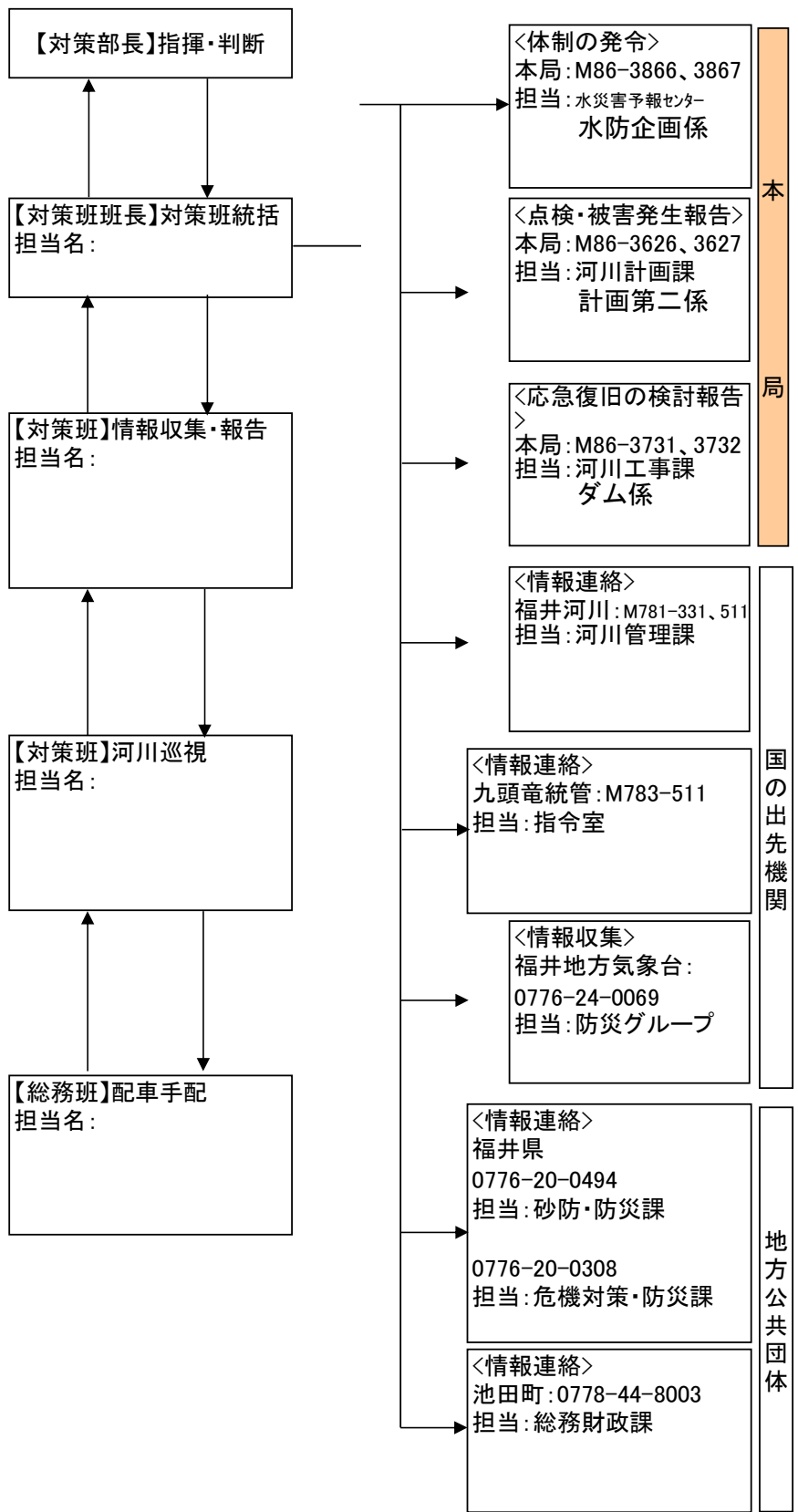
<震度6弱以上の場合 → 非常体制>

	役割	氏名	人数	内容
対策部	総括指揮	佐藤 弘行	1	指揮・判断
	総務班指揮	村岡 宏	1	指揮・判断
	対策班指揮	神後 雅文	1	指揮・判断
	対策班指揮	伊藤 征毅	1	指揮・判断
	対策班指揮	大岩 仁志	1	指揮・判断
総務班	班長	小木曾 肇	1	<ul style="list-style-type: none"> ・渉外事務(広報を除く)に関する事 ・要員の収集及び自動車の運営に関する事 ・要員の給食及び健康管理に関する事 ・会計及び給与に関する事 ・物質の調達及び補給に関する事 ・防災業務に基づく補償に関する事 ・災害救助法に基づく応援に関する事 ・要員の家族保護に関する事
	副班長	金沢 尚志 西村 香織	2	
	庶務会計	中嶋 朗裕 川端 美佐季 畠田 千遥	3	
	救助補償	瀬川 哲平 中安 洋介 重定 真美	3	
対策班	班長	川内 嘉起	1	<ul style="list-style-type: none"> ・一般被害にかかる情報の収集及び連絡に関する事 ・「災害レポート」の作成、報告に関する事 ・電気及び通信の確保に関する事 ・地震情報、津波情報、土砂災害関係情報及び気象・水文情報の収集及び通報に関する事 ・防災体制の発令、解除及び要員配備に関する事 ・水文観測の実施に関する事 ・防災エキスパートとの連絡等に関する事 ・直轄河川災害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に関する事
	副班長	吉田 真人 川端 知憲 松島 健朗 横井 規生 西堀 剛志	5	
	対策	小松 司 三橋 佑介	2	
	工務	河原 光佑 原 恒太 尼丁 勇輝 角田 隼輔 渡邊 吉晃	5	
現地対策班	班長	有田 隆司	7	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の巡視及び状況把握に関する事 ・緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施に関する事 ・対策部への報告に関する事 ※現地対策班は、災害の状況等により対策部長が設置及び指名するものとする。
	副班長	小川 善史 糸 純司 堀 祐樹		

3.2 カラオケ表(震度4)

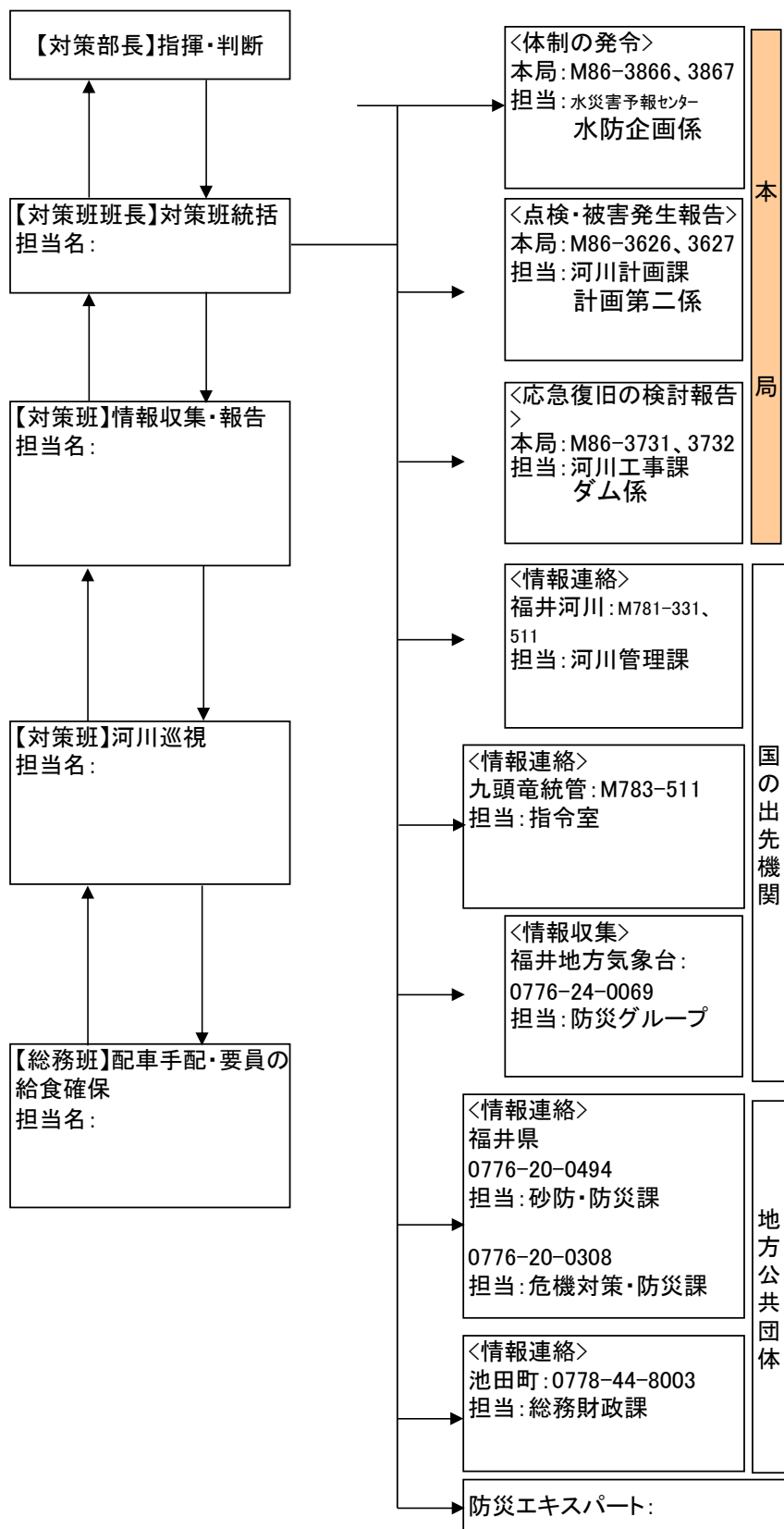
<震度4の場合 → 注意体制>

(勤務時間に発生は直ちに。勤務時間外や閉庁日に発生時は、開庁日に実施)



3.3 カラオケ表(震度5弱・5強)

<震度5弱及び5強の場合 → 警戒体制>



3.4 カラオケ表(震度6弱以上)

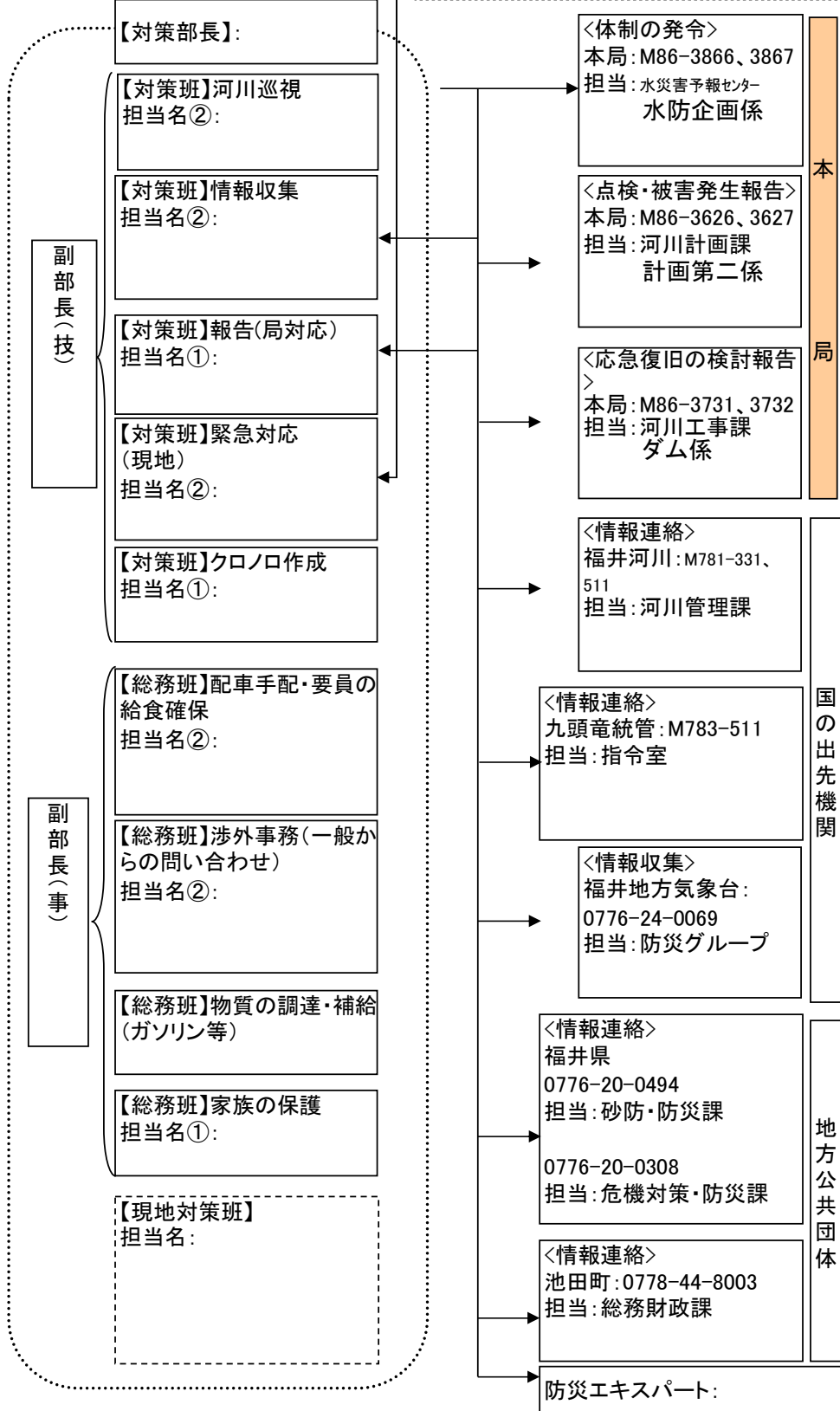
【協定を締結している協会】調査・現地対応

★(社)福井県測量設計業協会

0776-34-1828 担当名:

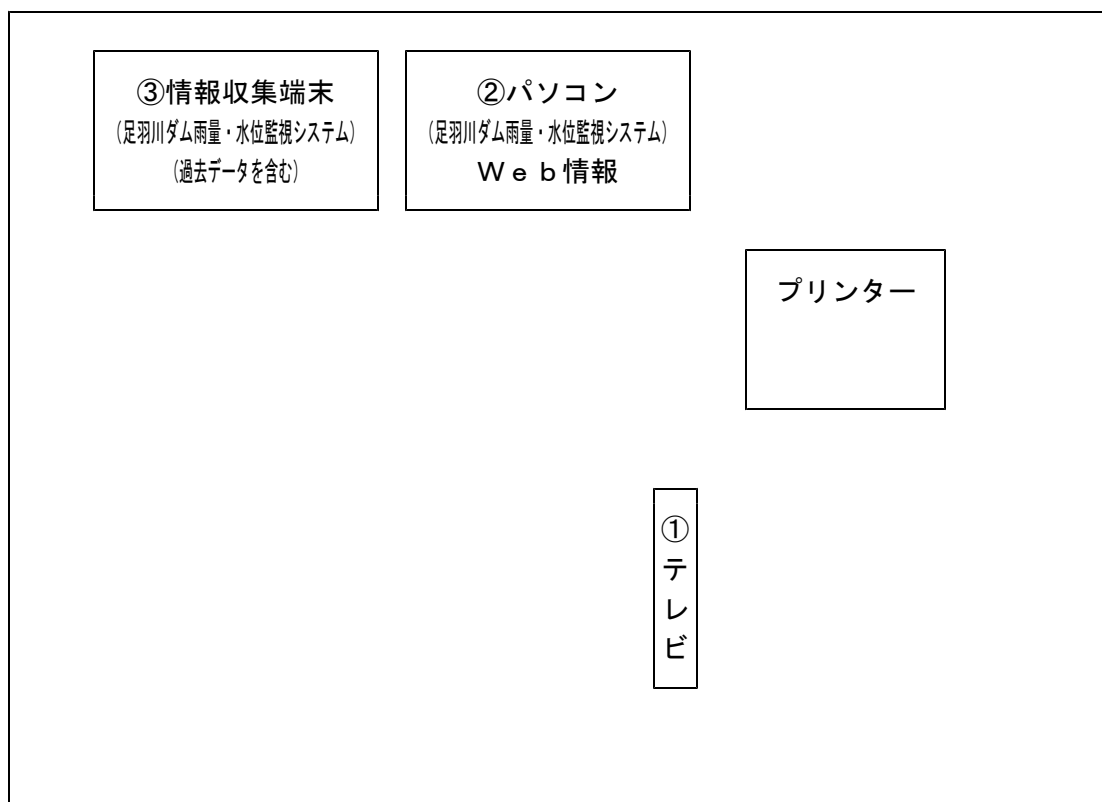
★(社)福井県建設業協会

<震度6弱以上の場合 → 非常体制>



第4章 河川関係地震災害対策部の配置

4.1 対策スペース（河川情報室）



①	T V	福井県内における気象全般のケーブルテレビ視聴可
②	足羽川ダム雨量・水位監視システム	Web上での足羽川ダム管内関係の地震・雨量・水位・流量等のリアルタイム表示及び監視
③	情報収集端末 (②と連動)	過去から現在までの足羽川ダム管内の雨量・水位・流量等の河川流況のデータベース及び監視

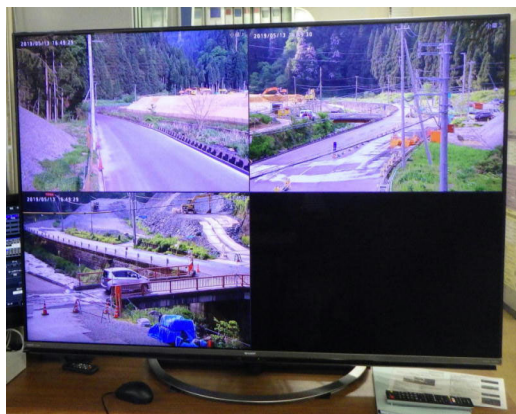
※体制・警報文作成支援システムは各職員のパソコンより行う。

地震災害対策部を設置した場合は、定められた各班員は河川情報室に集合し、地震災害業務に従事する。

なお、河川情報室には、前表のシステムのほか、情報伝達に必要な水防関係全様式、河川関係災害対策部運営計画書等を常備している。

河川情報室常備資料

- ・水防マップ
- ・図面（足羽川ダム管内図、足羽川・水海川平面図、足羽川・水海川縦横断面図）
- ・写真（斜め写真）
- ・浸水想定区域図、市町村ハザードマップ
- ・特定区間調書等



①TV



②パソコン足羽川ダム雨量・水位監視システム



③情報収集端末

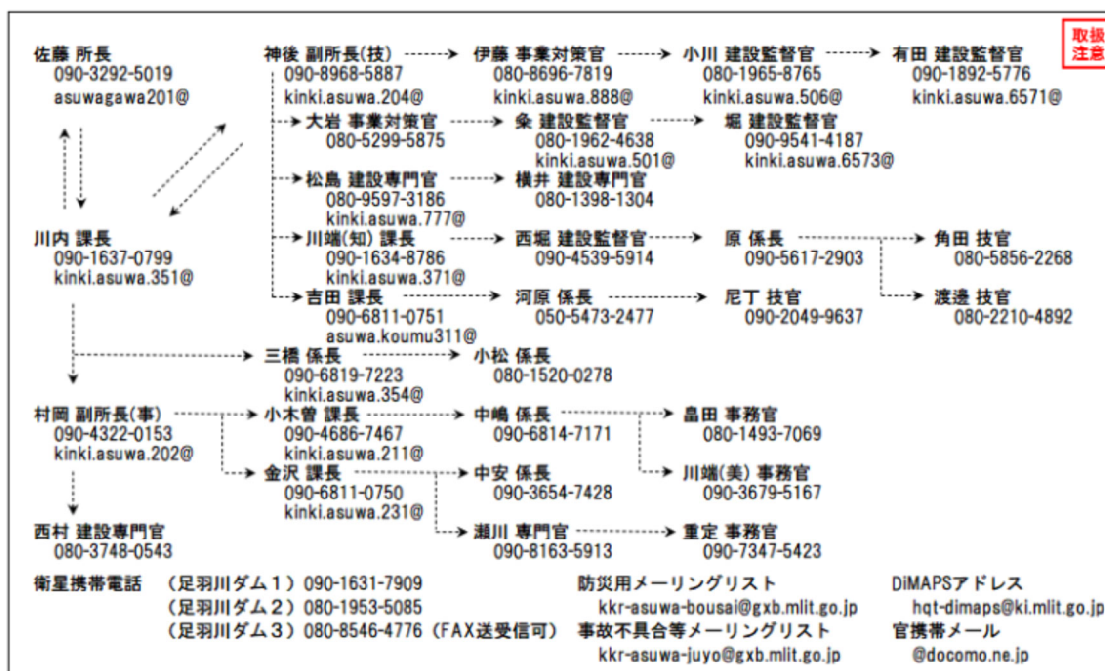
第5章 地震発生後から応急復旧開始までの手順についての補足

5.1 非常時職員参集

<時間外における連絡経路>

時間外における事務所職員の連絡経路については、次図のとおりとする。

勤務時間外における連絡経路（地震災害対策部）



5. 2 河川巡視

1) 目的

災害時において、護岸・床固め等の状況を把握し、もって緊急かつ適切な対応に資することを目的とする。

2) 実施基準

福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県）観測点のいずれかにおいて震度4以上の地震が発生した時。

ただし、最大震度4の地震の場合には、ただちに河川管理施設等の点検を実施しなくてもよいこととし、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）に河川巡視を実施する。

3) 巡視体制

現地対策班により1班3名以上の体制で車（必要に応じて徒歩）にて巡視を実施する。

巡視における巡視範囲は、「河川巡視区域及び経路図」（図-1参照）のとおりとする。

4) 点検事項

巡視実施にあたり主な点検項目は以下のとおり。

点検対象物	主な点検項目
護岸	亀裂・陥没・流出・破損・その他
床固め・堰 (許可工作物含む)	周辺法面・本体・取付護岸等の状況・その他
橋等	状況（水位・冠水・橋脚・その他）
周辺地	冠水・河岸浸食・斜面崩壊・土砂崩れ・ 山林斜面崩壊・その他
その他	工事状況を踏まえて巡視項目を決定する

第6章 被害が発生した場合

6.1 被災の発見

被災発見の第1報を受けた場合、引き続き河川巡視（又は現地対策班）により詳細把握を行う。

6.2 被災発生への報告（第1報）

大規模な被災発生であると判断された場合は、対策部長（事務所長）より本部長や関係部局（河川情報管理官、河川保全管理官）へマイクロおよび携帯電話等にて第一報伝達を行う。

6.3 応急対策

河川管理施設が被災した場合または被災するおそれがある場合、災害の発生や拡大を防止するために、被災施設の応急対応を行う必要がある。

対策班及び現地対策班は、被災施設及び周辺における状況を把握し、資機材の確保、対策の検討を行う。

6.4 直轄河川災害復旧事業緊急災

1) 直轄河川災害復旧事業における災害とは

- ① 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害
(公共土木施設災害復旧事業国庫負担法より)

●天然現象の要件

災害要因	要件
洪水	・原則…はん濫注意水位以上の出水 ・はん濫注意水位の定めのない河川は、河岸高の5割程度の水位 ・はん濫注意水位未満の洪水…指定水位以上が48時間継続
暴風	・最大風速(10分間平均) 15m/sec以上
その他(地震、津波など)	・発生の状況により協議検討

- ② 直轄区間もしくは河川法施工令第2条第7項区間で工事を行っている区間で発生した災害

- ③ 1箇所の事業費が500万円以上であり、維持管理の範疇を超えるもの

2) 緊急復旧事業（緊急災）

重大な事態が発生した、または発生するおそれがあり、現地調査、及び予算措置をする時間的余裕がない場合に実施する。

重大な事態とは、浸水しているか、一定の状況が近づけば、人命、財産、公共施設等に重大の影響を及ぼすもの。出水期を控え、出水等により増災して重大な事態が発生するおそれのあるもの。

3) 災害復旧事業緊急災の申請

災害復旧事業緊急災が適用される場合、対策班は次に掲げる事項を記載した図書を作成し、災害対策本部対策班（河川部 工事課）へ申請する。

- ① 災害発生状況
- ② 緊急復旧工事を必要とする理由
- ③ 緊急復旧工事の計画の概要、及び事業に必要な費用額
- ④ 緊急復旧工事の施行期間
- ⑤ その他必要な事項

6. 5 災害対策用機械・機材

1) 災害対策用機械の出動要請

災害対策用機械の出動は次の要領で行う。

- ① 災害が発生し、対策部長（事務所長）が災害対策用機械の必要を判断。
- ② 企画部施工企画課及び災害対策用機械保有事務所と連絡調整しながら、企画部企画課に災害対策用機械の出動申請を行う。
- ③ 「災害時における応急対策業務に関する基本協定会社」に出動要請し、また保有事務所とも連絡を取り合いながら機械を輸送し、設置する。
- ④ 機械の設置位置はあらかじめ現地を調査し決定しておく。

2) 非常体制時の情報機器選別の対応

非常体制時には災害現場等への電話回線及び画像回線の確立が不可欠であり、下記によりその選定を行う。

ア) 電話回線確保における使用機器

- ① 衛星携帯通信

※現地にマイクロ通話回線を確立したい時
移動多重回線確立

イ) 画像情報の取得における使用機器優先順位

- ① 衛星通信車
- ② Ku-SAT
- ③ その他
 - 車輦が入れない災害現場 → 簡易型画像伝送装置
 - 上空から画像を確認したいとき → 気球空撮装置その他
 - 被害箇所が大規模の時でヘリ要請後、現地で画像が見たいとき → ヘリテレ受信装置

【近畿】令和5年度 建設機械保有台数【全体】

令和5年4月1日時点

用途	建設機械名	機械保有台数																	
		近畿	滋賀	福知山	京都	姫路	兵庫	豊岡	大阪	奈良	和歌山	紀南	福井	琵琶湖	淀川	大和川	雑名川	本津上	近畿技術
管理用	バトローカ-	89	6	4	4	9	8	6	8	8	5	7	8	9	2	8	2	1	2
	送煤船	10				2		2						1	2	2			
点検用	管理用乗機 計	99	6	4	4	11	8	8	8	8	5	7	9	10	4	10	2	1	2
	橋梁点検車	3																	3
維持用	点検用乗機 計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	草刈機(大型通割)	21				2		3				6		6		1	3		
	刈草刈機	2									2								
	集草刈包車	2														2			
	履帯車	48	3	2	4	6	4	2	9	5	4	3	4						
	維持用乗機 計	71	3	2	4	8	4	5	9	5	12	3	10	0	3	3	0	0	0
清掃用	踏踏清掃車	7	1	1		1			1	1	1								
	新清掃車	8	1	1	1	1	1			1	1		1						
	排水清掃車	8	1	1	1	1	1			1	1		1						
	トンネル清掃車	2						1			1		1						
	取水車	7	1			1	1	1	1	1	1		1						
	清掃用乗機 計	32	4	3	2	4	2	2	2	4	5	2	2	2	0	0	0	0	0
災害用	衛星通信車	7				1		1					1		1				2
	位置紐立機	2																	2
	照明車	81	2	1	3	1	2	1	2	1	2	2	3	2	1	2	1	2	4
	対策本部車	20	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1	2	1	1
	土のう造成機	8	2			1		1		1	1				1	1			1
	排水ポンプ車	40	7			3	3	4			3	5	4	1	3	1	2	2	5
	通用履帯式バックホウ	1																	1
	履帯式掘削機(バックホウ用)	1																	1
車道用	災害対策用機械 計	110	0	12	2	10	2	9	2	3	7	10	10	10	2	9	4	6	5
	ロータリ除雪車	15	2			2		2						9					17
	高速任意調整正機	4	3											1					
	除雪グレーダ	20	2	2		2		5						9					
	除雪トラック	68	10	8		4		10					36						
	除雪ドーザ	8	1					2					5						
	除雪ローダ	4											4						
	車道用 計	119	17	11	0	8	0	19	0	0	0	0	64	0	0	0	0	0	0
敷布用	凍結防止剤散布車	64	13	7	5	3	1	7	1	8	4	2	13						
	凍結防止剤散布装置	19				1	7	4	2	1	4								
歩道用	車道用 計	83	13	7	5	4	8	7	5	10	5	6	13	0	0	0	0	0	0
	小型除雪車	18	3	2				1					12						
	小型除雪機	61	9	13		4		26				9							
	歩道用 計	79	12	15	0	4	0	27	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0
総計	歩道用 計	598	55	54	17	49	24	77	26	27	36	30	100	6	22	9	7	7	20

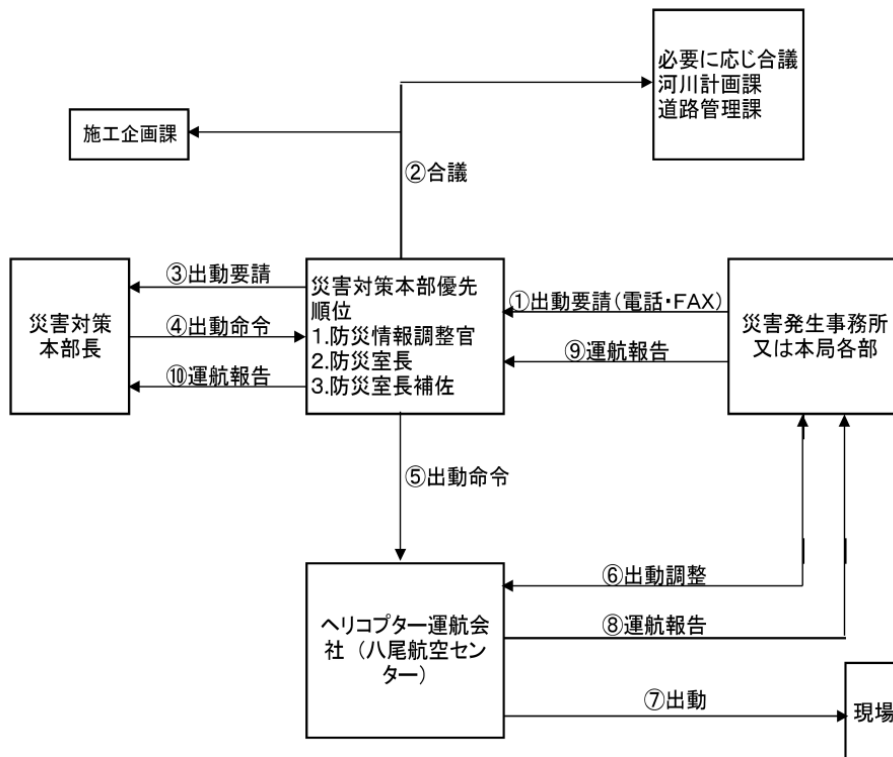
近畿対常用機械保有一覧表

(参考) 災害対策機械機器使用手順の手順

災害対策用建設機械出動手続き（緊急使用）系統図



きんき号緊急時の運航について



6. 6 災害復旧資材の備蓄

事務所管内の被害発生時の復旧工事の資材として、資材備蓄を行っており、その名称、数量、位置等を適正に管理し、災害対策運営計画書に掲載している。

6. 7 対策本部への応援要請

所管施設に災害が発生した場合は「足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部組織及び体制発令基準」により、防災体制を発令し対策部（事務所）の設置を行い、必要に応じ対策本部（本局）に応援要請等を行い、速やかに防災体制を整える。

第7章 情報の収集及び伝達

7. 1 情報の収集

水位情報をリアルタイムで捉え基本のシナリオと照合しながら防災業務を遂行する。事前情報とリアルタイムの情報を活用し視覚的に情報を整理する事が重要であり、災害時においては社会情勢についても市町村や、メディア、インターネット等より情報を収集し円滑かつ的確な活動展開を検討する。

○マップ関連（事前情報）

池田町に浸水想定区域図、洪水ハザードマップの該当なし。

○マスメディア（リアルタイム情報）

ラジオ局名	周波数
NHK福井第一	福井：927kHz
NHK福井第二	福井：1521kHz
FBC福井放送	福井：864kHz
NHK FM福井	福井：83.4MHz
福井エフエム放送（FM福井）	福井：76.1MHz
福井街角放送（Radioあいらんど）	福井：77.3MHz

○インターネットコンテンツ（リアルタイム情報）

コンテンツ名	URL	雨量ゲージ	雨量	水位	ハイドロ
川の防災情報	http://www.river.go.jp/	○	○	○	×
統一河川情報システム	http://10.240.4.149/title.html	○	○	○	×
統一河川情報S（官携帯）	http://s.river.go.jp/	○	○	○	×
足羽川ダム工事事務所雨量・水位監視システム	http://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/ ユーザー名:asuwa01# パスワード:Dam!806	○	○	○	○

足羽川ダム工事事務所 雨量・水位監視システム（リアルタイム防災情報）

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所
雨量・水位観測情報

雨量・水位観測情報

注意報・警報

気象レーダー

降水短時間予報

地震情報

台風情報

天気図

気象衛星画像

全国アメダス

県内アメダス

時系列予報

天気予報

河川・砂防
総合情報

気象庁
Japan Meteorological Agency

tenki.jp

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所
雨量・水位観測情報

分布図 一覧表 実化図 日表 月表 H-O曲線式
最新観測時刻: 2022年04月28日 11時00分

【現在の自動データ取得モード（2022年04月27日 11時42分）：1時間】

※現在、表示されている流量値については、最新の測定値によるものです。現在より過去の流量値については、気象庁観測の補綴取事（補綴）により再確認して下さい。

※※下新保水位流量観測所、上宇治雨量観測所、上宇治水位流量観測所 H23年4月から運用休止
 大宮雨量観測所 H26年8月から運用休止
 新保雨量観測所 H26年8月から運用休止後H27年5月から福井県所管データを利用開始

JMA 日本気象協会

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所
雨量・水位観測情報

分布図 一覧表 実化図 日表 月表 H-O曲線式
最新観測時刻: 2022年04月28日 11時00分

雨量局: 水位局: 前の日: 日数:

雨量局地点名: なし
水位局地点名: なし

時間雨量 (mm)

累積雨量 (mm)

水位 (m)

流量 (m³/s)

※新保: 福井県所管雨量観測所、大本: 足羽川ダム所管雨量観測所、美山: 気象庁所管雨量観測所
 小畑: 足羽川ダム所管水位流量観測所、天神橋: 福井河川国道所管水位観測所
 九十九橋: 福井県所管水位観測所

JMA 日本気象協会

○その他（リアルタイム情報）

電話応答 サービス	0778-44-8102 0778-44-7725	<p>【部子川】</p> <p><水位> 小畑</p> <p><雨量> 大本</p>
--------------	------------------------------	--

7. 2 関係機関及び一般への周知

福井県や池田町向けの情報は所定の様式を用い、原則 F A X で周知する。
なお、一般への周知はしていない。

水位や雨量、雨量レーダーは事務所雨量・水位監視システムにて 1 時間、
30 分、10 分ごとに対応してリアルタイムで提供することができる。
(切替は決められた降雨量で自動または河川情報室にて任意で可能)

※関係機関へ F A X 送信した場合、必ず着信確認をすること。

※送信文書には、必ず発信者、受信者、確認時間を記入すること。

● 発着信確認欄 (例)

発信者	発信時刻	→	受信機関	受信者	受信時刻
	:	→			:

【 記者発表により周知する情報 】

- ① 河川管理施設の被災
- ② 応急対策・災害復旧事業の開始及び完了
- ③ その他支部長が必要と認めた情報

※記者発表については、対策班がとりまとめを行い、対策部長の決裁完了後
発信する。記者発表に関するマスコミ対応については対策副部長（事務副
所長）が行う。

7. 3 記 録

クロノロは有用であるため、当日は専門担当を決めるものとする。

※様式については、事務所全職員が作成出来るように、以下のフォルダに
保存している。

M:¥2023 年度¥所内共有¥【調査設計課】防災関係¥★様式類★

第8章 平常時からの備え

8. 1 日頃の備え

①管理施設や観測施設の点検

- ・誤認、操作異常、故障等が無いように定期的な巡回、保守点検を実施する。

②情報伝達様式の整理

- ・河川情報室にある情報伝達様式について更新等を適宜実施する。

③河川情報室の整理整頓

- ・出水期前には必ず整理整頓を行う。

④各システムの稼働状況の確認

- ・電話回線によるリアルタイムデータについては欠測等が発生しないか日常的に監視する。
- ・足羽川ダム雨量・水位監視システム等の河川情報に関するシステムが正常に稼働することを適宜確認すること。
- ・システムの操作方法について広く職員へ周知しておくとともに、操作訓練を実施しておくこと。

⑤官支給携帯電話の取扱い

- ・時間外出水時等には官支給・私人携帯電話へ事務所体制等の情報を伝達する。

また、水位・雨量についての情報は「足羽川ダム雨量・水位監視システム(PC)」、「川の防災情報(携帯)」で入手可能である。

(防災担当者はより詳細な統一河川情報システムを活用)

8. 2 防災訓練

①職員による防災訓練

毎年9月に非常参集訓練及び初動対応訓練<地震防災訓練>を実施し、勤務時間外の大規模地震災害に対し、全職員による非常参集と被災状況等の情報収集・伝達など初動対応の訓練を行い、災害時において迅速かつ適切な防災活動ができるよう職員の災害対応能力向上を図る。

第9章 本計画のPDCA

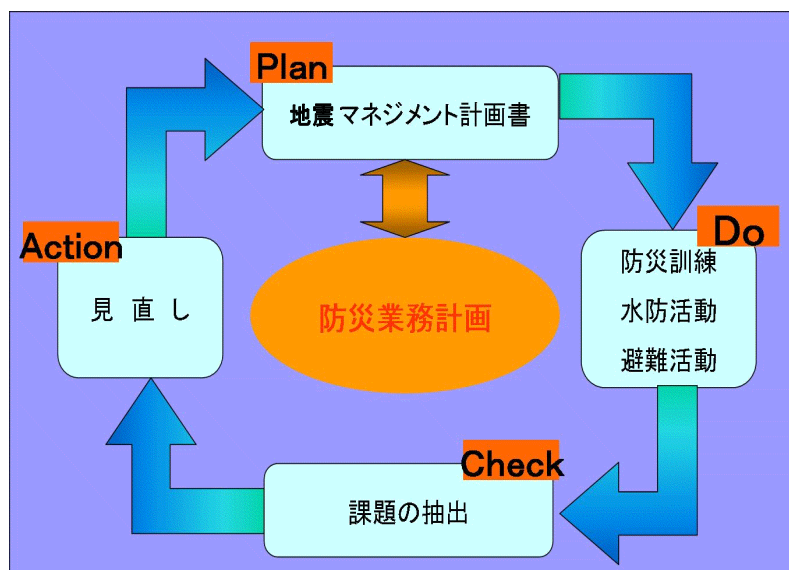
9.1 継続・見直しについて

地震マネジメント計画書、現行の災害対策部運営計画・基準については、適宜見直し・改訂を行い、適切な水防活動、避難活動を行うための体制を整えておく必要がある。

計画・基準	更新時期
地震マネジメント計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 出水期前に更新を行う。 ・毎年9月の地震防災訓練での反省点を必要に応じて反映させる。
災害対策部運営計画書	

9.2 マネジメントの改訂

地震マネジメント計画書は、定期的に見直し、改訂していくこととなるが、実際の水防や地震防災訓練などで、課題や改善点などが見いだされた場合は、都度検討を行い、災害対策運営計画書と相互で改訂を行っていくとともに、各種マネジメント計画書の見直しも必要に応じて反映していくものとする。



【 参 考 资 料 】

(18) 福井県

①主な被害想定結果整理表

都道府県名／ 市町村名	想定地震名	地震規模 マグニ チュード	最大震度	人的被害			
				死者数		負傷者数	
				春・秋	冬	春・秋	冬
福井県全体	福井地震	7.1	7※	3,785	4,286	22,809	25,110
	敦賀断層地震	7.2	7※	902	1,120	6,996	8,449
うち福井市	福井地震	7.1	7※	2,000	2,223	7,391	7,932
	敦賀断層地震	7.2	5強※	11	11	235	235

※最大震度は震度分布図より読み取った値である

(注) 表内の「-」は、出典の報告書等において被害数値が記載されていない場合、評価対象外の項目である場合等を意味する

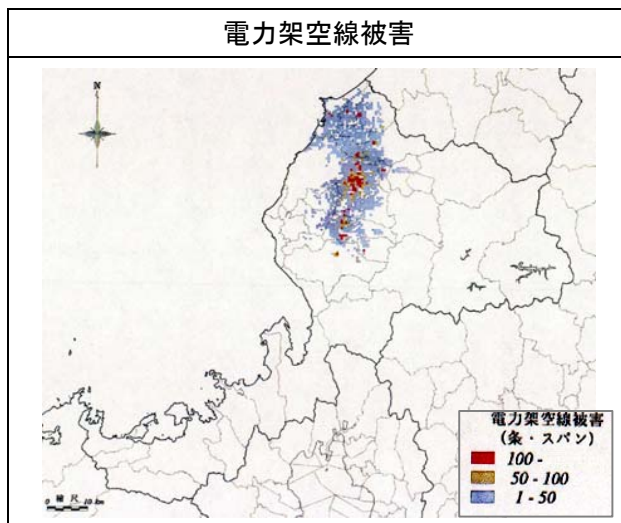
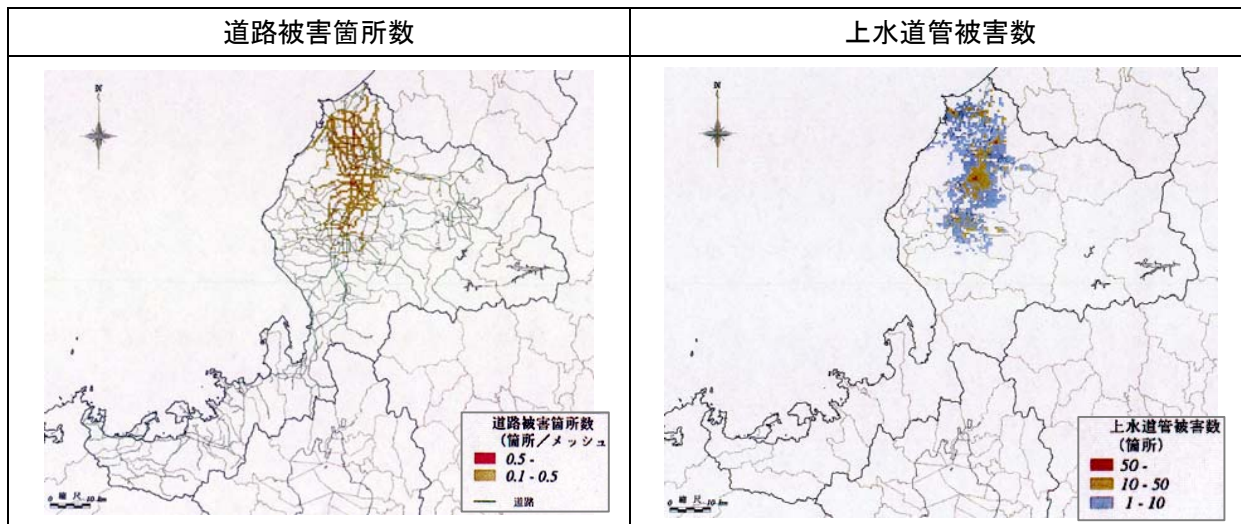
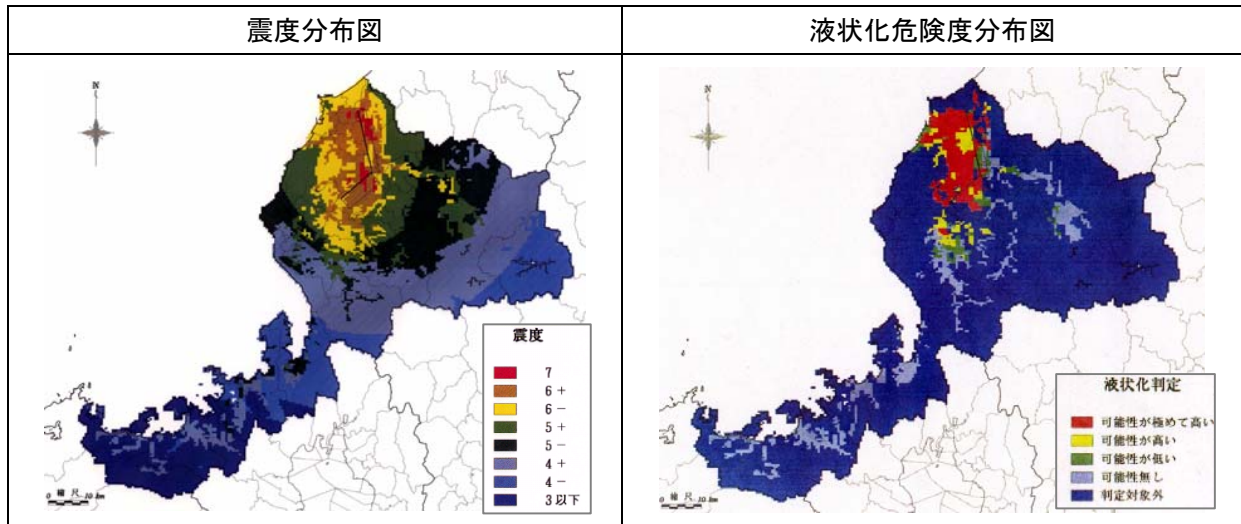
都道府県名／ 市町村名	想定地震名	建物被害						
		揺れ+液状化		火災[最大]	津波		崖崩れ	
		全壊数	半壊数	焼失数	全壊数	半壊数	全壊数	半壊数
福井県全体	福井地震	85,944 (142,575)	68,251 (71,655)	17,030	-	-	-	-
	敦賀断層地震	28,306 (51,155)	51,721 (84,398)	5,107	-	-	-	-
うち福井市	福井地震	35,504 (58,663)	21,830 (18,993)	9,151	-	-	-	-
	敦賀断層地震	3,004 (7,669)	9,468 (22,840)	1	-	-	-	-

(注) 揺れ+液状化による建物被害の()内の数値は、積雪時における被害想定値

(注) 表内の「-」は、出典の報告書等において被害数値が記載されていない場合、評価対象外の項目である場合等を意味する

(出典：福井県地震被害予測調査報告書 平成9年3月)

②主な被害想定結果図面（以下は全て福井地震）



（出典：福井県地震被害予測調査図面集（平成9年3月））

足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検)(案)

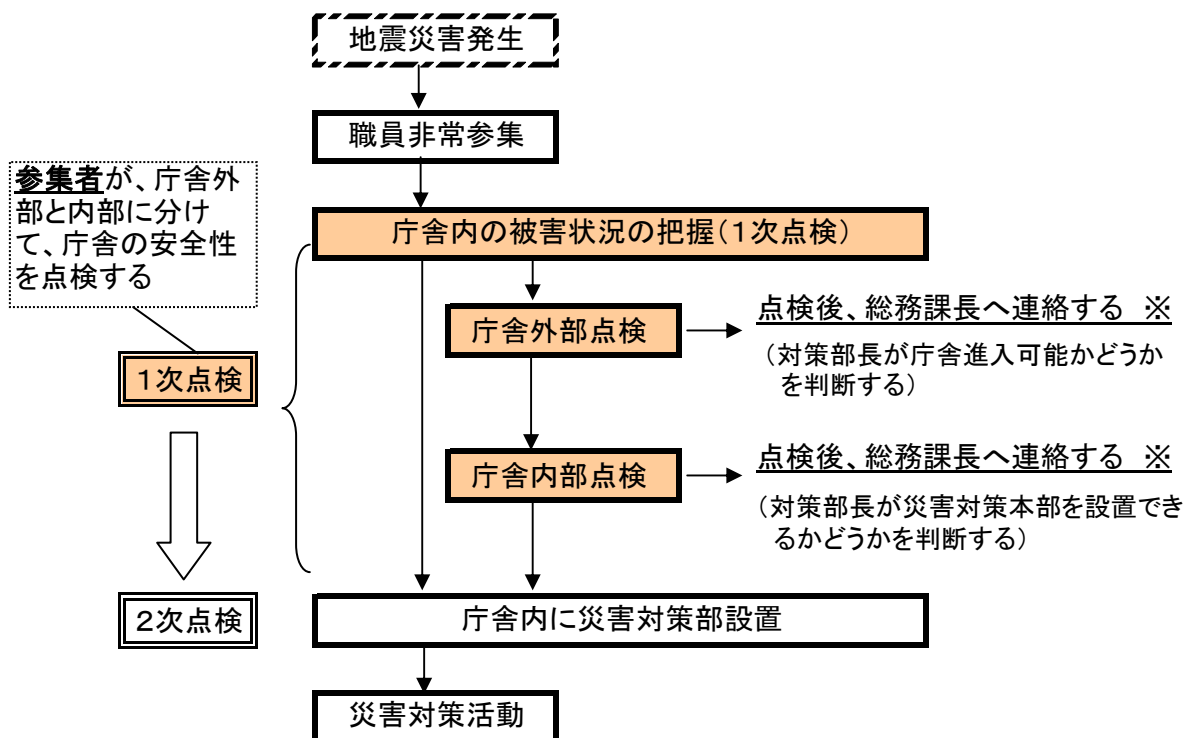
本マニュアルは、**夜間**や**休日**等に**震度6弱**以上の地震が起こった場合、専門的な判断に先だて、庁舎に入れるかどうか、また災害対策本部が設置可能かどうかを判断するために用いる。

構造体(柱・梁・床・壁等)に著しい損傷が生じている場合は、応急危険度判定士や建築士等による専門的な判定が必要である。

◆ 事務所庁舎点検の時期

一番早く事務所に到着した者は、職員が3名集まるまで待機し、3名になった時点で、足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検)(案)に則り、事務所庁舎の点検を実施する。

◆ 時間外点検フロー



※ 総務課長と連絡が取れない場合の代理として、総務班の副班長に連絡することとする。

足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検:庁舎外部)

月 日 時 分 調査者氏名

点検項目

① 建物の倒壊による危険はないか(構造躯体(柱・梁・壁)の危険度判定)。 柱の損傷(梁の被害が柱よりも顕著な場合は梁に読み変える)

被害状況	確認欄	判定
ほとんど無被害		問題なし
ひびわれ(ひびわれ幅2mm未満)がみられる。		問題なし
X字型の斜めひびわれ(ひびわれ幅2mm程度)が生じているが、コンクリートのはがれは極めてわずかである。		進入可能
遠くからも見てわかる大きなひびわれ(ひびわれ幅2mm以上)が多数生じ、斜めひびわれにそって柱幅の半分以上にわたりコンクリートがはがれ、中の鉄筋がかなり見えている。縦方向に入っている鉄筋(主筋)が変形している。	1階柱 本	1階柱1本以上 →進入不可
中の鉄筋が曲がり、鉄筋で囲まれた内部のコンクリートが崩れ落ち、一見して柱の高さ方向に変形が生じている。開口部ではサッシが曲がっている。床に沈下や傾斜が見られる。	1階柱 本	1階柱1本以上 →進入不可
ある階が押し潰されている。		→進入不可

② 庁舎に傾きがないか。 地盤破壊や不同沈下による傾きの有無

被害状況	確認欄	判定
傾きなし		問題なし
地盤破壊により、庁舎全体が地表面から沈下している(0.2m以下)。		進入可能
一見して庁舎が傾いている。地表面から1m以上沈下している。		→進入不可

③ 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか。

被害状況	確認欄	判定
危険なし		問題なし
危険あり。地盤面が大きく陥没してる。盛り上がっている。隣接する建物が庁舎の方向に大きく傾いている。		→進入不可

④ ガス漏れがないか

被害状況	確認欄	判定
庁舎北側のプロパンガスのまわりでガスの臭いはしない。		進入可能
庁舎北側のプロパンガスのまわりでガスの臭い。		→進入不可

⑤ 窓ガラスの割れや落下による危険はないか。 落下物による危険性

被害状況	確認欄	判定
ほとんど無被害		問題なし
広範囲にガラスが破損し、窓枠が変形している。ガラスが落下しそうである。		→危険箇所は通行止めにする。

⑥ 外壁のひび割れ、はがれなどによる落下の危険はないか。 落下物による危険性

被害状況	確認欄	判定
ほとんど無被害		問題なし
大きなひび割れ(ひびわれ幅2mm以上)が入り、外壁モルタルがはがれ落ちかかっている。		→危険箇所は通行止めにする。

メモ欄



以上6項目を点検後、総務課長へ連絡してください

足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検:庁舎外部)

月 日 時 分 調査者氏名

点検項目

① 電話線

被害状況	確認欄	判定
庁舎北側からの幹線、引込線が異常なし		問題なし

② 光ケーブル

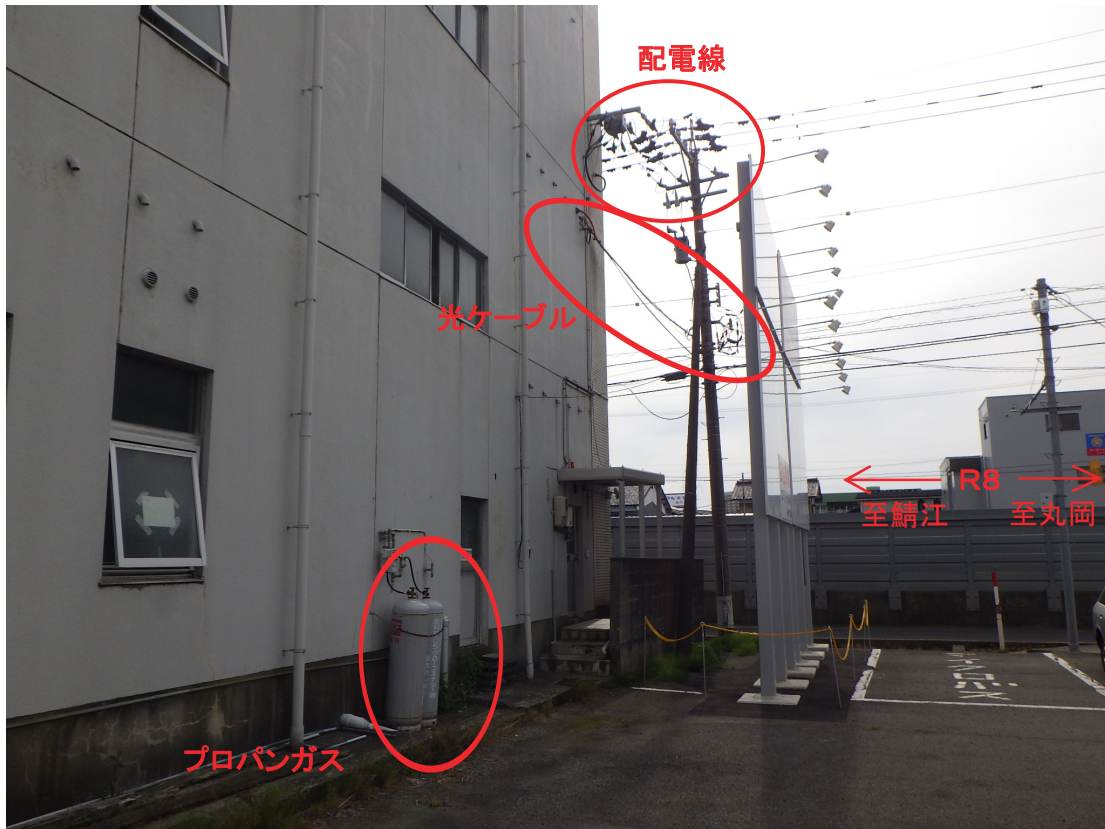
図6

被害状況	確認欄	判定
庁舎北側からの幹線、引込線が異常なし		問題なし

③ 配電線

図7

被害状況	確認欄	判定
庁舎北側からの幹線、引込線が異常なし		問題なし



庁舎北側

足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検:庁舎内部)

月 日 時 分 調査者氏名

点検項目

① 廊下や階段に変形・損傷はないか(通行可能か、危険はないか)。

ほとんど無被害

問題なし

床に大きなクラックが入り、段差が生じている。

→庁舎進入禁止

② 天井材や天井取り付け器具の損傷・落下による危険はないか。

ほとんど無被害

問題なし

天井材や照明器具が落下しかけている。

危険箇所は通行禁止にする

③ 災害対策室内の事務機器の転倒・移動による危険はないか。

問題なし

問題なし

被害あり:被害状況を下記に記入してください



上記項目を点検後、総務課長へ連絡してください

電気・電子機器の確認表

(令和 年 月 日)

階数	場所	機器名	確認	状況		
1 F	用地課	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		FAX	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		パソコン	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	会議室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	倉庫	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	トイレ等	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
2 F	総務課	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		FAX	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		パソコン	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	所長・副所長室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		パソコン	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	会議室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	倉庫	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
トイレ等	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外		
3 F	工務&調査設計課	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		FAX	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		パソコン	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	会議室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	トイレ等	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
4 F	災対室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
		パソコン	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	派遣作業室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	トイレ等	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	仮眠室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
	浴室	電灯	<input type="checkbox"/>	正常	正常以外	
(その他特記事項)						

足羽川ダム工事事務所業務継続計画 (大規模災害対策編)

令和5年6月

近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

はじめに

足羽川ダム工事事務所業務継続計画は、大規模災害（地震災害や風水害等）の発生を想定して、足羽川ダム工事事務所（以後、事務所という。）の責務として実施・継続すべき「大規模災害応急対策業務」と「一般継続重要業務」を定め、災害対応の状況に応じて段階的に通常業務を回復させ、国民により安全で安心な社会を提供する体制を構築するための計画である。

本計画における地震応急対策業務とは、「防災業務計画」（令和4年10月 近畿地方整備局）の「防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって民生の安全、国土の保全、社会秩序の維持と公共の福祉に資する。」に示す目的に基づき、大規模な地震発生後速やかに、事務所の実施すべき業務である。

また、一般継続重要業務とは、「国土交通省設置法」の「国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本整備の総合的な整備、交通政策の推進を図る。」（第3条）に示す国土交通省の任務に基づき、大規模な地震発生後においても、事務所の継続すべき業務である。

なお、本計画は、これまでの訓練や災害に関する対策の積み重ね、また計画の策定時点における事務所の職員や設備の状況に応じて定めたものであるため、大規模な地震の発生後には、本計画の方針に基づき、最優先すべき業務を組織が判断し、職員各自が適宜適切な対応を実施するものとする。

また、想定最大規模降雨による浸水想定区域に、足羽川ダム工事事務所が含まれることから、バックアップ等の計画を定めるものとする。

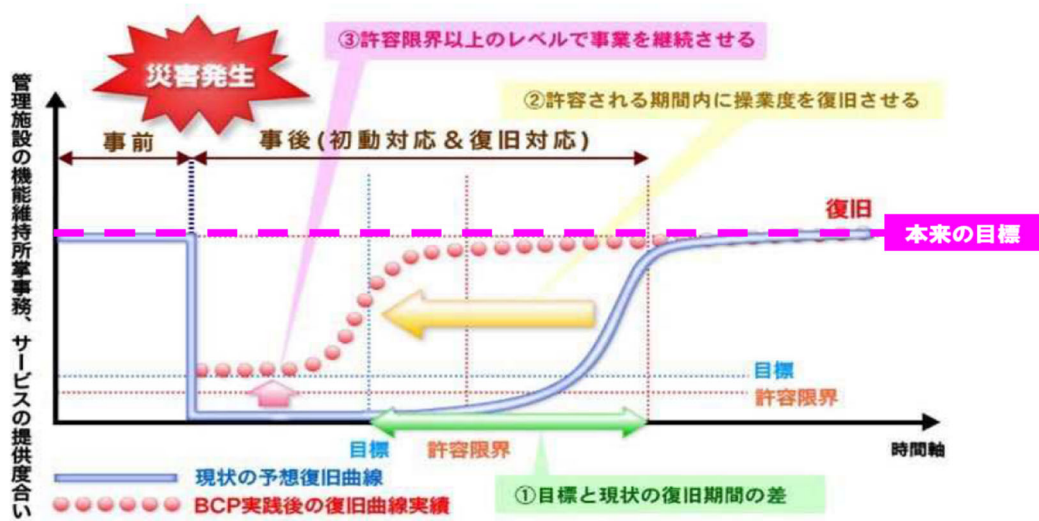


福井地震 1948.6.28（地震直後の大和百貨店）



福井豪雨 2004.7.18 (決壊地点 福井市春日)

なお、BCP の概念は以下のとおりである。



目 次

第1章 総則	
1. 業務継続計画の目的	… 1
2. 業務継続の基本方針	… 3
3. 業務継続マネジメントの推進体制	
第2章 想定被害と業務継続への影響	… 4
第3章 発災時の行動	
1. 安否確認等	… 8
2. 参集	… 9
3. 大規模災害応急対策業務	… 12
(1) 庁舎等の緊急点検・通信の確保・代替庁舎	
(2) 対策部の設置（情報共有体制の確立）	
(3) 二次災害の防止活動	
(4) その他（帰宅困難者等の対応、負傷者の救護）	
4. 一般継続重要業務	… 20
5. 業務継続計画の発動、復帰基準	… 23
第4章 業務継続のための日頃の備え	
1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出	… 24
2. 関係機関との連携体制の確立	… 28
3. 執行体制	
(1) 参集要員の指定	
(2) 権限委任	
(3) 他地整・他事務所からの受援体制	
4. 職場環境の整備	… 31
(1) 庁舎等	
(2) 備蓄	
(3) 電力	
(4) 通信	
(5) ガス	
(6) 上水道	
(7) 車両・資機材等	
5. 下水道被災を踏まえた対応	… 43

6. 廃棄物の処理

7. その他

第5章 継続的改善

1. PDCAサイクルの確立（訓練及び計画の評価・見直し等）… 44

2. その他災害リスクについて

参考資料

… 45

第1章 総則

1. 業務継続計画の目的

(1) 目的

業務継続計画は、大規模災害（地震・津波や風水害）により事務所自体が被災し、事務所の機能が低下した場合であっても、重要業務を迷うことなく迅速に実施でき、かつ、事務所全体の機能が早期に回復できるように、必要な事項をあらかじめ定めることを目的とする。

(2) 背景

平成17年9月中央防災会議は、首都直下地震対策大綱を策定し、その中で、首都中枢機関は発災時に機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定することを規定した。国土交通省ではこの決定を受け、「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」（平成18年4月）のなかで、事業継続計画を位置づけるための国土交通省防災業務計画の早期改定を謳い、平成18年8月に同計画を改定。近畿地方整備局では、この国土交通省防災業務計画の改定を踏まえ、事業継続計画の検討を進め、平成21年6月に近畿地方整備局で初めてとなる事業継続計画地震災害対策編を策定した。しかしながら、平成21年6月の計画においては、一般継続重要業務の整理が行われていなかったことから、引き続き検討を進め、平成25年3月に第1回の改訂を行っている。

平成28年4月には、内閣府において、政府業務継続計画（首都直下地震対策）等を踏まえ、「中央省庁業務継続ガイドライン第2版」が策定され、平成29年12月には、大規模地震・津波災害が発生した際に各機関がとるべき行動内容を定めた「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」が中央防災会議幹事会で決定され、国土交通省において、平成30年5月「国土交通省業務継続計画 第4版」を策定された。

近畿地方整備局においては、国土交通省業務継続計画第4版に基づき、大規模地震応急対策活動緊急時行動手順の作成、非常時優先業務の再整理を行い、平成30年8月「近畿地方整備局業務継続計画（地震災害対策編）」の改定を行った。それに伴い、事務所の「業務継続計画（大規模災害対策編）」の改訂を行う。

(3) 位置付け

本計画は、事務所管内の地震災害での最大被害に対して、事務所における「応急対策業務」及び「一般業務」の業務継続の考え方やそれに必要な体制、不足の場合の資源確保について定めるものであり、防災業務計画を補完するものである。

（図－1 業務継続計画の位置付け 参照）

また、想定最大規模降雨による、浸水想定区域に足羽川ダム工事事務所が含まれることから、バックアップ等の計画を定めるものである。

足羽川ダム工事事務所業務継続計画の位置付け

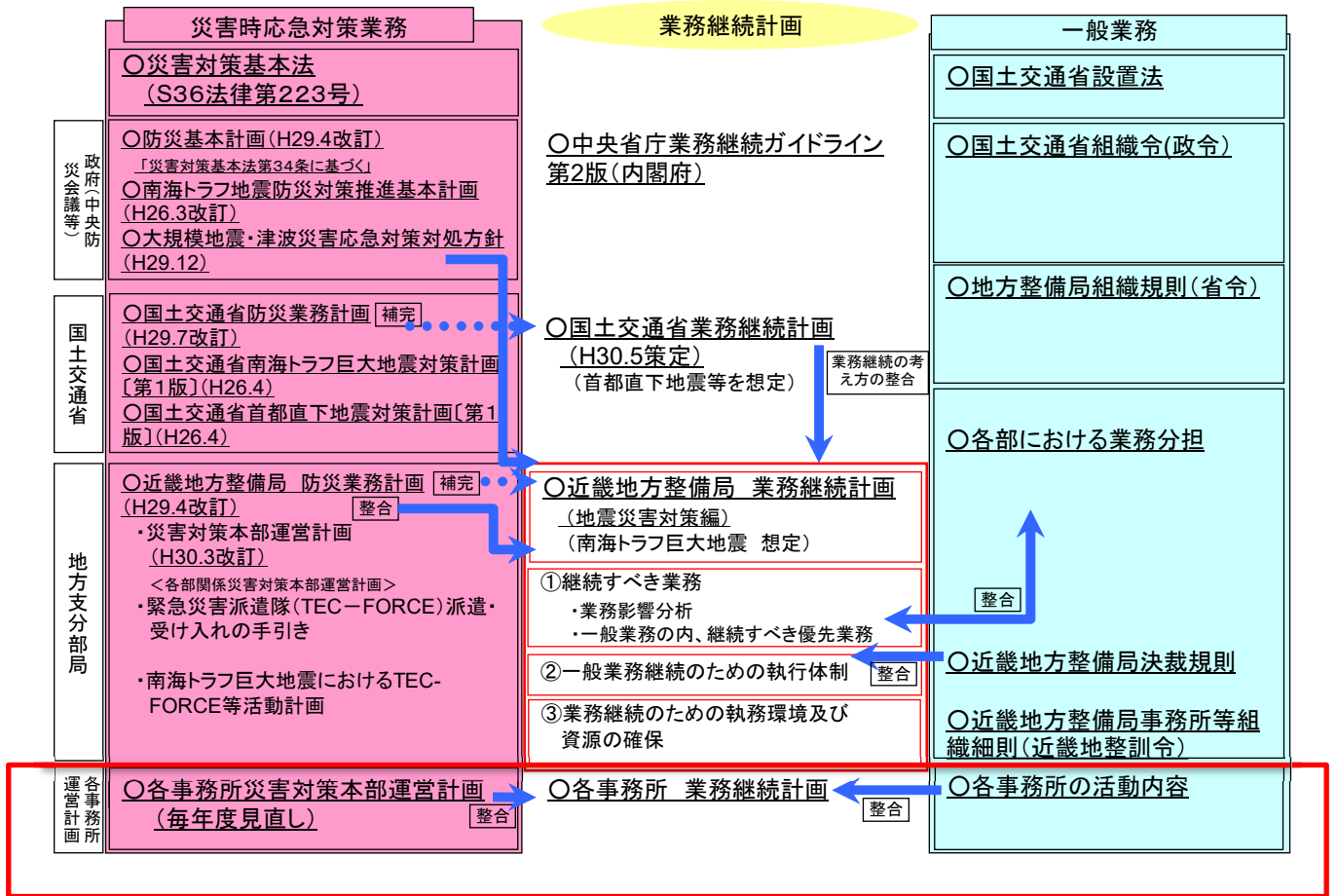


図-1 業務継続計画の位置付け

(4) 管内事務所における業務継続計画の作成

管内各事務所の長は、近畿地方整備局防災業務計画及び本計画との整合に十分留意し、その所掌事務に関し業務継続計画（以下、「事務所等業務継続計画」という）の作成に努めなければならない。本局の各部は、管内各事務所等の作成又は修正に協力するものとし、また、事務所等業務継続計画の作成又は修正がなされた際には、必要に応じて本計画を見直しするものとする。なお、管内各事務所は、事務所等業務継続計画を作成又は修正したときは、速やかにこれを局防災課に報告しなければならない。

2. 業務継続の基本方針

事務所は、地方整備局組織規則に定められた所掌事務である足羽川ダムの建設工事及びダム建設に係る河川の管理を行い、足羽川ダム建設事業を早期に完了させ、足羽川、日野川、九頭竜川の下流地域における洪水被害の軽減することを任務としている。

この任務を鑑み、大規模災害発生時には、以下の基本方針に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

① 被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。

足羽川ダム建設に係る河川管理区間において、地すべりや護岸等の河川管理施設に被害等が発生した場合には、被災地・被災者の人命等に危険を及ぼす二次災害の発生の防止に万全を尽くす。

② 国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。

足羽川ダム建設事業の事業工程に影響が及ぶ業務は優先的に継続し、遅滞する事態を避け、その早期回復に努める。

③ 足羽川ダム工事事務所の職員（現地作業員を含む）の安全を確保する。

大規模災害発生直後の安否確認及び災害対策会議の開催を実施し、被災状況等の情報共有を図り、組織として職員等の安全確保のための措置を講ずる。

④ 足羽川ダム工事事務所の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

単身赴任者等が県内不在となる休日の大規模災害発生も想定し、週末及び長期休暇等の前には必要な人員体制を確保するための措置を事前に講ずる。

なお、本計画は、5章構成とする。

第1章 : 業務継続の基本方針

第2章 : 想定被害と業務継続への影響

第3章 : 発災時の行動

第4章 : 業務継続のための日頃の備え

第5章 : P D C Aサイクルの確立（訓練及び計画の見直し等）

3. 業務継続マネジメントの推進体制

本計画に関する重要事項の審議については、事務所において行うものとする。

第2章 想定被害と業務継続への影響

想定災害は、福井県防災会議で想定されている福井地震（昭和23年、内陸型、M7.1）とし、その被害想定は福井県防災会議の想定（福井県震災対策計画 平成28年3月）を基本として、詳細な前提条件を次項のように設定する。

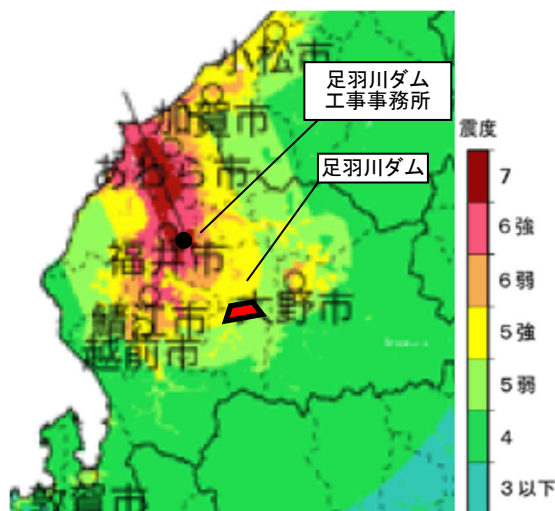
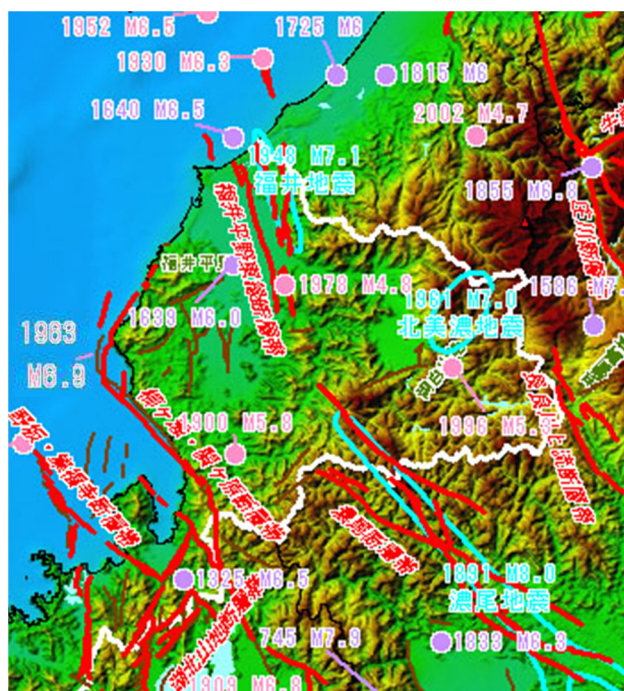
また、洪水に対しては、洪水初期段階から防災体制が確保可能であるが、本事務所が想定最大規模による浸水想定区域（0.5m～3.0m 未満）に位置することから、対応を補完するものとする。

（参考）福井地震による被害状況

西暦(和暦)	マグニチュード	主な被害
1948年6月28日 (昭和23年)	7.1	福井平野及びその付近で被害。 死者3,728人、負傷者21,750人、 家屋全壊35,382棟、同焼失3,851棟。

出典：地震調査研究推進本部

（参考）福井県周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震（抜粋）



福井平野東縁断層帯西部の地震による予測震度分布

種類	地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
内陸の活断層で発生する地震	福井平野東縁断層帯	主部	7.6程度	ほぼ0%～0.07%
		西部	7.1程度	不明（過去：福井地震）
	濃尾断層帯	温見断層（北西部）	6.8程度	ほぼ0%
海溝型地震	南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	70%～80%

算定基準日 2023年1月1日

出典：地震調査研究推進本部

■ 想定する地震に伴う被災規模（前提条件）

項目	想定される被害状況 (福井県震災対策計画 平成 28 年 3 月)	職員・事務所庁舎の被災状況 (業務継続計画の検証のための仮定)
人的被害	死者数 約 3,800 人 (春・秋期) ～約 4,300 人 (冬期) (市内人口 約 26.6 万人)	発生後 3 日間までの参集率 70% (参集できない場合を考慮)
建築物	木造家屋の大破 約 77,000 棟 (県内の約 20%) 木造以外の大破 約 9,000 棟 (県内の約 11%) 建築物の火災 約 11,000 棟 (春・秋期) ～約 17,000 棟 (冬期)	設備等を含め、大きな被害なし
電力	送電鉄塔の被害は少ないであろうが、丹南地域以北の福井平野で地震動と液状化により、多くの電柱が倒壊、折損も生じ、変電所が被災することも考えられる。	供給が復旧するまで、3 日間
上水	震度 6 以上となる地域で間の損壊が発生し、特に液状化のみられる地域で管内露の浮き上がりなどの被害が発生することが考えられる。	供給が復旧するまで、約 1 週間 (ただし、下水復旧まで不可)
下水	地震動と液状化の激しい地域を中心に被害が発生し、処理場、ポンプ場が被災することも考えられる	供給が復旧するまで、約 1 週間
ガス	激しい地震動や液状化が発生し、ガス管等などの被害が発生することが考えられる。	事業者による供給が復旧するまで使用不可。(約 1 ヶ月)
電話	電力施設と同様な地域で被害を受けると考えられる。復旧は比較的スムーズであるが、発生直後は輻輳や混乱が生じることも考えられる。	[一般回線] 数時間～1 日程度輻輳によりつながりにくい。 [携帯電話] 1 日程度輻輳によりつながりにくい。 パケット通信は可能
鉄道	地震動と液状化の激しい地域を中心に、盛り土等が被害を受け、橋梁に被害が発生することも考えられる。	区間運転の再開まで、半日～1 日間程度代替による全区間運行まで、数日～数週間
道路	激しい地震動や液状化が発生し、福井市平野低地部の道路で被害が発生し、九頭竜川、日野川、足羽川にかかる橋梁が落橋などにより使用不可能になることが考えられる。	事務所から管理区間までの道路被害なし
河川	液状化の発生などにより福井平野の堤防のかなりの箇所でも沈下・亀裂の発生や若干の浸水の可能性も考えられる。	事務所から管理区間までの浸水被害なし

(参考) 福井豪雨による被害状況

西暦(和暦)	総降雨量(mm) : 美山観測所	主な被害
2004年7月18日 (平成16年)	285	死者4名、行方不明者1名 浸水等被害家屋 約14,000戸 浸水面積 約260ha

(参考) 過去の洪水実績 H16.7 福井豪雨



決壊地点(福井市春日)

H16.7.18



■ 標準的な参集可能職員数（参集率 70%考慮）

詳細は、p29 参照

<参集予測結果>

全職員数 31 人（令和 5 年 4 月）

予測人数（人）	直後	3h	6h	12h	1 日	3 日	7 日
事務所参集・平日	18	19	21	21	21	21	31
事務所参集・休日	14	15	16	16	16	16	31

第 3 章 発災時の行動

本章に示す発災時の行動は、「防災業務計画」（近畿地方整備局 令和 4 年 10 月）に定められている地震災害応急・復旧対策（地震発生後）（第 2 編第 3 章）で定められている業務について、本計画の「第 4 章 業務継続のための日頃の備え」で抽出した継続すべき優先業務である。

1. 安否確認等

近畿地整管内で震度 6 弱以上の地震発生直後は、安否確認等システムにより、迅速に全職員の安否確認及び参集把握を行うものとする。

- 全職員は、自動配信されたメールに従い、①本人及び家族の安否・家屋の状況、②参集の可否（不可の場合は理由）、③参集予定時刻を送信する。
なお、②③は、コメント欄に記載し送信するものとする。
- 配信がない場合は、所属長にメールにて上記の情報を報告するものとする。
- 総務課長又は庶務会計班は、職員の安否に関わる情報の集約を行い、災対室へ報告する。

安否確認等システム (<https://www.anpiguard.jp/kinkichisei/anpiweb/login/Login.aspx>)

個人 ID (職員番号：86 から始まる 8 桁の数字)

パスワード (初期：ID と同じ)

2. 参集

事務所の管内の地震観測所が震度6弱以上の場合、職員31人及び車両管理員は、参集要員として、徒歩又は自転車（安全が確認される場合のみ自動車利用を可能）により、速やかに事務所に参集するものとする。

また、(25分ルール) 事務所長は、震度5弱以上の地震発生後25分以内に、大規模災害時の初動情報として、公共被害の状況（火災発生、建物被害、停電、けが人などの有無、ライフラインの機能状況、鉄道等の脱線等の有無等）を本局へ伝達するものとする。

【自動参集ルール】

事務所管内における震度4以上（注意体制相当以上）の地震発生後の各要員の初動（自動参集等）は、次表のとおりとする。

表 地震時の自動参集要員の指定等

班 別		注意体制 (震度4)	警戒体制 (震度5弱・5強)	非常体制 (震度6弱)
対 策 部		—	1名 事務所長	全員 (5名)
総務班	庶務会計係	1名 用地課長	2名 用地課長 総務係長	全員 (9名)
	救助補償係			
対策班	対 策 係	2名 建設専門官(機械) 調査係長	3名 建設専門官(機械) 調査係長 工務係長	全員 (13名)
	工 務 係			
現地対策班	現地対策係	4名	4名	7名 (建設監督官及び上記の内数より)
25分ルール (公共被害の状況)		—	事務所長	事務所長

なお、注意体制・警戒体制における自動参集該当者は、速やかに登頂できない場合、所属長にその旨を報告し、所属長が代替要員に登庁を指示するものとする。

以上の参集内容について、勤務時間外又は勤務時間内に大規模地震発災した場合（震度6以上）の「参集要員」と「非参集要員」の詳細な行動は、次のとおりとする。

(1) 勤務時間外に発災

[参集要員] (職員)

- 参集要員は、「福井市豊島、福井市美山、池田町稲荷で震度6弱」以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を送信した上で、指示を待つことなく、速やかに足羽川ダム工事事務所に参集する。
- 発災後すぐに安否報告ができなかった場合でも、参集途上において随時報告に努めるものとする。なお、参集時には、可能な限り飲食物、着替え等を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、必要な事項を速やかに参集要員間で情報共有するものとする。
- 単身赴任者等の遠方滞在時においては、足羽川ダム工事事務所に参集することが不可能であると判断した場合※は、本局河川部に参集する。
参集後は、本局にて情報収集等を行い、本局 TEC-FORCE 等の車両に同乗するなどして、足羽川ダム工事事務所に移動する。

※ 福井県下の JR 北陸本線が長期間に及ぶ不通（代替運行の目途なし）の場合

- 自身の被災等の理由（以下の例を参照）により、参集要員が参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡するものとし、所属長は災対本部にその旨を連絡するものとする。

参集できない場合(例)

1. 職員または家族等が被災を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の居住または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、また一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要があるとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね20km以上のとき。

■参集にあたっての事前準備

- 参集できない場合の参集職員との連絡手段として、携帯電話メールや災害時伝言ダイヤルなど多様な通信手段を準備するものとする。
- 所属長が被災し、連絡がとれない場合を勘案し、二次連絡先を設定しておくものとする。

[非参集要員] (非常勤職員及び行政事務補助員等)

- 非参集要員は、家族を含めた安否情報を送信した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機する。
- なお、待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。
- 公共交通機関の復旧後、自身の被災等がなく出勤が可能な場合は、勤務時間どおりに出勤する。

(2) 勤務時間内に発災

[全職員]

- 全職員は、可能な限り家族の安否を確認する。
- どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず、帰宅できる場合については、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

[参集要員] (職員)

- 在所している参集要員は、本章に定める発災時の行動を遂行する。
- 出張等で在所していない参集職員は、「(1) 勤務時間外に発災」に準じて参集する。

[非参集要員] (非常勤職員及び行政事務補助員等)

- 非参集要員は、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに、事務所内で待機する。
- 非参集要員は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない職員の家族の安否確認や所内の復旧業務を含めたロジ業務※、地震応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、事務所周辺地域の救出、救助活動、避難者支援に従事する。

※ ロジ業務：室内の片付け、コピー機、プリンタ等の機器のチェック及び不具合の対応、飲食物、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

【課題】

- 車両管理者は、業務発注時に「大規模災害時に連絡が取れない場合であっても参集し、業務を継続する工夫」の提案に基づき履行されるが、大規模災害が具体的に震度等で記載されているか、また対策部の運営において的確かの確認が必要である。
(H25車両管理業務：震度5強以上)

3. 大規模災害応急対策業務

大規模災害の発生時には、事務所のダム建設及びダム建設に係る河川管理における二次災害の防止を目的とし、(1) 庁舎等の緊急点検・通信の確保、(2) 対策部の設置・情報共有体制の確立、(3) 二次災害の防止活動等の応急対策を行う。

なお、浸水に対応するため、積み土のう等の対応が可能なように資材備蓄を行う。浸水の恐れがある場合に備え、維持工事業者等との連絡体制を整備しておく。

(1) 庁舎等の緊急点検・通信の確保

※【参照】事務所の「河川関係地震災害対策部地震マネジメント計画書(案)」事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検) P43

[庁舎等の緊急点検]

庁舎緊急点検(1次点検)の実施

参集者3名以上により、「足羽川ダム工事事務所庁舎緊急点検マニュアル(1次点検)(案)」に基づき、火災、ガス漏れの有無等を確認する。庁舎外部・庁舎内部の点検を実施する。

各執務室への立ち入り可否の表示

参集者は、各執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、庁舎内の二次災害防止のため各執務室等への立ち入りの可否がわかるような表示を行う。

排水禁止の表示

参集者は、排水管からの漏水による庁舎内の二次災害防止のため、便所及び給湯室等の使用の禁止がわかるような表示を行う。

初期消火の実施

参集者は、職員の安全を最優先とした上で、消火器による初期消火等を行う。

詳細な庁舎点検の依頼

総務課長は、1次点検の結果を賃貸ビルオーナーに報告し、詳細な庁舎点検を依頼する。

[通信の確保]

通信の確認及び報告

参集者は、1次点検の庁舎内部点検後、電話回線、マイクロ回線、及び光ファイバ網(イントラ)の通信状況について、以下の確認及び処置を行う。

また、福井河川国道事務所防災情報係長(M781-286)に電話若しくはメール等通信可能な方法にて報告する。

電話回線の確認

参集者は、「NTT 災害時優先電話」(0776-27-0649)の使用可能を確認し、障害があれば、NTTに復旧を依頼する。

□ マイクロ回線の確認

参集者は、マイクロ回線の使用可能を確認し、障害があれば、福井河川国道事務所の無線鉄塔及び通信機械室等の被災状況について、福井河川国道事務所防災情報係長に確認を行う。上記に異常がない場合は、NTT 専用回線の被災状況の確認を行う。

□ 光ファイバ網（イントラ）の確認

参集者は、1次点検の庁舎外部点検において、福井国道維持出張所までの電柱架空線の状況の確認を行う。庁舎内部点検後は、メール及びイントラネットの使用可能を確認し、障害があれば、事務所2階の電算室の被災状況の確認を行う。なお、商用電力供給が停止している場合は、3階の河川情報室とともに、2台のインバーター発電機を用いて復旧を行う。

以上の庁舎及び通信の点検により、地震応急対策業務に支障が生じると判断された場合の対策部の設置場所は、次の優先順位のとおりとする。

- | | | |
|-----------------------|----------|--------|
| ① 福井河川国道事務所 福井国道維持出張所 | (約 0.3km | 徒歩 5分) |
| ② 福井河川国道事務所 | (約 5km | 車 15分) |
| ③ 九頭竜川ダム統管理事務所 | (約 27km | 車 45分) |

また、洪水時に大規模災害応急対策業務に支障が生じると判断された場合の対策部の設置場所は以下のように設定する。

- | | | |
|-----------------------|--------------|--------|
| ① 福井河川国道事務所 福井国道維持出張所 | (約 0.3km | 徒歩 5分) |
| 洪水被害想定状況 (想定最大規模) | 0.5m~3.0m 未満 | |
| ② 福井河川国道事務所 | (約 5km | 車 15分) |
| 洪水被害想定状況 (想定最大規模) | 0.5m~3.0m 未満 | |
| ③ 九頭竜川ダム統管理事務所 | (約 27km | 車 45分) |
| 洪水被害想定状況 (想定最大規模) | 浸水なし | |

□代替庁舎

(1) 代替拠点への移動方法及び周知

- 緊急車両を活用する等、迅速な移動に努める。
- 災害対策部の移転について決定次第速やかに防災情報メーリングリスト、携帯電話メール、非常参集システムを用いて、参集要員へ周知するとともに非常時緊急参集要員へ周知する。
- メールシステム等が使用できない場合、事務所長、副所長、事業対策官へは、直接電話することにより災害対策部の移転について連絡する。その他の非常時緊急参集要員については、電話による連絡網を用いて情報伝達を行う。
- 緊急車両が不足する場合は、総務課が近隣事務所の協力を得て車両を手配する。

□代替庁舎への移転（移転・復帰）

(1) 災害対策部の移転判断

- 災害対策部設置可否の決定は、参集者のうち課長級以上で最上位者が行う。
- 事務所庁舎緊急点検マニュアル（1次点検）により進入不可と判断した場合には、事務所において災害対策部を設置することは不可能と判断し、速やかに代替拠点への移動を開始する。

(2) 災害対策本部の復帰

- 災害対策部の復帰は、事務所において災害対策部が設置可能と判断されたときとし、速やかに事務所へ移動を開始する。

【課題】

- マイクロ回線及び光ファイバ網は、福井河川国道事務所を經由しているため、直接の被災状況を確認できないため、被災時の連絡ルールを決める必要がある。
- 電力供給の停止の場合に使用するインバーター発電機の携帯燃料は、備蓄量の制限（火災予防条例により40リットル以下）があるため、発災時に供給手配が困難な場合の措置（使用時間の制限、代替拠点への移転等）を定める必要がある。
- 代替拠点での対策部設置については、代替拠点における食料、資機材及び備蓄空間の確保は困難であり、事務所の機能の集約化やポータブル化を検討する必要がある。

(2) 対策部の設置（情報共有体制の確立）

足羽川ダム工事事務所河川関係地震災害対策部運営計画書に基づき、対策部の設置を行う。

- 河川情報室のパソコンやテレビ・ラジオの機器の立ち上げを行う。
- 防災体制作成システム（イントラ）により体制を入力する。
- ホワイトボードの配置を確認し、職員の参集状況等の記入を開始する。
- クロノロのとりまとめを開始する。
- テレビ及びラジオ等からの一般情報の収集等を開始する。
- 重要な情報は、ホワイトボードや壁に記載・張り出しを行う。
- 管内図を用いて、道路の通行の可否情報や被災情報等を記載した災害情報図の作成を開始する。
- テレビ会議システムの立ち上げを行う。

【課題】

- 対策部の設置において、パソコン、テレビ会議等の機器の立ち上げ、クロノロの作成等による情報収集、情報発信のための連絡先一覧等について、任意の参集者で実施することが困難であり、マニュアル等の整備が必要である。

(3) 二次災害の防止活動

平常時には被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性があるため、人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動を行うものとする。

- 地すべりや護岸等の河川管理施設に被害が発生し、河道が閉塞され流水の阻害要因となる場合は、緊急復旧を行う。復旧は以下を目標とする。
 - ・目標：出水期 3日以内、非出水期 5日以内
- 水質事故等が確認された場合は、水質汚濁防止協議会と協力し、その発生状況を迅速に把握し、必要に応じ、応急対策を講じる。

【水質汚濁防止協議会】 0776-35-2771 M781-331・338
(協議会事務局：福井河川国道事務所河川管理第一課)
- 緊急復旧、緊急対策を実施するために、以下の事務及び関係機関との調整、情報共有を実施する。
 - ・池田町等の関係機関と、直轄管理施設の被災状況、新たな災害発生の危険性、復旧計画等に関する連絡調整を行い、情報共有を図る。
 - ・ヘリコプター「きんき号」及び衛星通信車等の災害対策機械の出動要請を行い、オペレーターとの連絡調整を行う。
 - ・災害時における河川災害復旧に関する協定に基づき、福井県建設業連合会及び福井県測量設計協会に出動要請を行い、緊急随契等の諸手続を行う。
- 二次災害の防止活動に関する報道発表及び情報提供できる体制を整え、広報を行う。

以上の内容について、「情報共有体制の確立・対策会議の開催」、「現地対策班の出動・被災情報の収集」「他地整」「二次災害の防止活動に関する広報」の詳細な業務は、次のとおりとする。

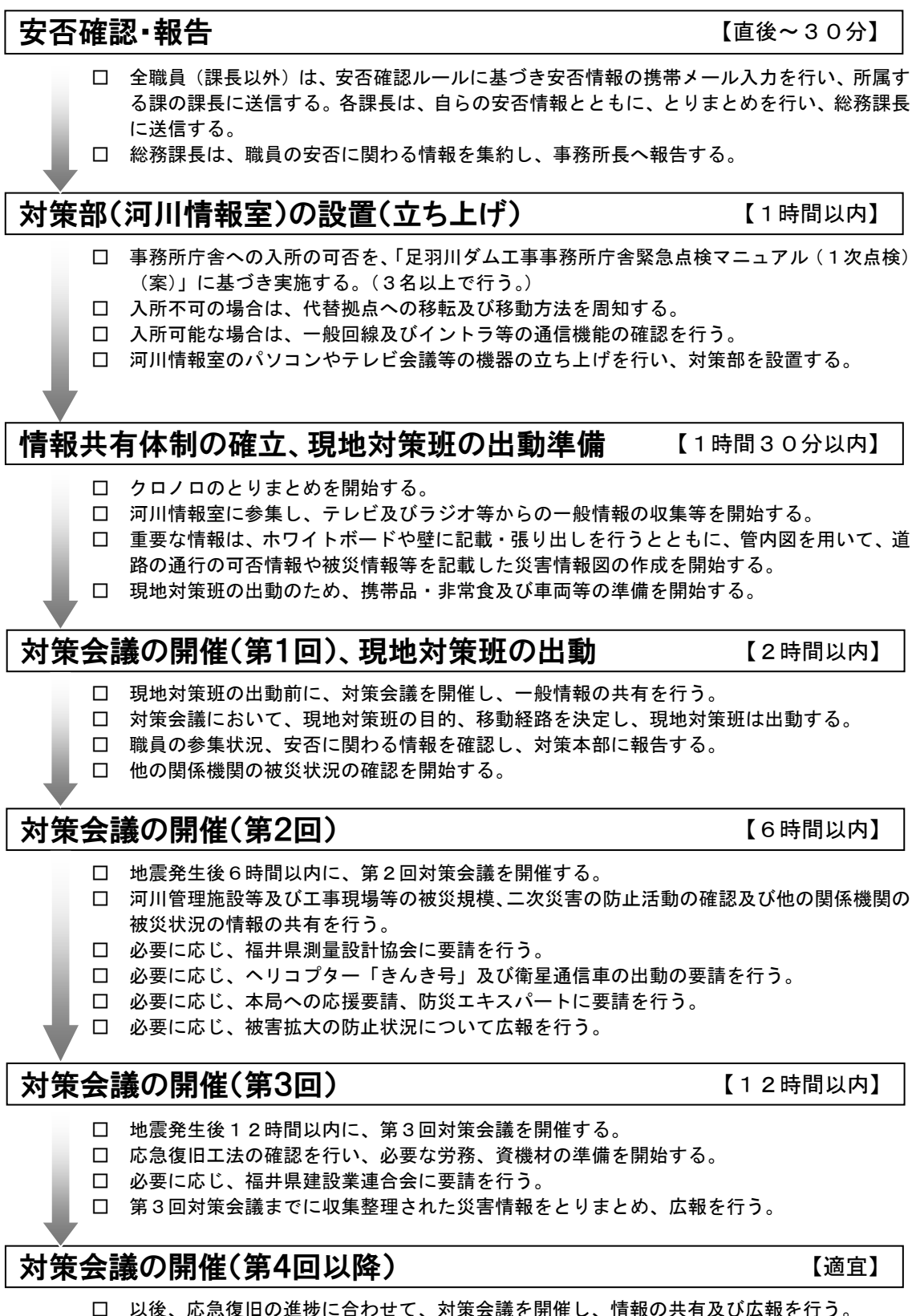
[情報共有体制の確立・対策会議の開催]

地震発生後の行動を含め、対策部の設置後の情報共有体制の確立及び対策会議の開催等の対象業務は、「表-1 対策部の設置と情報共有体制の確立」のとおりとする。

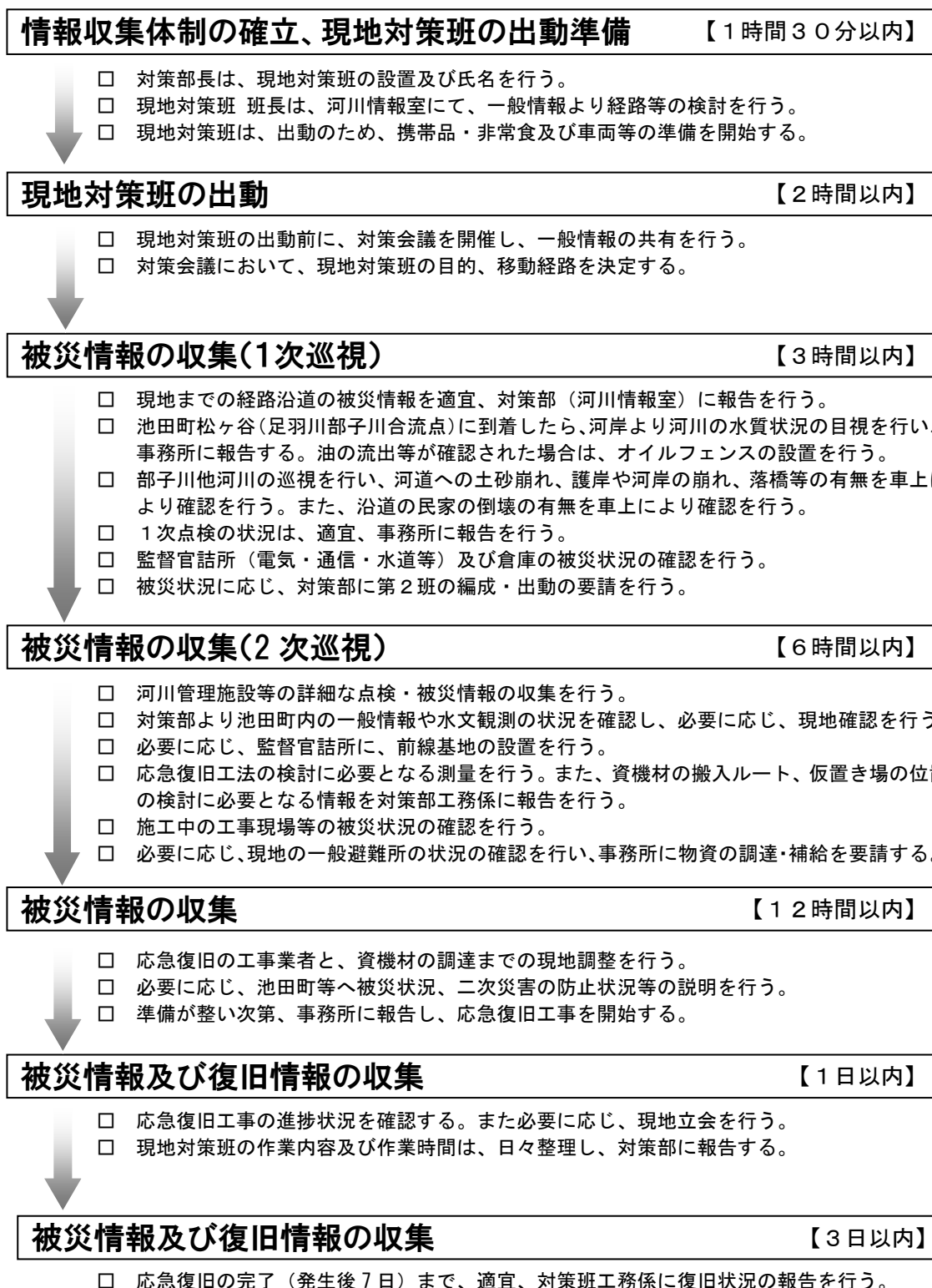
[現地対策班の出動・被災情報の収集]

二次災害の防止に係る現地対策班の出動及び被災情報の収集等の対象業務は、「表-2 二次災害の防止活動一覧」のとおりとする。

表－1 対策部の設置と情報共有体制の確立



表－２ 二次災害の防止活動一覧



[二次災害の防止活動に関する広報]

- 対策班は、発災後3時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。
- 災害対応の広報の一手段として、災害対策状況等をホームページに掲載する。
特に、トップページに災害情報のコーナーを割り当てるなど、逐次情報をホームページに掲載及び更新する。
- 事務所周辺の被災状況に応じて、現地対策班対策係を増員し、広報担当として現地に赴き、災害対応の活動をビデオやカメラ等で撮影し、記録したデータを対策班に報告する。

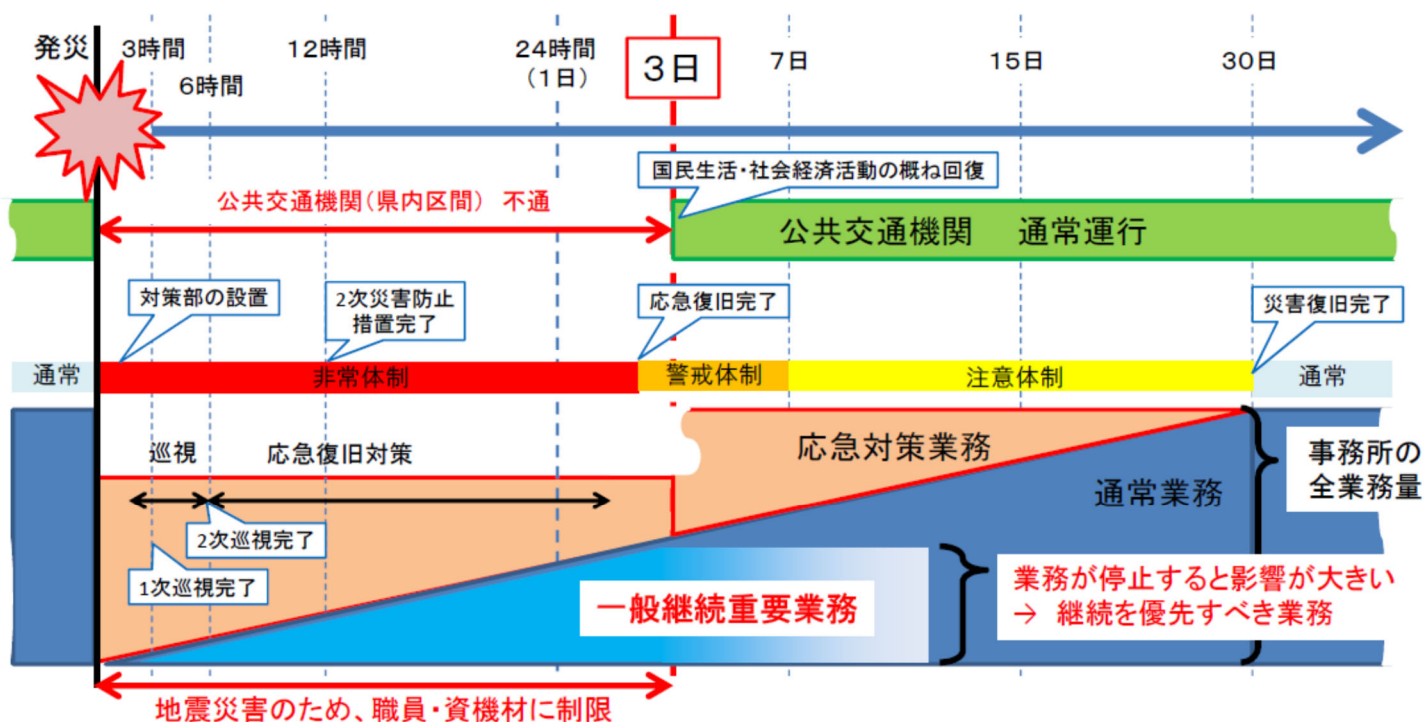
広報すべき情報は、以下のとおりとする。なお、職員の安全を最優先とする。

- ・ 事務所内での災害対応
- ・ 被害拡大の防止活動
- ・ TEC-FORCE 及びリエゾン活動
- ・ 復旧作業

4. 一般継続重要業務

事務所は、国民により安全で安心な社会を提供するために足羽川ダム建設事業を早期に完成させることが任務・役割である。適切な措置や行政サービスを継続し、順次回復させ、より安全・安心な社会を提供する体制を構築する。

大規模災害発生後において継続すべき対象業務は、「表-3 各課における一般継続優先業務の実施一覧(事務系)」及び「表-4 " (技術系)」のとおりとする。



【課題】

- 履行中の工事・測量・地質調査・用地調査等の位置や進捗状況は、担当者の個別管理であるため、共有フォルダ等を活用した情報の共有化を行う必要がある。

表-3 各課における一般継続重要業務の実施一覧（事務系）

総務課（総務係）	総務課（専門官、建設専門官）	用地課
地震発生後～1日		非常体制発令
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一般受付を再開し、来訪者の制限を行う。 <input type="checkbox"/> 配車業務を再開し、台数の確保を行う。 <input type="checkbox"/> 庁舎の詳細点検を賃貸ビルオーナーに依頼する。 <input type="checkbox"/> 官舎の詳細点検を財務省に依頼する。 <input type="checkbox"/> 本局及び福井県内の他事務所の庁舎被災状況等の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発注手続き中の工事、業務の手続き停止等の必要な措置を講ずる。 	
地震発生後 1日～3日		非常体制（二次災害防止の応急復旧完了）
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の勤務時間管理に係る事務を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業区域の被災状況に応じ、履行中の工事・測量・地質調査・用地調査等の中止等の必要な措置を講ずる。 	
地震発生後 3日～7日		警戒体制に移行
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常的一般受付を再開する。 <input type="checkbox"/> 職員の公務災害等の健康に関する事務を再開する。 <input type="checkbox"/> 庁舎・官舎の詳細点検の結果より必要な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 中止中の工事・測量・地質調査・用地調査等の再開等の協議、変更契約を行う。 <input type="checkbox"/> 予算管理、支払い事務（特に生活再建に必要な補償金）を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交渉中の用地交渉等に係る事務を再開する。
地震発生後 7日～15日		注意体制に移行
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 給与・賃金に係る事務を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入札契約委員会を再開する。 <input type="checkbox"/> 発注手続き中の工事、業務の入札契約手続きを再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新たな用地交渉等に係る事務を進める。 <input type="checkbox"/> 用地調査、補償積算を再開する。
地震発生後 15日～30日		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通常の庁舎官舎の管理を行う。 <input type="checkbox"/> その他の文書管理、服務・研修・年金・共済関係等に係る事務を通常どおり進める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規の工事、業務の手続きを行う。 <input type="checkbox"/> その他の物品関係等に係る事務を通常どおり進める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規の業務の発注準備、設計積算を行う。 <input type="checkbox"/> その他の不当要求対策等に係る事務を通常どおり進める。

表-4 各課における一般継続重要業務の実施一覧（技術系）

工務課	工事課	調査設計課
地震発生後～1日 非常体制発令		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 履行中の工事・測量・地質調査等の中止等の必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 履行中の工事・測量・地質調査等の中止等の必要な措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 履行中の測量・地質調査等の中止等の必要な措置を講ずる。 <input type="checkbox"/> 水文観測局舎及び雨量・水位監視システムの運用の確認を行う。
地震発生後 1日～3日 非常体制（二次災害防止の応急復旧完了）		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業区域及び予定区域の被災状況の確認を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関の被災状況、担当者の安否の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業区域及び予定区域の被災状況の確認を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関の被災状況、担当者の安否の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予算要求・編成の調整、全体事業工程の管理を行う <input type="checkbox"/> 水文観測の復旧、監視システムの再開を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関の被災状況、担当者の安否の確認を行う。
地震発生後 3日～7日 警戒体制に移行		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被災に応じ、工事・業務発注等の工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 中止した工事・測量・地質調査等の再開等の協議を行う。 <input type="checkbox"/> 再開後の設計協議・現地監督を行う。 <input type="checkbox"/> 県道町道協定関係等に係る協議調整を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 被災に応じ、工事・業務発注等の工程管理を行う。 <input type="checkbox"/> 中止した工事・測量・地質調査等の再開等の協議を行う。 <input type="checkbox"/> 再開後の設計協議・現地監督を行う。 <input type="checkbox"/> ダム地質に係る協議調整を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 予算執行管理の再開を行う。 <input type="checkbox"/> 中止した測量・地質調査等の再開等の協議を行う。 <input type="checkbox"/> 再開後の設計協議・現地監督を行う。 <input type="checkbox"/> 関係機関との事業調整を再開する。
地震発生後 7日～15日 注意体制に移行		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発注手続き中の技術提案書の審査、設計積算を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発注手続き中の技術提案書の審査、設計積算を再開する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 発注手続き中の技術提案書の審査、設計積算を再開する。 <input type="checkbox"/> 検査・品質確保に係る業務の再開を行う。 <input type="checkbox"/> 事業広報の再開を行う。 <input type="checkbox"/> 河川管理（巡視・占用）を再開する。
地震発生後 15日～30日		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規の工事、業務等の発注準備、設計積算を行う。 <input type="checkbox"/> その他の予備設計、詳細設計等を通常どおり進める。 <input type="checkbox"/> 通常の庁舎営繕を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規の工事、業務等の発注準備、設計積算を行う。 <input type="checkbox"/> その他の予備設計、詳細設計等を通常どおり進める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 新規の業務等の発注準備、設計積算を行う。 <input type="checkbox"/> その他の予備設計、詳細設計等を通常どおり進める。 <input type="checkbox"/> その他のダム環境、防災業務を通常どおり進める。

5. 業務継続計画の発動、復帰基準

国土交通省は、「国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進を図ること」を任務としている。（国土交通省設置法第3条）

事務所は、この任務を鑑み以下の発動基準に該当する場合には、その諸機能を継続するため、下記の方針にもとづいて、業務継続性の確保を図るものとする。

- ① 被災地・被災者を対象とした応急対策活動に万全を尽くす。
- ② 国民の生命安全、財産保全等の国民生活や民間の経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ③ 事務所の職員（庁舎内の来客者を含む）の安全を確保する。
- ④ 事務所の業務継続性の確保のため、必要な人員体制を整備し、業務資源を配分する。

〈発動基準〉

- ・管内で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ・気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合
- ・災害対策部長が必要と判断した場合

※本計画は、福井県防災会議で想定されている福井地震を想定したものであるが、地震発災時には特定の地震を対象に行動を行うのではなく、多様な地震災害に柔軟に対応する必要があるため一般的な発動基準を定めたものである。

〈復帰基準〉

- ・本計画発動後、災害対策部は、非常体制から通常業務体制への復帰が相当であると判断したときは、各部に対してその旨の指示を行うものとする。各部は、通常体制の復帰指示を受けたときは、非常参集要員に対してその旨の連絡を行う等、通常体制への復帰を行う。

第4章 業務継続のための日頃の備え

1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出

事務所が継続すべき「大規模災害応急対策業務」と「一般継続重要業務」について、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、継続すべき優先業務の抽出を行う。これにより、業務の継続性を確保するために、業務継続の重要性を全職員の共通の認識とする。

各課の抽出・分析結果は、「表-5 各課における業務影響分析の結果」のとおりである。

具体的な業務影響分析としては、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（直後（2時間）、3、12、24時間、3日、7日、15日、30日）ごとに、以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行うものとし、15日以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務とした。

また、非常時優先業務を実施する上で必要となる組織管理・庁舎管理、職員の安否確認、通信手段の確保、支払事務・契約事務等の管理事務について定める。

非常時優先業務及び管理事務については、参集予測による参集可能人員等を踏まえ精査を行う。

レベル	影響の重大性	
V	影響が極めて大きい	人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル
IV	影響が大きい	法令違反、重大な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル
III	影響は中度	国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル
II		応急対策業務の対応により人員が不足するが、足羽川ダム建設事業の事業工程において、Ⅲと同等の影響が発生するレベル
I	影響は小さい	若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）
I	影響は軽微	復旧しなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

【課題】

○業務影響分析の結果、技術系の各課において基本方針に基づき実施すべき一般継続重要業務の実施が発生後3日以降15日まで人員的に不足するため、平常時の業務の共有化、災害時の他事務所からの受援や行政事務補助員の動員を検討する必要がある。

表-5(1) 各課における業務影響分析の結果 (幹部・調査設計課)

足羽川ダム工事事務所 幹部

所属課	係名等	業務毎の必要人数 (直後)	業務毎の必要人数 (3日目以降)※	継続が必要な業務の内容	社会的影響度															
					直後	～3 Hまで	～6 Hまで	～12 Hまで	～1 日まで	～3 日まで	～7 日まで	～15 日まで	～30 日まで							
対策部	対策部長 (対策副部長(事)) (対策副部長(技)) 部付	0.25	0.33	応急対策業務	対策部総括(防災体制の発令及び解除等)	V	V	V	V	V	IV	III	II	I						
		0.25	0.33		現地対策班総括(現地対策班設置及び指名等)	II	V	V	V	V	IV	III	II	I						
		0.25	0.33		災害広報対応	II	II	V	V	V	IV	III	II	I						
合計(応急対策業務必要人数)		1.00	1.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員							1	1	1	1	1	1	0	0	
-	事務所長		1.00	一般継続重要業務	事業統括(総務・用地・調査・工務・工事)					I	II	III	IV	IV						
-	副所長(事務)		1.00		事業統括(総務・用地)					I	II	III	IV	IV						
-	副所長(技術)		1.00		事業統括(調査・工務・工事)					I	II	III	IV	IV						
-	事業対策官(付替道路)		1.00		事業統括(調査・工務)					I	II	III	IV	IV						
-	事業対策官(ダム等)		1.00		事業統括(調査・工事)					I	II	III	IV	IV						
合計(一般継続重要業務必要人数)		0.00	5.00			社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員										0	0	2	5	5
災害時の業務継続に必要な総人数		1.00	6.00		社会的影響度3以上の業務数にかかる総人員							1	1	1	1	1	1	3	5	5

調査設計課

所属課	係名等	業務毎の必要人数 (直後)	業務毎の必要人数 (3日目以降)※	継続が必要な業務の内容	社会的影響度															
					直後	～3 Hまで	～6 Hまで	～12 Hまで	～1 日まで	～3 日まで	～7 日まで	～15 日まで	～30 日まで							
対策班	班長 対策係 対策係	0.50	0.25	応急対策業務	地震情報、津波情報、土砂災害関係情報、気象及び水文情報の収集及び通報	V	V	IV	IV	III	II	I	I	I						
		0.50	0.25		一般被害にかかる情報の収集及び連絡	V	V	IV	IV	III	II	I	I	I						
		0.25	0.25		防災体制の発令、解除及び要員配備	V	V	V	V	IV	III	III	II	I						
		0.25	0.25		対策本部への連絡	V	V	V	V	IV	III	III	II	I						
		0.25	0.25		現地対策における電気及び通信の確保	II	II	V	V	IV	IV	III	II	I						
		0.25	0.25		防災エキスパートとの連絡等	II	II	V	V	IV	IV	III	II	I						
		0.33	0.17		水文観測の実施	I	I	I	II	II	V	IV	III	II						
		0.33	0.17		「災害レポート」の作成、報告	I	I	I	I	II	V	IV	III	II						
		0.33	0.17		直轄河川災害復旧事業等の実施	I	I	I	I	II	V	IV	III	II						
合計(応急対策業務必要人数)		3.00	2.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員							2	2	2	2	2	2	1	0	
調査設計課	調査設計課長 調査係長 計画係長	0.40		一般継続重要業務	予算関係・工程管理					I	II	III	IV	IV						
		0.40			事業推進関係(工期短縮・コスト縮減・委員会等)					I	II	III	IV	IV						
		0.40			広報戦略					I	I	II	III	IV						
		0.20			設計業務関係(予備設計・詳細設計)					I	I	II	III	IV						
		0.20			積算発注(設計)					I	I	II	III	IV						
		0.20			水文水質関係					I	II	III	IV	IV						
		0.40			ダム環境関係(動植物・景観)					I	I	II	II	III						
		0.30			積算発注(測量・設計)					I	I	II	III	IV						
		0.10			業務品質確保関係					I	I	II	III	IV						
		0.10			河川管理関係(巡視・占用)					I	II	II	III	IV						
0.30		防災関係(水文・水質・地震・応援)					I	I	II	II	III									
合計(一般継続重要業務必要人数)		0.00	3.00		社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員										0	0	1	2	3	
災害時の業務継続に必要な総人数		3.00	5.00		社会的影響度3以上の業務数にかかる総人員							2	2	2	2	2	2	3	3	3

I～V：該当する業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に影響する程度(V：極めて大きい)

表-5(2) 各課における業務影響分析の結果 (工務課・工事課)

工務課・工事課

所属課	係名等	業務毎の必要人数 (直後)	業務毎の必要人数 (3日目以降) ※人数	継続が必要な業務の内容	社会的影響度									
					直後	3 Hまで	6 Hまで	12 Hまで	1 日まで	3 日まで	7 日まで	15 日まで	30 日まで	
対策班	(副班長)	0.25	0.13	応急対策業務	河川管理施設等の被害状況の把握	II	II	V	IV	III	II	I	I	I
	(副班長)	0.25	0.13		対策本部への報告	II	II	V	V	V	IV	III	II	II
	(副班長)	0.13	0.06		その他防災業務全般にかかる情報の収集及び連絡	II	II	II	V	V	IV	III	II	II
	(副班長)	0.13	0.06		緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施	II	II	II	V	V	IV	III	II	I
	工務係	0.13	0.06		災害復旧事業等にかかる建設機械の調達、運用	II	II	II	V	V	IV	III	II	I
	工務係	0.13	0.06		要員、資材等の輸送	II	II	II	V	V	IV	III	II	I
	工務係	0.50	0.25		直轄河川災害復旧事業等の実施	I	I	I	I	II	V	IV	III	II
合計(応急対策業務必要人数)		2.00	1.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員									
現地対策班	班長	1.00	0.67	一般継続重要業務	河川等の巡視及び状況把握	II	V	V	IV	III	III	II	I	I
	(副班長)	1.00	0.67		対策部への報告	II	V	V	V	V	IV	III	II	I
	(副班長)	1.00	0.67		緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施	II	II	V	V	V	IV	III	II	I
合計(応急対策業務必要人数)		3.00	2.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員									
工務課	工務課長 建設監督官 建設監督官 工務第一係長 工務第一係員	0.85	5.00	一般継続重要業務	工程管理・協定関係(県道・町道・地域整備計画)					I	II	II	IV	IV
		0.70			工事監督関係(工事・測量・地質)					I	II	III	IV	IV
		1.15			設計業務関係(予備設計・詳細設計)					I	I	II	III	IV
		0.70			積算発注(工事・測量・地質)					I	I	II	II	IV
		0.85			積算発注(設計)					I	I	II	II	IV
		0.15			庁舎営繕関係					I	I	II	II	III
合計(一般継続重要業務必要人数)		0.00	5.00		社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員									
工事課	工事課長 建設専門官 建設専門官 建設監督官 建設監督官 工事係長 工事係員 工事係員	2.40	9.00	一般継続重要業務	工程管理・ダム地質協議					I	II	II	IV	IV
		1.50			工事監督関係(工事・測量・地質)					I	II	III	IV	IV
		2.10			設計業務関係(予備設計・詳細設計)					I	I	II	III	IV
		1.20			積算発注(工事・測量・地質)					I	I	II	III	IV
		1.20			積算発注(設計)					I	I	II	III	IV
		0.00			0.00	9.00		社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員						
災害時の業務継続に必要な総人数		5.00	17.00		社会的影響度3以上の業務数にかかる総人員									

レベル	影響の重大性	
V	影響が極めて大きい	人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル
IV	影響が大きい	法令違反、重大な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起ることが予想されるレベル
III	影響は中度	国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル
II		応急対策業務の対応により人員が不足するが、足羽川ダム建設事業の事業工程において、IIIと同等の影響が発生するレベル
II	影響は小さい	若干の社会的影響があるレベル(復旧準備を始める必要が生じるレベル)
I	影響は軽微	復旧しなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

表-5(3) 各課における業務影響分析の結果（総務課・用地課）

総務課

所属課	係名等	業務毎の必要人数 (直後)	業務毎の必要人数 (3日目を以降)※人数	継続が必要な業務の内容	社会的影響度															
					直後	～3 Hまで	～6 Hまで	～12 Hまで	～1 日まで	～3 日まで	～7 日まで	～15 日まで	～30 日まで							
総務班	班長 副班長 庶務会計係 庶務会計係 庶務会計係	1.00	0.17	応急対策業務	要員の招集及び自動車の運転	V	V	V	V	V	IV	III	III	II						
		1.00	0.17		渉外事務(広報を除く)	I	II	V	V	V	IV	III	III	II						
		1.00	0.17		物資の調達及び補給	I	II	II	V	V	IV	III	III	II						
		1.00	0.25		要員の給料及び健康管理	I	II	II	II	II	II	V	III	II						
		1.00	0.25		会計及び給与	I	II	II	II	II	II	V	III	II						
合計(応急対策業務必要人数)		5.00	1.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員							1	1	2	3	3	3	1	1	0
総務課	総務課長 建設専門官 総務係長 総務係員 総務係員 総務係員		0.60	一般継続重要業務	一般受付・庁舎管理・配車業務					I	II	III	IV	IV						
			0.50		旅費業務、文書管理					I	I	II	II	III						
			0.50		給与・賃金、健康管理、公務災害					I	II	III	IV	IV						
			0.50		服務関係、研修関係、年金関係、共済関係					I	I	II	II	III						
			1.50		契約関係、技術資料受付					I	II	III	IV	IV						
			0.70		予算関係					I	I	III	IV	III						
	0.70	物品関係					I	I	II	II	III									
合計(一般継続重要業務必要人数)		0.00	5.00		社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員											0	0	4	4	5
災害時の業務継続に必要な総人数		5.00	6.00		社会的影響度3以上の業務数にかかる総人員							1	1	2	3	3	3	5	5	5

用地課

所属課	係名等	業務毎の必要人数 (直後)	業務毎の必要人数 (3日目を以降)※人数	継続が必要な業務の内容	社会的影響度															
					直後	～3 Hまで	～6 Hまで	～12 Hまで	～1 日まで	～3 日まで	～7 日まで	～15 日まで	～30 日まで							
総務班	(副班長) 救助補償係 救助補償係 救助補償係	0.50	0.00	応急対策業務	災害救助法に基づく応援	II	II	V	V	IV	III	II	II	I						
		0.50	0.00		要員の家族保護	II	II	V	V	IV	III	II	II	I						
		1.00	1.00		防災業務に基づく補償	II	II	II	II	II	V	IV	III	II						
合計(応急対策業務必要人数)		2.00	1.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員							0	0	1	1	1	2	1	1	0
現地対策班	総務係⇒用地課 総務班より指名	0.33	0.33	応急対策業務	総務班に属する事項	II	V	V	IV	III	III	III	II	I						
		0.33	0.33		対策部への報告	II	V	V	V	V	IV	III	II	I						
		0.33	0.33		関係機関との連絡調整	II	II	V	V	V	IV	III	II	I						
合計(応急対策業務必要人数)		1.00	1.00		社会的影響度3以上の災害業務数にかかる人員							0	1	1	1	1	1	1	0	0
用地課	用地課長 専門官 用地係長 用地係員		1.00	一般継続重要業務	用地交渉・工程管理					I	II	III	IV	IV						
			1.00		土地境界確定関係					I	II	III	IV	IV						
			1.00		補償積算(物件、立木、公共等)					I	I	II	III	III						
			0.50		不当要求対策					I	I	II	II	III						
合計(一般継続重要業務必要人数)		0.00	4.00		社会的影響度3以上の一般継続業務数にかかる人員											0	0	2	3	4
災害時の業務継続に必要な総人数		3.00	6.00		社会的影響度3以上の業務数にかかる総人員							0	1	2	2	2	3	4	4	4

I～V：該当する業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に影響する程度(V:極めて大きい)

2. 関係機関との連携体制の確立

各部においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。

3. 執行体制

(1) 参集要員の指定等

足羽川ダム工事事務所の全職員31人を、参集要員(大規模災害非常参集要員)として指定する。(大規模災害時一般参集要員は指名しない。)

各要員の地震時初動の習熟のため、業務継続計画及び地震マネジメント計画書の所内周知を行い、また、年1回(9月1日を目途)訓練を実施し、災害発生時の迅速化を図る。

なお現場技術員については、地震災害等による体制が発令され、協議の結果、調査職員から管理技術者を通じて指示された場合には、河川関係災害対策部運営計画に定める業務を行うものとする。

■参集先での業務内容

- ①地震時初動対応要員・・・防災初動期から参集先の防災対応業務を実施。
- ②地震時非常参集要員・・・参集先の災害対応業務を実施。
- ③地震時一般参集要員・・・参集先の災害対応業務を実施。

■非常参集時の交通手段

- 公共交通機関が利用可能な場合・・・公共交通機関
- 公共交通機関が利用不可の場合・・・徒歩または自転車(移動距離15kmを目安)

■参集要員過不足数

全職員数 31人 (令和5年4月)

(うち、休日の遠方滞在者は8人)

予測人数(人)	直後 2h	3h まで	6h まで	12h まで	1日 まで	3日 まで	7日 まで	15日 まで	30日 まで
災害時必要人数(業務影響分析の結果)									
応急対応業務※	4	7	11	12	12	14	9	4	0
一般継続重要業務	0	0	0	0	0	0	12	26	31
合計	4	7	11	12	12	14	21	30	31

予測人数（人）	直後 2h	3h まで	6h まで	12h まで	1日 まで	3日 まで	7日 まで	15日 まで	30日 まで
災害時参集人数（居住地調査の結果）									
事務所参集・平日	27	28	31	31	31	31	31	31	31
〃（参集率 70%）	18	19	21	21	21	21	31	31	31
事務所参集・休日	20	22	23	23	23	23	31	31	31
〃（参集率 70%）	14	15	16	16	16	16	31	31	31

<参集条件>

- ・ 県外居住者は参集できない場合を考慮し、発生後3日間までの参集率 70%
- ・ 徒歩又は自転車（所有の場合に限る）による参集
（歩行は時速 4km、自転車走行は時速 8km）
- ・ 県外の遠方滞在は、鉄道の全区間の運行（代替含む）再開の3日以降から参集

参集要員過不足数（災害時参集人数（参集率 70%）－災害時必要人数）									
事務所参集・平日	14	12	10	9	9	7	10	1	0
事務所参集・休日	10	8	5	4	4	2	10	1	0

【課題】

- 単身赴任者等の遠方滞在者の全員が県外滞在時に大規模災害が発生した場合、発生後から6時間までの初動において人員が不足するため、点検資機材の事前準備、対策部設置のマニュアル化、及び休暇時の滞在先の確認や当番制の導入等を行い、日頃からの備えを整える必要がある。

（2）権限委任

大規模災害の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むように指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、予め対策部長等に係る権限委任を行う。

<権限委任の考え方>

- ・ 連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、以下の順序で自動的に委任されるものとする。
- ・ 事務所に参集できない状況にあっても、連絡が取れ指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わない。なお、大規模災害の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するために、

業務継続に支障のないよう通信手段の確保し、連絡を密にするように留意する。

■ 権限委任の順序

災害対策部	体制	権限委任及び順序（○数字）
対策部長	事務所長	① 副所長（事務）⑤総務課長 ② 副所長（技術）⑥工務課長 ③ 事業対策官 ⑦工事課長 ④ 調査設計課長 ⑧用地課長
対策副部長 部付	副所長（事務）	① 総務課長 [兼任]総務班長 ② 用地課長
	副所長（技術） 事業対策官	① 調査設計課長 [兼任]対策班長 ② 工務課長 ③ 工事課長
総務班長	総務課長	① 副所長（事務） [兼任]対策副部長 ② 用地課長 ③ 建設専門官（契約）
対策班長	調査設計課長	① 副所長（技術） [兼任]対策副部長 ② 工務課長 ③ 工事課長 ④ 建設専門官（機械） ⑤ 建設専門官（電通） ⑥ 建設監督官（道路） ⑦ 建設監督官（ダム） ⑧ 建設監督官（水海） ⑨ 建設監督官（ダム・道路）

（３）他地整・他事務所からの受援体制

本局（他事務所）・他地整からの TEC-FORCE 等の緊急災害対策派遣隊の派遣が決定した場合、本局応援対策本部と連絡を取りながら、以下の受援にあたってとるべき措置及び組織を整備し、災害復旧の円滑な執行を図る。

- ・ 活動スペースは、第3会議室（3階）、第一会議室（1階）又は監督官詰所とする。
- ・ 事務所の受入れ担当者は、調査設計課長とし、受入れに必要な以下の準備を整える。

- 活動スペースの責任者（TEC-FORCE 班長等）との連絡体制の確保
- 活動スペースにおけるパソコン、プリンター（LAN 環境）等の準備
- 派遣員の食料、飲料水の準備及び宿泊先等の案内

4. 職場環境の整備

地震災害時において職場環境に必要な庁舎、備蓄、電力、通信等の水準と現状は、以下のとおりであり、その対策を行う。

(1) 庁舎等

[庁舎等]

事務所	[庁舎] 鉄骨鉄筋コンクリート構造 5階建て S48.10 敷地面積 795m ² 、建築面積 540m ² [車庫] 一般国道8号高架下道路敷地内 敷地面積 699m ²
監督官詰所	[連絡室] 軽量鉄骨ブレース構造 平屋建て H15.2 敷地面積 1,006m ² 、建築面積 77m ² [倉庫] プレバブ平屋建て 同敷地内2棟 (81m ² 、79m ²)

庁舎等の地震に対する備え

項目	必要とされる水準	現 状
耐 震 性	震度6弱～7の地震規模が想定され、高い耐震性能が必要	[庁舎] 旧耐震基準の賃貸ビル。 H31.3時点で、耐震診断・耐震補強は実施されていない。 [車庫] 国道8号高架は耐震済
液状化対策	5m未満の軟弱層と想定※され、液状化対策が必要 (※福井市地震防災ハザードマップ)	液状化対策は実施されていない

浸水対策 浸水に対処するため、積土のう工の対応が可能な様に資材備蓄を行う。

【課題】

- 庁舎の耐震性は必要な水準に達していない可能性があるため、庁舎オーナーへの耐震診断及び耐震補強の依頼を行う。
- 震度5弱の地震発生時（警戒体制）に庁舎が危険な可能性があるため、1次点検の実施又は立入りを行わず、代替拠点への参集する計画を検討する必要がある。

[スペース]

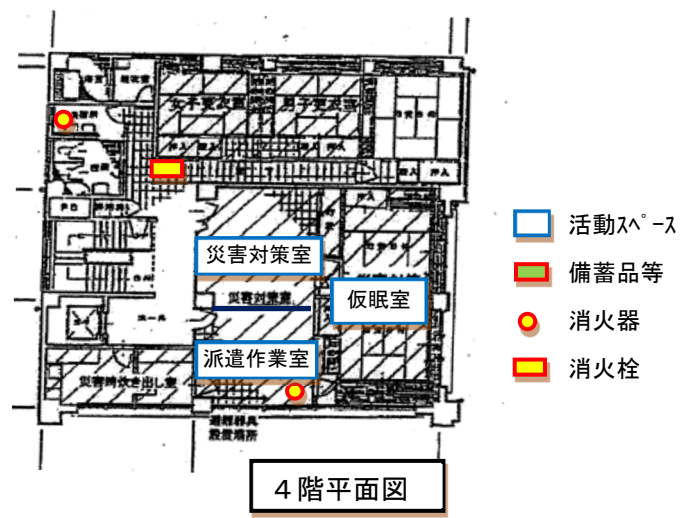
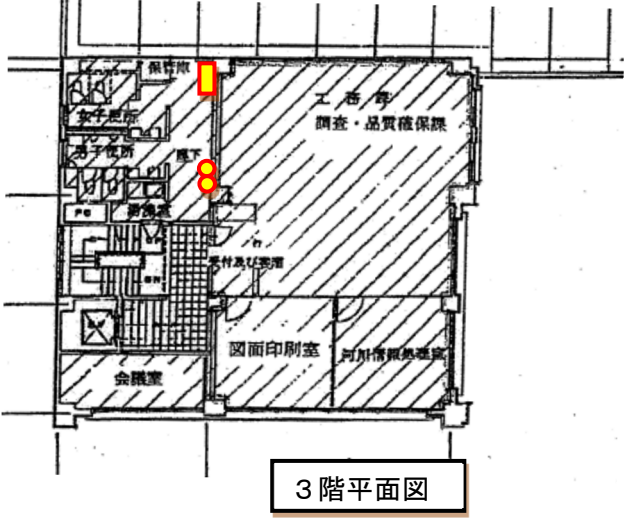
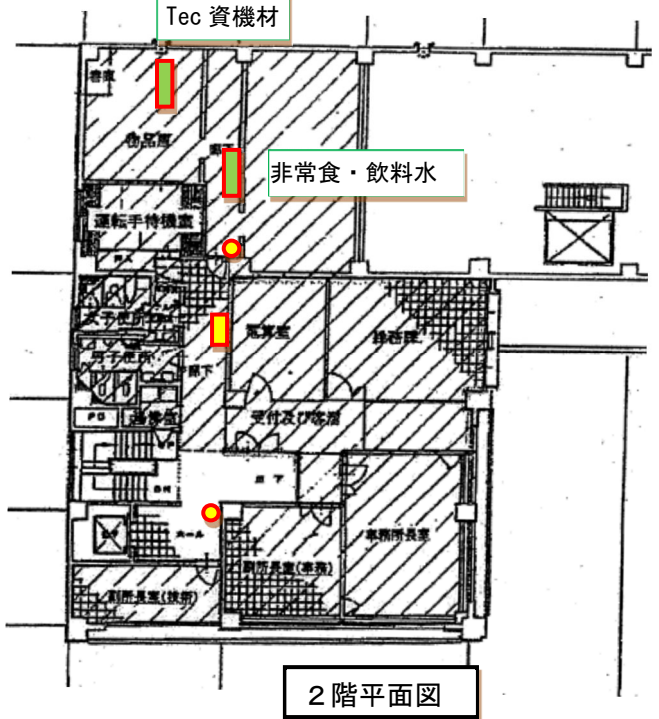
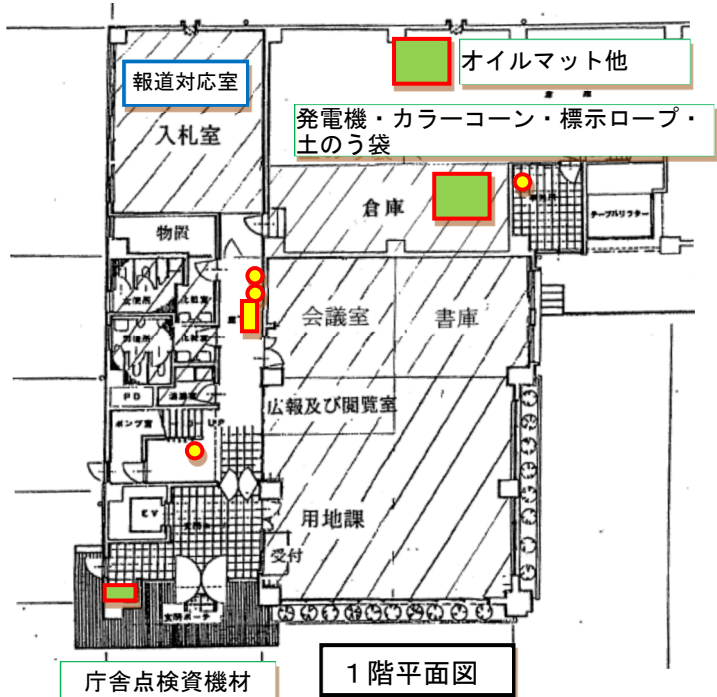
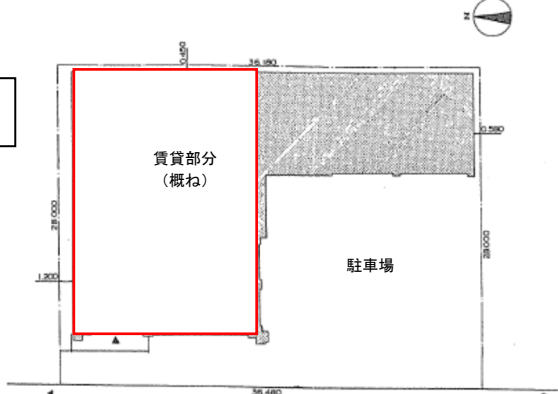
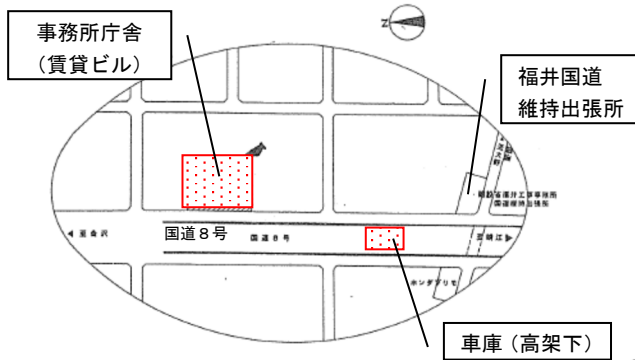
災害対策業務・仮眠休息スペースの確保

[庁舎]

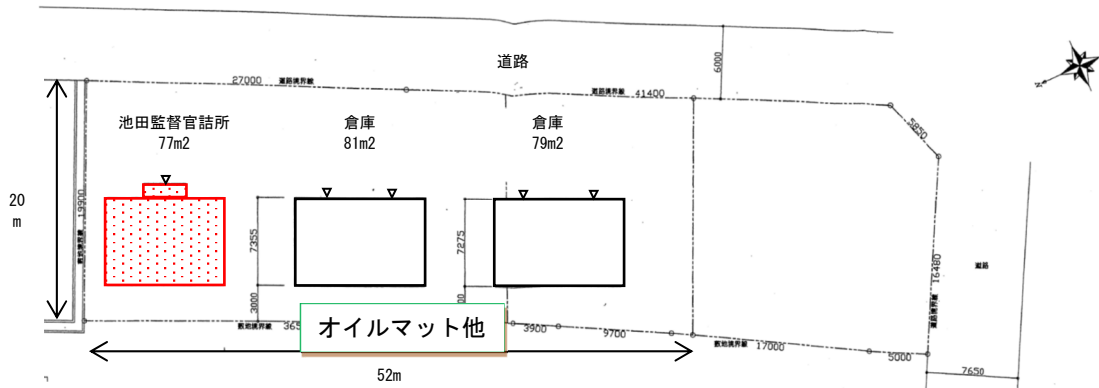
項 目	必要とされる水準	現 状
災害対策室 (4階) M283・284	・対策会議 8名 (対策部長1, 副部長2, 班長3, 対策係1, 工務係1)	[河川情報室] 約22m2 ・机 1脚 (1.2m*2.1m) ・椅子 10脚 (PC椅子2含む) ・白板 1枚 ・電源 3ピン(空) ・LAN 2ポート(空)
報道対応室 (1階) M281	—	[1階 大会議室] 約43m2 ・机 8脚 ・椅子 26脚 ・白板 0枚 ・電源 8ピン(空) ・LAN 0ポート(設備無)
派遣隊 作業室 (4階) M---	・派遣要員 4名	[3階プロッター室] 約22m2 ・机 2脚 (0.6m*1.8m) ・椅子 12脚 ・白板 0枚 ・電源 6ピン(空) ・LAN 0ポート(空)
仮眠休息室 (4階) M294	参集要員 (令和5年4月) ・全職員 31人 (参集率70%:21人) (1人あたりの1畳) 21人÷2交代×1畳/人= 11畳	[食堂] ・面積 16畳 (8畳×2室)

[池田監督官詰所]

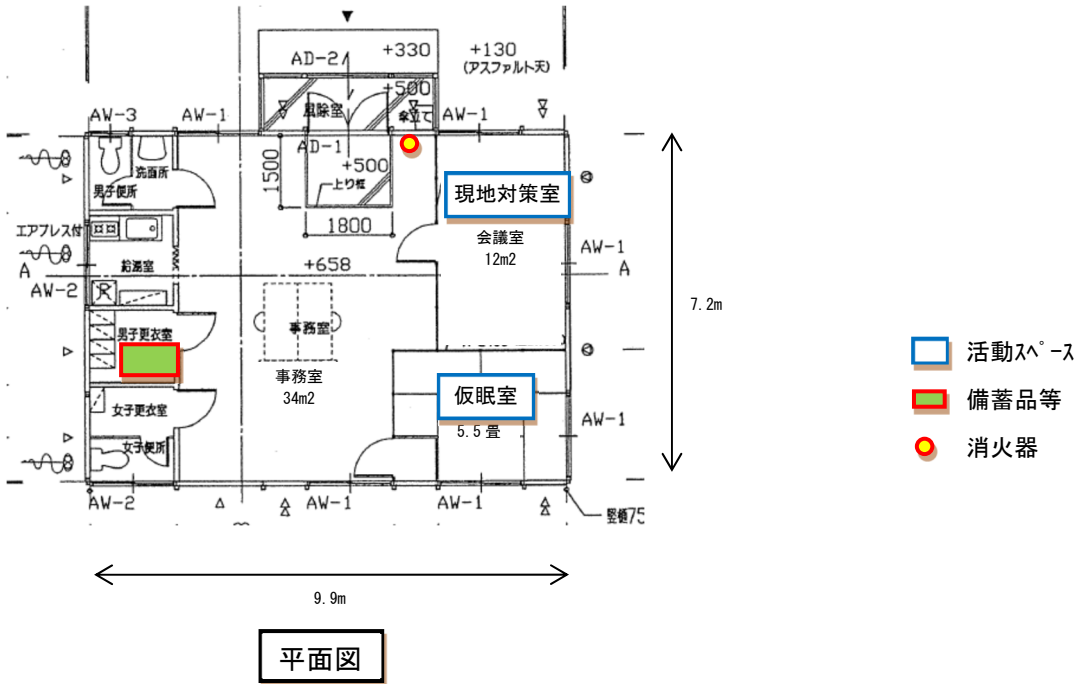
現地対策室 M---	・連絡要員 1名	[連絡室会議室] 約12m2 ・机 2脚 ・椅子 6脚 ・白板 0枚 ・電源 未確認 ・LAN 0ポート(設備無)
仮眠休息室 M---	現地対策班 (2班交代時) ・1班3~4人 2班で計8人 8人÷2交代×1畳/人= 4畳	[休憩室] ・面積 5.5畳 (5.5畳×1室)



- 活動スペース
- 備蓄品等
- 消火器
- 消火栓



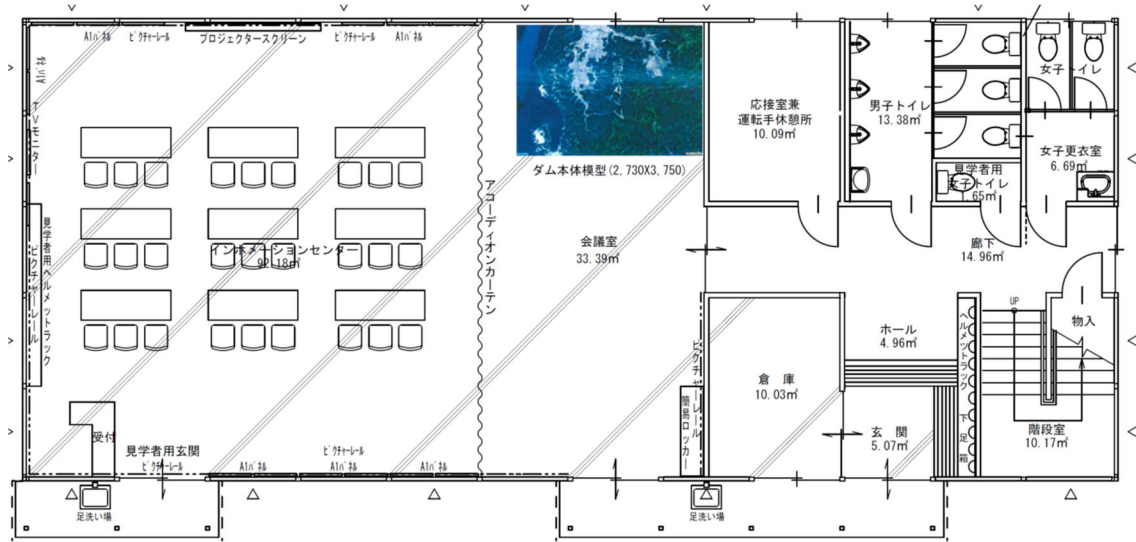
【隣接：池田町役場】



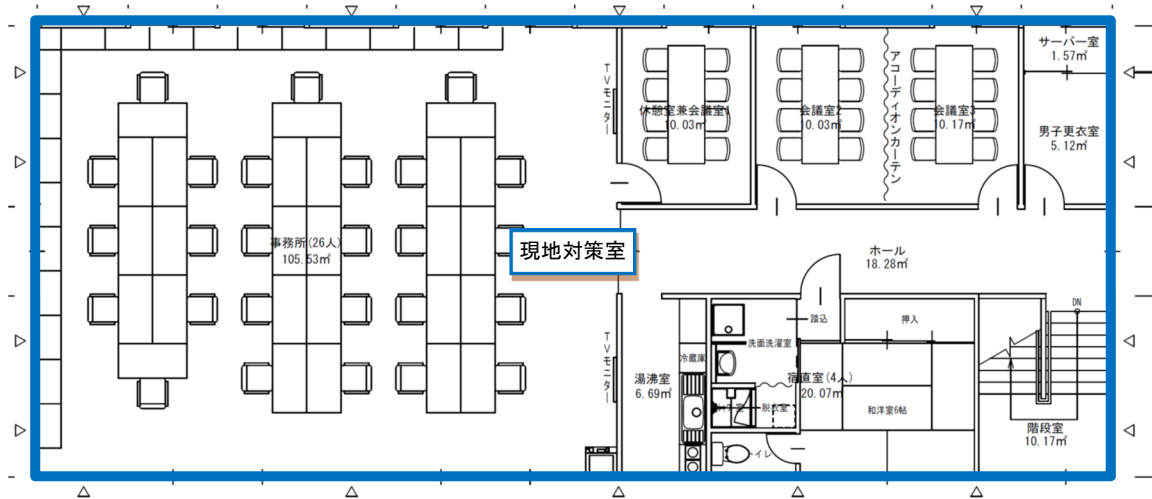
【課題】

- 各スペースの物品が不足する可能性があるため、各スペースの使用目的を明確にし、物品の再配備を検討する必要がある。
- 災害対策時の予備PC等の使用等に伴う電源空きピン数及び行政系LANの空きポート数が不足する可能性があるため、電源コードやLAN用ハブを用意する必要がある。

【池田監督官詰所・小畑分室】



1階平面図



2階平面図

[什器転倒防止]

書棚・ロッカー等の什器の転倒防止

項 目	必要とされる水準	現 状
河川情報室	地震時の負傷者防止・空間確保、 早期通常業務の復帰を目的として、 必要な箇所を実施	未対策（棚1）
災害対策室		未対策
報道対応室		未対策（棚1）
派遣 作業室		転倒する什器：無
仮眠休憩室		対策済
執務室 （各階）		未対策（一部）

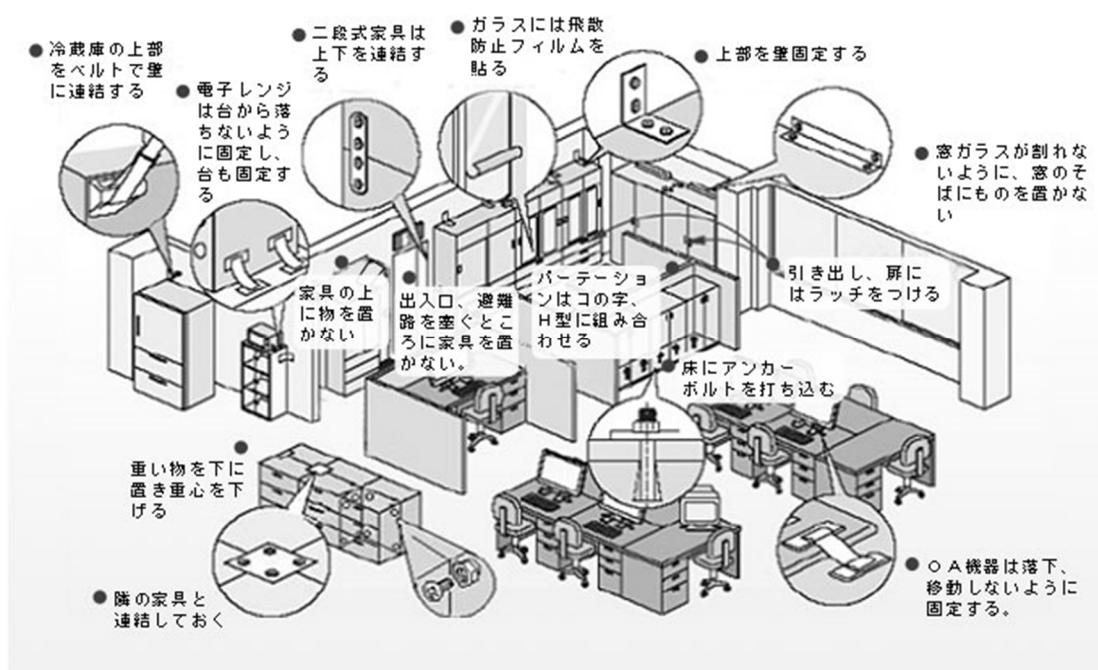


図 転倒防止器具の対策したオフィスの例

出典：東京都防災ホームページ

【課題】

- 執務室等の什器転倒防止対策の実施はほぼ未対策であり、早急に必要な転倒防止対策を実施するように努める。

(2) 備蓄

大規模災害時にライフライン復旧まで3日間を要すると想定し、発災から3日間は自立的に活動できよう、必要な食料・飲料水、寝具、簡易トイレ等を備蓄する。

参集要員（令和5年4月） ・全職員 31名（参集率70%：21名）

[食料・飲料水]

項目	必要とされる水準	現 状
食 料	主食 1, 副菜 2×3 食×31 名×3 日 主食 279 食 副菜 558 食	主食 200 食 副菜 500 食 ビスコ保存缶 15 缶
飲 料 水	3 ㍓×31 名×3 日 = 279 ㍓	264 ㍓

発災時の事務所訪問者、帰宅困難者等の必要量は考慮していない。

[寝具]

項目	必要とされる水準	現 状
毛布・布団	31 名÷2 交代 = 16 名分	毛布 7 枚 布団 3 組 (3 名分)
寝 袋		11 組 (11 名分)

[トイレ等]

項目	必要とされる水準	現 状
簡易トイレ	大用 1 小用 3×31 名×3 日 大用 93 袋 小用 279 袋	(現状：400 名分)
雑 用 水	50 ㍓×31 名×3 日 = 4650 ㍓ (参集率 70% の場合) 50 ㍓×21 名×3 日 = 3150 ㍓	高架水槽 2000 ㍓ 期限切れ飲料水 392 ㍓ (現状：約 15 名分)

【課題】

- 非常食及び生活必需品等の備蓄量にばらつきがあるため、必要な数を精査し、不足は補充するよう努める。
- 備蓄品の保存場所について、職員への周知が図られていないため、災害時に効率的に

活用できる場所を検討し、周知を行う必要がある。

- 備蓄食料等は、賞味期限を考慮した更新ルールが決まっていないため、定期的に交換、補充する更新ルールを策定する必要がある。
- 発災時の事務所訪問者、帰宅困難者等を保護し、近隣の避難所等に誘導するまでの間に必要となる食料及び飲料水については必要量を検討し、必要な量を確保する必要がある。

(3) 電力

大規模な地震災害時にライフライン復旧まで3日間を要すると想定し、発災から3日間は自立的に活動できよう、必要な電力を確保する。

項目	必要とされる水準	現 状
電 話	電力は不要	非常用発動発電設備は備えていない。 [1階倉庫] インバーター発電機（新ダイワ iEG2800M）により発電。 ・発電電力 15A×2 ・連続運転時間 約20.0～7.9時間 【優先順】 1. パソコン （以下、使用時に切り換え） 2. コピー機 3. F A X
F A X	8.8A, 100V なお、メールでの代替可能	
パソコン	PC本体 13A, 100V ディスプレイ 2.9A, 100V	
コピー機	15A, 100V	
テレビ	TV 20A, 100V チューナー 1.1A, 100V なお、ラジオでの代替可能	
雨量水位監視システム	未確認 なお、電話応答での代替可能	
共有サーバー	未確認	
光伝送装置及びH A B	未確認	[1階倉庫] インバーター発電機（ホンダ EU16i）により発電。 ・発電電力 15A×2 ・連続運転時間 約8.1～3.4時間

【課題】

- 電力確保に制限があるため、災害時に必要な電力を精査し、条例を遵守した上で、発電機に必要な燃料（ガソリン40Lまで）を確保に努める。また災害時の供給手段について検討する必要がある。

(4) 通信

[電話回線・マイクロ回線]

大規模な地震災害時に、回線の切断や通信会社の被災等による電話の不通状態、若しくは回線の輻輳による電話の接続困難な状況が数時間～1日程度となる可能性があるため、確実に通話が可能な電話回線を確保する。

項目	必要とされる水準	現 状
ソフトバンク 加入回線	1回線 (通話1回線)	7回線 (通話4回線・FAX3回線) ・回線の切断等により使用不可 ・停電時は、通話のみ使用可能 ・通信の輻輳により接続しにくい
// (災害時優先)		1回線 【0776-27-0649】 (通話1回線・FAX0回線) ・回線の切断により使用不可 ・停電時は、通話のみ使用可能 ・輻輳しても優先的に回線が確保
マイクロ 回線	—	NTT専用回線を使用し、 福井河川国道事務所経由で送受信 ・福井河川国道事務所被災時に不可 ・NTT回線の切断等により不可
携帯電話	3回線 (対策部長・総務班長・対策班長)	13回線 (予備1回線含む) ・中継局の障害等により使用不可 ・バッテリー容量の範囲で使用 ・通信の輻輳により接続しにくい
// (災害時優先)		3回線 (対策部長、総務班長、対策班長) ・中継局の障害等により使用不可 ・バッテリー容量の範囲で使用 ・輻輳しても優先的に回線が確保
衛星電話 (携帯)	1回線 (現地対策班)	3回線 (ワイドスター) ・平常時、山間等で使用不可 ・写真等のデータ送信は不可 ・名称 足羽川ダム1 足羽川ダム2 足羽川ダム3 : FAX送受信可
雨量水位監 視システム (電話応答)	—	(受信のみ) ・回線の切断等により使用不可 ・通信の輻輳により接続しにくい

■ 災害時優先電話

災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信は一般電話と同じ。

また、災害時優先電話から発信しても、相手が話中の場合は一般の電話と同じく接続はできない

【課題】

- 電話回線による通信確保に制限があるため、災害時に必要な災害時優先回線等を利用内容を精査し、回線の確保に努める。また、必要に応じ、代替の方法（PCや携帯のメール活用）により連絡を行う。
- 災害時の緊急連絡用として「かける電話」と「待つ電話」を分けるなど、あらかじめ利用方法を確保確認する必要がある。

[光ファイバ網]

大規模な地震災害時に、光ファイバ等の有線の切断等による通信不可となる可能性があるため、ネットワークの多重化により通信を確保する。

項 目	必要とされる水準	現 状
国土交通省 ・近畿地整 ネットワーク	多重化によるデータ通信	電柱架空線により、 福井国道維持出張所経由で送受信 ・福井国道維持出張所等被災時に不可 ・回線の切断等により不可
福井ケーブ ル テレビ		[河川情報室 一般回線PC] ・回線の切断等により不可 ・メールアドレス等の未取得

【課題】

- 多重化が図られていないため、光ファイバ網が切断した場合にマイクロ回線に切り替える等の代替の方法を含めて検討を行い、必要な通信の確保を行う必要がある。
- 足羽川ダム連絡室又は現地からデータを送信する手段がないため、災害時に必要となる通信方法（モバイル通信等）の検討を行い、必要な通信の確保を行う必要がある。

(5) ガス

大規模地震発生時におけるガス供給について総務班は、ガス関連設備について、事前に供給形態（中圧）や館内の配管の耐震性等を確認し、必要な対策を行う。

(6) 上水道

断水は1週間継続すると想定されていることから、総務班は、庁舎の上水道設備について、発災時の利用用途を確認し、庁内の貯水槽や配管等の耐震化及び貯水槽内の使用量を削減するため、災害用トイレの確保を行う。あわせて、飲料水の備蓄を行う。

(7) 車両・資機材等

[災害対策機械]

災害対策機械は保有していないが、今後の足羽川ダムの建設工事及びダム建設に係る河川管理の状況に応じて必要性の検討を行い、必要な場合は、建設機械の要請、現地での建設機械の管理を含めた体制確立を行う。

[車両]

地震応急対応業務及び一般継続重要業務に必要な車両台数の検討を行い、必要となる台数の確保を行う。

項目	必要とされる水準	現 状
委 託 車	車両台数 6台 ・現地対策班2班×1台 = 2台 ・補償関係対応（市内） = 1台 ・連絡車(事務所～現地) = 1台 ・待機 = 2台	トヨタ エスクァイア (2000cc)
委 託 車		トヨタ ハイエース (2700cc)
委 託 車		ホンダ ステップワゴン (1500cc)
委 託 車		ホンダ ステップワゴン (1500cc)
自 操 車		トヨタ ラッシュ (1500cc)
自 操 車		ホンダ シャトル (1500cc)

【課題】

- 自操車の給油は、運用上、燃料が半分になった際に給油しているが、災害時に備えで
きる限り満タンを心がける必要がある。
- 災害時、現地対策班が使用する車種については、現地対策班の出動準備の短縮のため、
車載スペースや通信設備等を考慮し、使用する車種の優先順位を指定する必要がある。

[資機材]

非常参集後の庁舎への進入のための庁舎点検（1次点検）、及び現地対策班の河川巡視（1次巡視）に必要な資機材の検討を行い、必要となる資機材の確保を行う。

項 目	必要とされる水準	現 状
庁舎点検 (1次点検)	庁舎点検者 3名 ・点検表示板 ・点検記録紙 ・ヘルメット ・軍手 ・立入禁止表示テープ ・ラッカー ・懐中電灯	点検資機材を確保し、事務所夜間出入口横に保管している。
河川巡視 (1次巡視)	現地対策班 3～6名 【対策係が用意】 ・紅白ロッド（又は巻き尺） ・紅白ポール ・カメラ 【総務係が用意】 ・通信機器 （衛星電話、携帯電話） ・連絡室等の鍵 ・非常食、飲料水 【班員各自】 ・野帳（メモ帳） ・ヘルメット ・軍手 ・雨具、防寒具等	点検資機材は確保されているが、別々に保管されている。 <u>足羽川ダム連絡室には、非常食・飲料水・寝具等の備蓄はない。</u>

【課題】

- 庁舎点検資機材については、今後の訓練等で必要な資機材を精査し、不足は補充するよう努める。
- 河川巡視資機材については、日常の河川巡視の携行品の検討もを行い、必要な資機材を精査し、巡視資機材として整備する必要がある。

5. 下水道被災を踏まえた対応

下水道の利用支障は1ヶ月継続すると想定されていることから、災害用トイレの備蓄を行うとともに、災害用トイレ運用等マニュアルを定め定める等、必要な対策を行う。

6. 廃棄物の処理

委託業者による廃棄物処理が1週間後から1か月後までは実施できなくなることが想定されるから、事務所で発生する紙ごみ等廃棄物の一時保管場所、移動方法、衛生管理、「し尿」廃棄物の一時保管場所、臭気対策、職員の感染症対策の運用について災害時の廃棄物処理等運用マニュアルを定める等、必要な対策を行う。

7. その他

[帰宅困難者等への対応]

- 総務班は、勤務時間内に発災の場合、直ちに事務所内に存在する者の状況を確認し、1階受付にて外部者出入り管理等を行う。
- 総務班は、事務所来訪者及び帰宅困難者等に対し、災害情報の提供、近隣の避難場所及び宿泊施設等を紹介するなどの可能な支援措置を行う。

[負傷者の救護]

- 総務班は、負傷者・急病人について、緊急に手当が必要な負傷者や急病人は医療機関に順次搬送する。緊急性の軽傷者には可能な応急手当を施し、他の事務所訪問者とともに、近隣の避難場所への誘導を行う。

【課題】

- 一般の避難場所等の情報提供する資料を備えていないため、情報収集を行い、情報提供できるよう資料の作成を行う。

第5章 継続的改善

1. PDCAサイクルの確立（訓練及び計画の評価・見直し等）

業務継続計画を実効性のあるものとするため、訓練や計画のテスト・実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図るものとする。

① 計画の策定と更新（PLAN）

後述の「④計画の見直し（ACTION）」の結果を踏まえ、業務継続計画を実効性あるものに改定を行う。

② 訓練や計画の実施（DO）

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼動訓練、対策部設営訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

③ 課題の検討と点検（CHECK）

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、予め確保を行う。

④ 計画の見直し（ACTION）

「③課題の検討と点検（CHECK）」において課題とされた事項について改善を図るとともに、必要となった物品の確保を行い、計画の見直しを行う。

また、足羽川ダム工事事務所河川関係地震災害対策部運営計画書の改定、近畿地方整備局防災業務計画の改定等が行われた場合、必要に応じて「足羽川ダム工事事務所業務継続計画」の見直しを行う。また、外部有識者等による評価についても、必要に応じて今後検討を行う。

2. その他災害リスクについて

地震の他に想定される災害リスクについて、足羽川ダム工事事務所は、洪水による浸水想定区域内（想定最大規模）であるが、嵩上げを行っている為、1階執務室の浸水する恐れは低い。しかしながら、事務所周辺は0.5～1.0mの浸水の恐れがあるため、本地震編の他に洪水時の業務継続計画【風水害編】を令和3年度中を目途に定めるものとする。

参 考 資 料

- 組織図と業務分担（平常時）
- 地震災害時の組織図
- 地震災害時の要員配置基準及び業務内容
- 災害時非常食・生活必需品備蓄一覧
- 福井県周辺の主要な活断層帯と海溝で起こる地震
- 福井県に被害を及ぼした主な地震

令和5年度 足羽川ダム工事事務所 技術系 業務分担 (R5.4.1時点)

		令和5年度 業務分担	備考
神後副所長		<ul style="list-style-type: none"> ・技術系総括 ・マスコミ対応、業界対応、事故対応 ・研修、技術力向上 	
伊藤事業対策官 (付替道路総括)		<ul style="list-style-type: none"> ・道路関係事業計画全体の課題、対応方針の総括 ・検査、成績評定、優良施工者等表彰【調査設計課】 ・道路関連の協議、調整、事業監理【工務課】 ・道路関係コスト縮減策立案総括【建設監督官、調査設計課】 ・現地事故調査委員会、工事安全協議会関係 ・安全・衛生・環境協議会、関連する現場の課題対応、地元・第三者対応【建設監督官】 	
大岩事業対策官 (ダム本体・導水トンネル・分水堰総括)		<ul style="list-style-type: none"> ・ダム本体、導水トンネル、分水堰関係事業計画全体の課題、対応方針の総括 ・予算要求及び予算管理【調査設計課】 ・ダム本体、導水トンネル、分水堰関係の事業執行監理(工期及び事業費)【工事課、調査設計課】 ・Ⅱ期事業計画【調査設計課】 	
西堀建設監督官 (土木)		<ul style="list-style-type: none"> ・水海川導水トンネル、分水施設工事に係る調整、設計積算、発注手続き (関係機関協議含む)【工事課、調査設計課】 ・土研対応【工事課】 ・水海川分水施設(分水堰、導水トンネル等)の業務に係る調整、設計積算、発注手続き【工事課】 ・水海川導水トンネル技術検討委員会【工事課】 ・関係機関協議 	施工管理業務でフォロー
松島建設専門官 (機械)		<ul style="list-style-type: none"> ・ゲート等機械関係の設計・工事監督 	
横井建設専門官 (電通)		<ul style="list-style-type: none"> ・電気、通信関係の設計、工事および設備の管理 ・機械、電気・通信、施設関連の調整【工事課】 ・関係機関協議(保安林、砂防、文化財、土対法、占用物件移転、河川協議等) 	
小川建設監督官 (道路)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事監督(道路) ・上記に係る地元調整 ・第三者対応【事業対策官】 ・現場でのコスト縮減策立案【調査設計課】 	
桑建設監督官 (ダム、工事間調整等)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事監督(ダム本体) ・上記に係る地元調整 ・第三者対応【事業対策官】 ・現場でのコスト縮減策立案【調査設計課】 	施工管理業務でフォロー
堀建設監督官 (導水トンネル、分水施設等)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事監督(導水トンネル、分水施設、電気通信設備工事) ・上記に係る地元調整 ・第三者対応【事業対策官】 ・現場でのコスト縮減策立案【調査設計課】 	施工管理業務でフォロー
有田建設監督官 (ダム本体、道路等)		<ul style="list-style-type: none"> ・工事監督(ダム本体建設及び関係工事(道路含む)、維持作業等) ・工事間調整(全体土工調整) ・上記に係る地元調整 ・第三者対応【事業対策官】 ・現場でのコスト縮減策立案【調査設計課】 	施工管理業務でフォロー
工務課	工務第一係	<ul style="list-style-type: none"> ・付替県道・町道・林道・工事用道路に係る調整、設計積算、発注手続き ・本局窓口(技術管理課、河川工事課(工事発注)、技術調査課(建設副産物)、施工企画課(新技術)) ・用地及び補償費の予算管理(付替道路関係) ・営繕関係窓口 ・付替道路関係、開示請求 ・関係機関協議 	
調査設計課	調査係	<ul style="list-style-type: none"> ・防災 ・河川管理(許認可等) ・水理水文、水質 ・環境(モニタリング) ・委員会・協議会対応(環境モニタリング委員会、流域懇談会等) ・河川基本方針対応(福井河川国道事務所との調整) ・事業認定 ・広報(HP、パンフ等各種媒体、現場見学企画、各種イベント)※ ・インフラツーリズム※ ・地域振興(産官学の連携他)※ ・ダム管理に向けた調整(操作ルール、貯水地管理等)【建設専門官(電通)、工事課】 ・本局窓口(技術管理(業務関係)) 	※については、所内横断のPTを設置し、その取りまとめ役を担う。
	計画係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画一般、中長期的課題の整理 ・委員会・協議会対応(推進協議会、事業費等監理委員会、事業評価監視委員会) ・全体事業費、工程管理、コスト縮減 整理【事業対策官、工務課、工事課、建設監督官】 ・予算要求 ・予算管理 	
工事課	(併)	<ul style="list-style-type: none"> ・分水施設関連 	施工管理業務でフォロー
	工事係	<ul style="list-style-type: none"> (ダム本体建設関連) ・ダム本体建設工事及び関係工事に係る調整、設計積算、発注手続き ・土研対応 ・ダム本体建設工事に係る地質解析、修正設計、管理棟等の業務に係る調整、設計積算、発注手続き(水海川導水トンネル、分水施設関連) ・水海川導水トンネル、分水施設工事に係る調整、設計積算、発注手続き(関係機関協議含む)【建設監督官、調査設計課】 ・土研対応【建設監督官】 ・水海川分水施設(分水堰、導水トンネル等)の業務に係る調整、設計積算、発注手続き ・水海川導水トンネル技術検討委員会【建設監督官】 ・関係機関協議 	施工管理業務でフォロー

令和5年度 足羽川ダム工事事務所 事務系 業務分担 (R5.4.1時点)

		令和5年度 業務分担	備考
村岡副所長		<ul style="list-style-type: none"> ・事務系総括 ・コンプライアンス 	
西村建設専門官 (契約)		<ul style="list-style-type: none"> ・契約課連絡事項の所内展開と適正契約の取組、業務請負契約 ・少額随契、入契委員会関係(日程調整、取りまとめ)、不当要求等対策連絡会 	
総務課	経理係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約、物品管理 	
	総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理 ・行政ネットワーク、HP更新、PC関係 ・庁舎管理 ・非常勤関係 ・車両管理、車両整備、サポート、清掃(発注・監督) ・支払 ・予算要求・管理等、経理全般 ・繰越 ・歳入事務(売払い含む) ・広報業務・給与、手当、勤務時間、旅費、人事、厚生、共済、総務関係(総務係員) ・物品・役務契約(総務係員) 	
用地課	瀬川専門官	<ul style="list-style-type: none"> ・収用裁決手続きの関係機関調整 ・反射板用地取得 ・共有物分割訴訟 ・公共補償 ・事業損失委員会対応 ・地元説明会対応 	福井河川国道用地課と併任
	用地係	<ul style="list-style-type: none"> ・収用裁決手続きの資料作成 ・工食用借地関係 ・予算管理 ・業務発注手続き ・文書管理 	福井河川国道用地課と併任

○ 大規模災害時の要員配置基準及び業務内容

班 別	注意体制	警戒体制	非常体制	業務内容	
対 策 部	—	1	全員 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策部長：防災体制の発令及び解除 現地対策班の設置及び指名 ・ 対策副部長（事）：広報窓口 	
総務班	庶務会計係	1	2	全員 (9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渉外事務（広報を除く） ・ 要員の招集及び自動車の運転 ・ 要員の給食及び健康管理 ・ 会計及び給与 ・ 物資の調達及び補給 ・ マスコミ・一般からの問い合わせに関すること
	救助補償係				<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務に基づく補償 ・ 災害救助法に基づく応援 ・ 要員の家族保護
対策班	対 策 係	2	3	全員 (13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般被害にかかる情報の収集及び連絡 ・ 「災害レポート」の作成、報告 ・ 電気及び通信の確保 ・ 地震情報、津波情報、土砂災害関係情報、気象及び水文情報の収集及び通報 ・ 防災体制の発令、解除及び要員配備 ・ 水文観測の実施 ・ 防災エキスパートとの連絡等 ・ 直轄河川災害復旧事業等の実施 ・ 対策本部への報告
	工 務 係				<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川管理施設等の被害状況の把握 ・ 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施 ・ 災害復旧事業等にかかる建設機械の調達、運用 ・ 要員、資材等の輸送 ・ その他防災業務全般にかかる情報の収集及び連絡 ・ 直轄河川災害復旧事業等の実施 ・ 対策本部への報告
現地対策班※	現地対策係	4	4	上記より 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班に属する事項 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 対策部への報告 ・ 河川等への巡視及び状況把握 ・ 緊急維持作業及び緊急災害復旧事業の実施

※ 現地対策班は、災害の状況等により対策部長が設置及び指名するものとする。

班長は、対策副部長（技）又は対策班副班長より指名

班員は、総務班の係長、対策班の係長より指名

- (注) 1 長期にわたる場合は、3班にわけるとする。
 2 対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。
 3 対策部長は必要に応じて小畑分室との連絡体制の構築を指示するものとする。

○ 災害時非常食・生活必需品備蓄一覧

R5.5 現在

項目	品目	単位	備蓄数	備考
飲料水	飲料水	ℓ	264	2階物品庫 2ℓ×6本×5箱 賞味期限 2024/1/17 2ℓ×6本×17箱 賞味期限 2030/5 (第1班用・第2班用 2ℓ×6本×2箱)
水	期限切れ飲料水	ℓ	392.8	2階物品庫 *550ml×24本×7箱 *550ml×24本×3箱+16本 *2ℓ×6本×21箱
食料	米(白ご飯)	食	200	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2026/11 50袋×2箱 賞味期限 2028/5 (第1班用・第2班用 30袋)
	ビスコ	缶	15	2階物品庫 5缶 賞味期限 2027/9 10缶 賞味期限 2027/11 (第1班用・第2班用 6缶)
	さばの味噌煮	袋	100	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2028/7 (第1班用・第2班用 12袋)
	ハンバーグ煮込み	袋	100	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2028/5 (第1班用・第2班用 12袋)
	筑前煮	袋	200	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2028/7 (第1班用・第2班用 12袋)
	肉じゃが	袋	100	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2028/5 (第1班用・第2班用 12袋)
	豚汁	袋	100	2階物品庫 50袋×2箱 賞味期限 2028/5 (第1班用・第2班用 12袋)
寝具類	毛布	枚	7	4階仮眠室
	布団	組	3	4階仮眠室
	簡易ベッド	台	3	4階食堂
	寝袋	枚	11	4階食堂
	ヘルメット	個	53	1階倉庫 白18 小畑分室 白35
衣類	ヘルメット(子供用)	個	70	1階倉庫 緑20 青20 黄5 小畑分室 黄25
	レインコート	着	14	2階物品庫 LL6着、トラベルコート8着
	救命胴衣	着	6	2階物品庫
	長靴	足	8	2階物品庫
	かんじき	足	3	2階物品庫
	マスク	枚	420	2階総務課執務室 30枚×4箱、50枚×6箱
生活雑品	軍手	双	17	2階物品庫
	タオル	枚	12	2階物品庫
	ガスコンロ	個	3	1・2・3階給湯室
	カセットコンロ	個	3	4階女子更衣室 3個
	ポケットコンロ	個	2	4階女子更衣室
	ガスボンベ	本	7	4階女子更衣室 7本(残り半分×1本)
	ポケットコンロ用ガス	本	5	4階女子更衣室
	ブルーシート	枚	8	2階物品庫 5 1階倉庫 3
	紅白ポール	本	4	2階物品庫
	発動発電機	台	2	1階倉庫 ※詳細は(1)車両及び防災用機械一覧に記載されています。
	石油ストーブ	台	3	1階倉庫

○ 福井県周辺の主要な活断層帯と海溝で起こる地震

算定基準日 2023年1月1日

出典：地震調査研究推進本部

種類	地震		マグニチュード	地震発生確率(30年以内)
内陸の 活断層で 発生する地震	福井平野 東縁断層帯	主部	7.6程度	ほぼ0%~0.07%
		西部	7.1程度	不明
	濃尾断層帯	温見断層(北西部)	6.8程度	ほぼ0%
		温見断層(南東部)	7.0程度	不明
		主部(根尾谷断層帯)	7.3程度	ほぼ0%
		主部(梅原断層帯)	7.4程度	ほぼ0%
		主部(三田洞断層帯)	7.0程度	不明
		揖斐川断層帯	7.1程度	不明
		武儀川断層	7.3程度	不明
	跡津川断層帯		7.9程度	ほぼ0%
	高山・大原 断層帯	国府断層帯	7.2程度	ほぼ0%~5%
		高山断層帯	7.6程度	0.7%
		猪之鼻断層帯	7.1程度	不明
	牛首断層帯		7.7程度	ほぼ0%
	庄川断層帯		7.9程度	ほぼ0%
	阿寺断層帯	主部(北部)	6.9程度	6%~11%
		主部(南部)	7.8程度	ほぼ0%
		佐見断層帯	7.2程度	不明
		白川断層帯	7.3程度	不明
	邑知瀧断層帯		7.6程度	2%
	森本・富樫断層帯		7.2程度	2%~8%
	長良川上流断層帯		7.3程度	不明
	柳ヶ瀬・ 関ヶ原断層帯	主部(北部)	7.6程度	ほぼ0%
		主部(中部)	6.6程度	不明
		主部(南部)	7.6程度	不明
		浦底-柳ヶ瀬山断層帯	7.2程度	不明
	野坂・集福寺断層 帯	野坂断層帯	7.3程度	ほぼ0%、もしくはそれ以上
		集福寺断層	6.5程度	不明
	湖北山地 断層帯	北西部	7.2程度	ほぼ0%
		南東部	6.8程度	ほぼ0%
	琵琶湖西岸 断層帯	北部	7.1程度	1%~3%
		南部	7.5程度	ほぼ0%
養老-桑名-四日市断層帯		8程度	ほぼ0%~0.8%	
鈴鹿東縁断層帯		7.5程度	ほぼ0%~0.07%	
鈴鹿西縁断層帯		7.6程度	0.08%~0.2%	
三方・花折 断層帯	三方断層帯	7.2程度	ほぼ0%	
	花折断層帯(北部)	7.2程度	不明	
	花折断層帯(中南部)	7.3程度	ほぼ0%~0.6%	
山田断層帯	主部	7.4程度	不明	
	郷村断層帯	M7.4程度 もしくはそれ以上	ほぼ0%	
三峠・京都 西山断層帯	上林川断層	7.2程度	不明	
	三峠断層	7.2程度	0.4%~0.6%	
	京都西山断層帯	7.5程度	ほぼ0%~0.8%	
海溝型地震	南海トラフ	南海トラフで 発生する地震	8~9クラス	70%~80%

○ 福井県に被害を及ぼした主な地震

出典：地震調査研究推進本部

西暦(和暦)	名称(地域)	マグニチュード	主な被害
1640年11月23日 (寛永17年)	(加賀大聖寺)	6 1/4 ～6 3/4	越前、加賀の国境で家屋破損、死者数多数。
1891年10月28日 (明治24年)	濃尾地震	8.0	越前で死者12人、負傷者105人、家屋全壊1,090棟。
1900年3月22日 (明治33年)	(鯖江付近)	5.8	負傷者6人、家屋全壊2棟。
1948年6月28日 (昭和23年)	福井地震	7.1	福井平野及びその付近で被害。死者3,728人、負傷者21,750人、家屋全壊35,382棟、同焼失3,851棟。
1961年8月19日 (昭和36年)	北美濃地震	7.0	死者1人、負傷者15人、家屋全壊12棟。
1963年3月27日 (昭和38年)	越前岬沖地震	6.9	敦賀湾・若狭湾沿岸で被害。住家全壊2棟。
2007年3月25日 (平成19年)	能登半島地震	6.9	負傷者1人
2013年4月13日 (平成25年)	(淡路島付近)	6.3	負傷者1人(平成25年5月14日現在、消防庁調べ)

令和5年4月1日

九頭竜川水系足羽川 水防マネジメント計画書 —風水害対策編—



(平成16年7月 福井豪雨 福井市上空から撮影)

令和5年4月
足羽川ダム工事事務所

一風水害対策編一

目 次

第1章	風水害の基本的な考え方	
1. 1	足羽川の概要	1
1. 2	足羽川における水害特性	2
1. 3	足羽川における主な災害	3
1. 4	水防とは	4
1. 5	水防マネジメントについて	4
第2章	基本的な水防の流れ	
2. 1	足羽川ダム工事事務所水防体制	5
2. 2	水文観測所	8
2. 3	水防警報 (該当なし)	9
2. 4	洪水予報 (該当なし)	9
2. 5	特別警戒水位 (該当なし)	9
2. 6	地下河川への情報 (該当なし)	9
2. 7	水位予測 (該当なし)	9
2. 8	はん濫危険水位 (該当なし)	9
2. 9	危険潮位 (該当なし)	10
2. 10	重要水防箇所 (該当なし)	10
2. 11	河川情報室	10
第3章	災害が発生した場合	
3. 1	洪水時巡視について	12
3. 2	被災の発見	12
3. 3	被災の報告 (第一報)	12
3. 4	被災箇所の氾濫想定	14
3. 5	応急対策	14
3. 6	直轄河川災害復旧事業緊急災	14
3. 7	災害対策用機械・機材	15

第4章 マネジメント（手順）

- 4. 1 雨量を基準とした基本的な手順…………… 18
- 4. 2 洪水時の巡視の手順…………… 19
- 4. 3 緊急災が適用された場合の手順…………… 19

第5章 情報の収集及び伝達

- 5. 1 情報の収集…………… 20
- 5. 2 報 告…………… 22
- 5. 3 関係機関及び一般への周知…………… 22
- 5. 4 記 録…………… 23

第6章 平常時における防災に資する行動計画

- 6. 1 日頃の備え…………… 24
- 6. 2 足羽川ダム工事事務所における防災関連の会議等…………… 24
- 6. 3 防災訓練…………… 25

（最後に）継続・見直しについて

- ◎ 計画・基準等の更新…………… 25
- ◎ マネジメントの改訂…………… 25

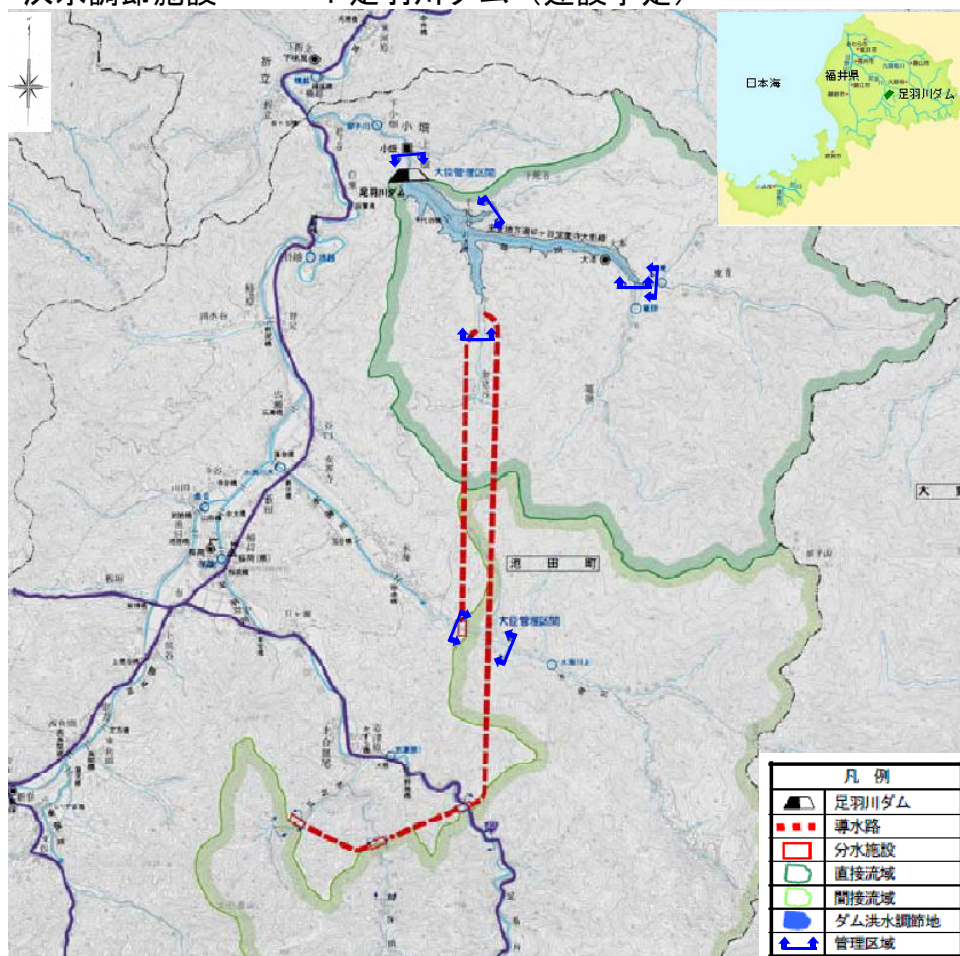
第1章 風水害の基本的な考え方

1.1 足羽川の概要

足羽川は、九頭竜川左支川日野川の右支川で、福井市、池田町に位置し、その源を福井、岐阜県境の冠山に源を発し、山間部を曲折しながら北流し、途中、中小支川を合流しながら流下し、天神橋付近で福井平野に出て福井市中心部を貫流して、日野川に合流する1級河川である。

< 足羽川 >

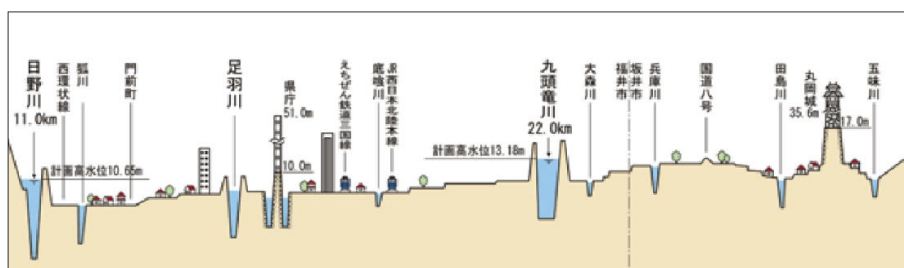
- 流域面積 : 415.6 km²
- 幹川流路延長 : 61.7 km
- 直轄管理延長 : 部子川 4.87km(稗田川含む) 金見谷川 1.8km
下荒谷川 0.8km 籠掛川 0.2km 水海川 1.0km
- 流域内人口 : 約27万人(第53回福井県統計年鑑H17より)
- 流域内市町村 : 1市1町
(福井市、池田町)
- 年間降水量 : 約2,200mm~2,500mm
- 洪水調節施設 : 足羽川ダム(建設予定)



1. 2 足羽川における水害特性

福井市街地は、九頭竜川、日野川、足羽川に囲まれた地域に人口と資産が集中している。洪水時の3つの河川の水位は、福井市街地より高く、いったん堤防が決壊すると甚大な被害に見舞われるという特徴をもっている。

また、九頭竜川水系は、①扇状に広がる流域のため降雨の偏りが生じやすい②3つの主要な河川が合流していることから、他河川の洪水の状況により流れやすさに影響が出る。③上流域における河道の整備状況が低く洪水時には氾濫しながら流下するなどの特徴がある。



河川の水位より低いところに市街地が発達



堤防の決壊部の状況 (福井市春日)



道路の浸水状況 (福井市春日)



美山町役場付近の浸水状況
(美山町朝谷島(現福井市))



河岸侵食状況
(池田町持越)

※ 平成16年7月の梅雨前線による福井豪雨において、甚大な浸水被害が発生した。大きな被害となった足羽川流域において「足羽川激甚災害対策」を福井県が実施し、平成21年11月に竣工している。

1. 3 足羽川における主な災害

主な洪水とその被害

戦前の洪水

洪水年月	記事
元文5年7月(1740)	九頭竜川本川と足羽川流域を中心とした家屋流失。飯島地区堤防決壊。被害甚大。
宝暦7年6月(1757)	足羽川六条決壊、翌日午後になってはじめて減水。去年秋の水より増すこと7寸ばかり。
天明3年7月(1783)	北陸諸国に風雨、各所に洪水。福井に大洪水、流家300戸。
文化13年6月(1816)	福井領442カ所に大きな被害。
明治18年6月(1885)	福井市街殆ど浸水。既往20年来の大洪水といわれ、破堤、浸水の被害大。
明治28年7月～8月 (1895)	福井平野は濁水でおおわれ、福井市では2/3が浸水し、遠敷および大飯の2郡を除くほかは、未曾有の被害となる。
明治29年9月(1896)	稲の開花中で農家の被害は多大。福井市は濁水に埋まり、浸水は床上6尺以上となった
大正元年9月(1912)	台風による洪水で、九頭竜川本川流域での被害が甚大。

戦後の洪水

洪水年月	洪水名	記事
昭和23年7月(1948)	梅雨前線	福井震災によって、各河川の堤防が致命的な打撃を受けたところに、前線による大雨で九頭竜川本川および支川とも増水し、左岸燈明寺地先で破堤。福井市街地の北部一帯が浸水。
昭和28年9月(1953)	台風13号	足羽川合流直後の日野川右岸三郎丸で破堤。足羽川右岸前波で堤防決壊し、大野-福井間の交通途絶。
昭和34年8月(1959)	前線+台風7号	足羽川稲津で堤防が決壊し始めたが水防活動により防止。サーカス小屋が猛獣を入れたまま流失。桜橋流失。
昭和36年9月(1961)	第2室戸台風	美山町で足羽川が氾濫し床上浸水が発生。越美北線が浸水し、レールが約100m流失。
昭和39年7月(1964)	梅雨前線	足羽川増水により、毘沙門橋および天神橋が流失。
昭和40年9月(1965)	奥越豪雨	奥越地方は壊滅的な被害。北陸線、越美北線不通。三国町では九頭竜川が逆流し浸水。
昭和47年9月(1972)	台風20号	洪水位が足羽川鉄橋の橋桁近くまで迫る。美山町小宇坂島で足羽川が決壊寸前になり避難命令。
昭和54年10月(1979)	台風16号	美山町蔵作で橋梁が流失。北陸線・越美北線不通。
昭和56年7月(1981)	梅雨前線	越美北線は始発から不通。国道158号の福井-大野間も通行止め。小中学校の臨時休校多数。
平成16年7月(2004)	福井豪雨	足羽川流域を中心に甚大な浸水被害が発生。

1. 4 水防とは

当事務所においては、水防法により定められた具体的な活動（洪水予報など）はないが地元市町と協力して適宜水防活動を実施する。

1. 5 水防マネジメントについて

【水防マネジメント計画書】

実際の水防について、基本の流れについて雨量を指標とし、時系列、事項毎に整理し、全事務所職員向けに運営計画書における項目をとりまとめている。

記載事項を比較的簡易にし、図や表を使用し説明するよう工夫した水防業務における基本のシナリオに、被災が発生した場合、災害対策機械を要請した場合、電気通信班における対策が生じた場合などいくつかの事象が発生と同時に展開し、業務の状況把握、遂行に資するものとなっている。

○ マネジメント（手順） → p 18

【足羽川ダム工事事務所 災害対策運営計画書】

地震災害編、風水害編、水質事故対策編、応援対策編からなり、対策部の体制、所掌業務を的確に実施できるようそれぞれのしかるべき措置や使用する様式などを取りまとめた災害対策基本法に基づいた防災計画書。

第2章 基本的な水防の流れ

2. 1 足羽川ダム工事事務所水防体制

災対計画書P2-2-2

1) 体制発令基準

対策部の対策班長は風水害が発生した場合、または発生のおそれがある場合は、速やかに対策部長に第一報を報告し、対策部長は第一報を受けた時点において対策部設置の指令と体制の発令を行う。発令の基準は下表のとおり。

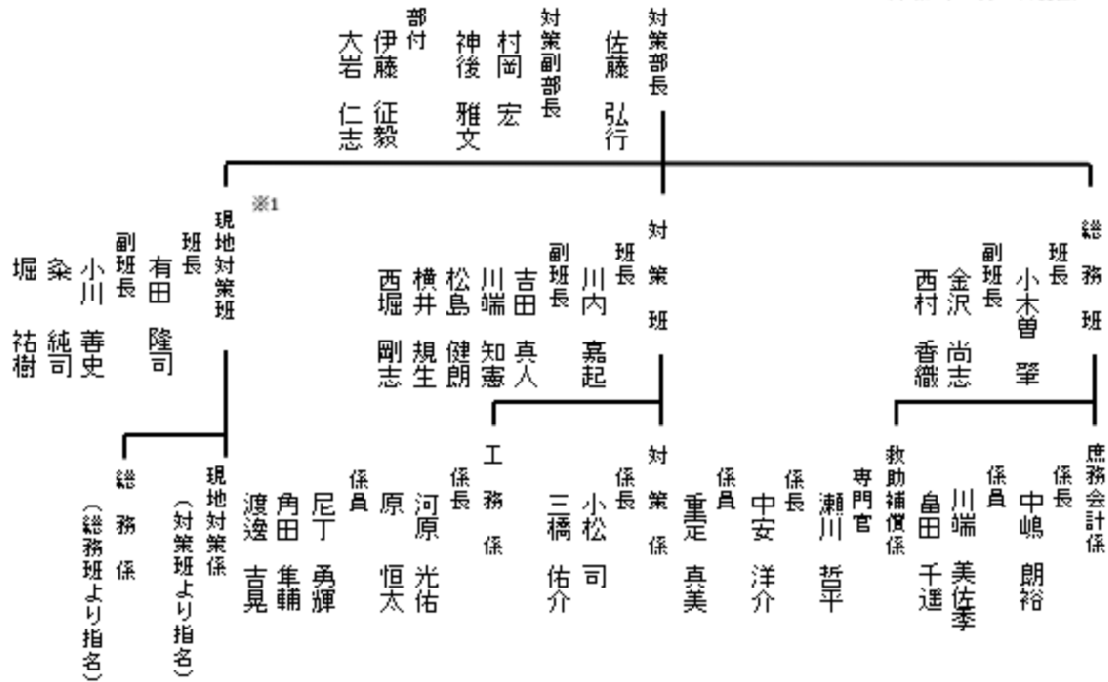
体制区分 体制発令基準

注意体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する注意報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所のいずれかの時間雨量が20mmを超えた場合または、累加雨量が50mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ホ) 対策本部長が指示したとき
第一警戒体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所のいずれかの累加雨量が100mmに達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
	(ホ) 被害の発生が予想されるとき
	(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
(ト) 対策本部長が指示したとき	
第二警戒体制	(イ) 大本、新保観測所のいずれかの累加雨量が200mmに達し、更に大雨のおそれがあるとき
	(ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
	(ハ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
非常体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき
	(ロ) 甚大な被害が発生したとき
	(ハ) 対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
体制解除	体制の必要がなくなったとき

- ・ 福井県嶺北北部：あわら市・坂井市・福井市・永平寺町・越前町
- ・ 福井県嶺北南部：鯖江市・越前市・池田町・南越前町

1) 組織編成

(令和5年 4月 1日現在)



※1 現地対策班は、災害の状況等により対策部長が設置及び指名するものとする。

3) 必要な動員体制

災対計画書P5-1-1

風水害対策のため必要な体制要員は、原則として下記要員配備基準表による。

要員配備基準表

班 別		注意体制	警戒体制	非常体制
災害対策部 指令班		—	副所長(技) 1名	全 員 (5名)
総務班	庶務会計係	総務課長 1名	総務課長 } 用地課長 } 2名	全 員 (9名)
	救助補償係			
対策班	対策係	調設課長 } 調査係長 } 2名	調設課長 } 工事課長 } 調査係長 } 3名	全 員 (13名)
	工務係			
現地対策班	現地対策係 (建設監督官)	—	上記より 4名	上記より 7名

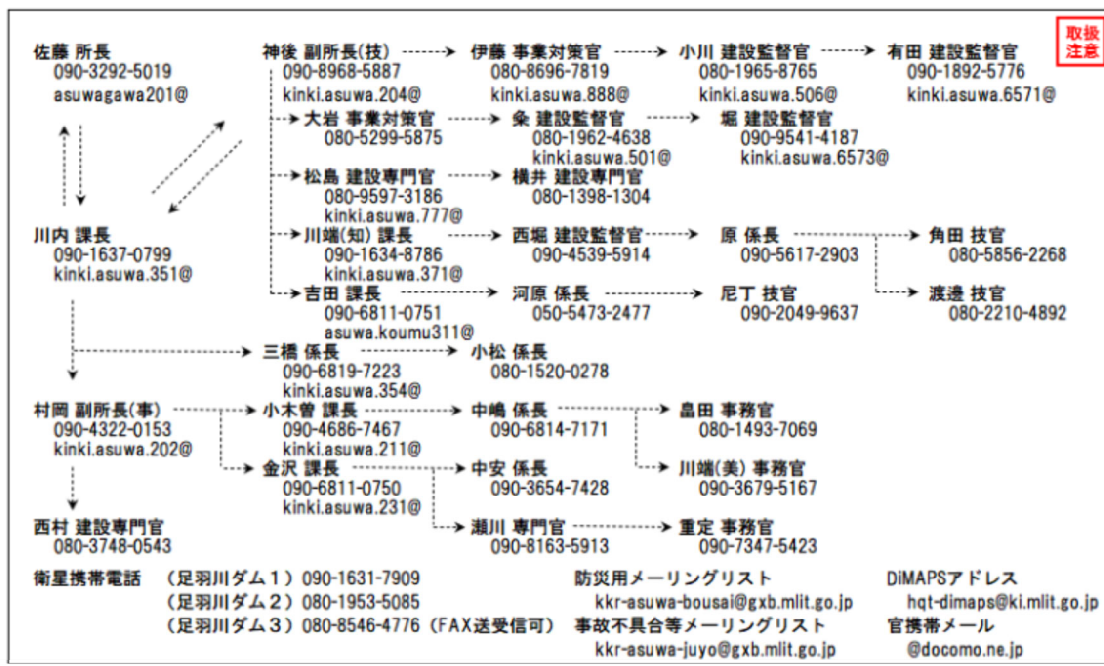
- 【備考】・対策部長は、必要に応じて人員の増減を行うことができる。
・現地対策班は、災害の状況等により対策部長が設置及び指名するものとする。

・警戒体制は、第一及び第二警戒体制を合わせて表示している。

4) 時間外における連絡経路

時間外における事務所職員の連絡経路については、下図のとおりとする。

勤務時間外における連絡経路（風水害対策）



2. 2 水文観測所

災害計画書P5-3-1

1) 雨 量

雨量情報は、水位予測等を行う上で重要なデータとなる。

当事務所管轄の足羽川における雨量観測所（リアルタイム）は下記のとおり

●大 本

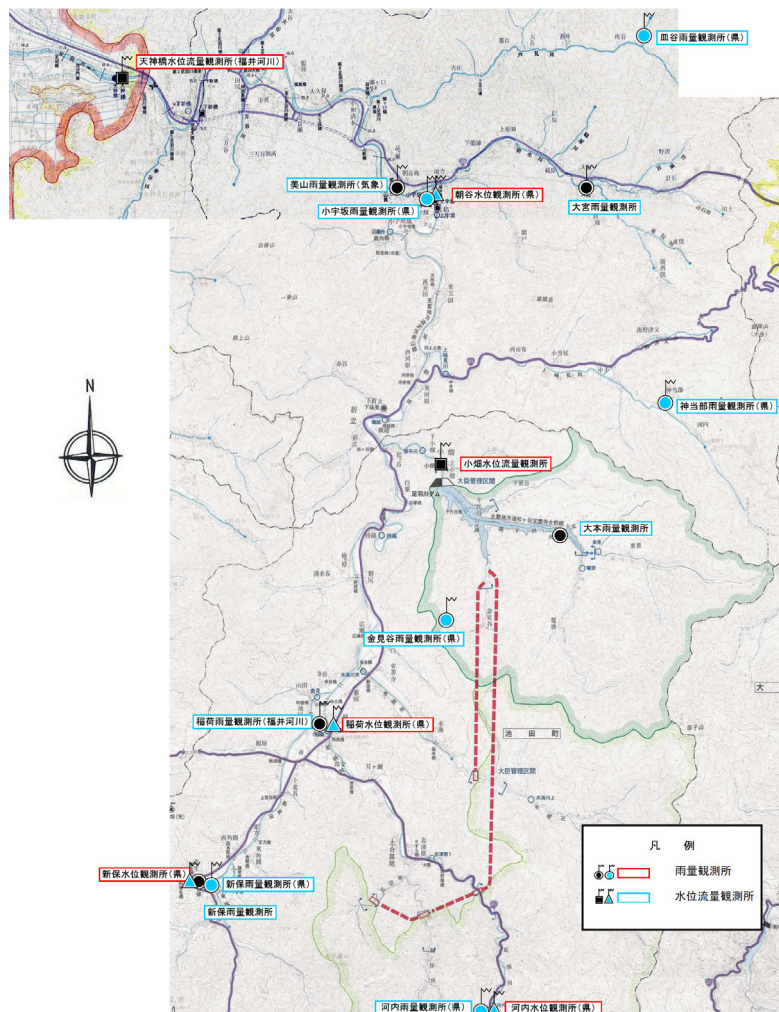
2) 水 位

水位情報は、水防活動等を行う上で重要なデータとなる。

当事務所管轄の足羽川における水位観測所（リアルタイム）は下記のとおり

▲小 畑

足羽川関係 雨量・水位観測所位置図



※観測所機器等の詳細は、観測所台帳を参照（調査係保管）

2. 3 水防警報

水防法16条による水防警報河川を管理していないため該当なし。

2. 4 洪水予報

水防法10条による洪水予報対象河川を管理していないため該当なし。

2. 5 特別警戒水位

水防法13条による特別警戒水位を定めていないため該当なし。

2. 6 地下河川への情報

地下河川を管理していないため該当なし。

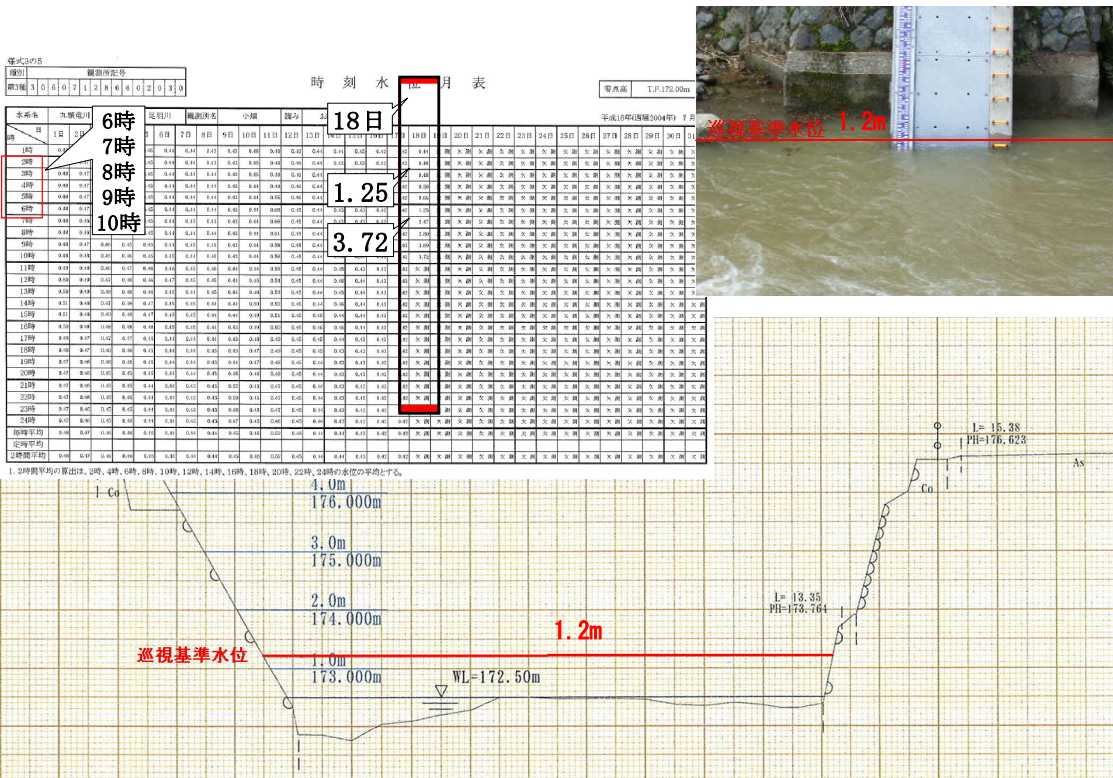
2. 7 水位予測

該当なし。

2. 8 はん濫危険水位

当事務所では氾濫危険水位の設定はないが、護岸等河川管理施設の保全に関し点検するものとし、河川巡視を実施する。対象とする水位観測所は小畑水位観測所として、巡視を行う目安は、水位が1.2mを超え、さらに上昇する恐れがある時から点検を開始し、洪水が最高水位に達した後、減水し1.2mに至るまでの間。又、安全が確保されなくなった時とする。設定にあたっては、現県道の高さが4.5m（下図参照）であることから現県道を巡視時に通行できる条件を平成16年福井豪雨の実績から検討した。

福井豪雨の実績によると、7月18日AM6時で1.25m、AM10時で3.72mを計測していることから、6時～10時までの4時間で巡視が可能と判断し、巡視基準水位を1.2mと定めたものである。



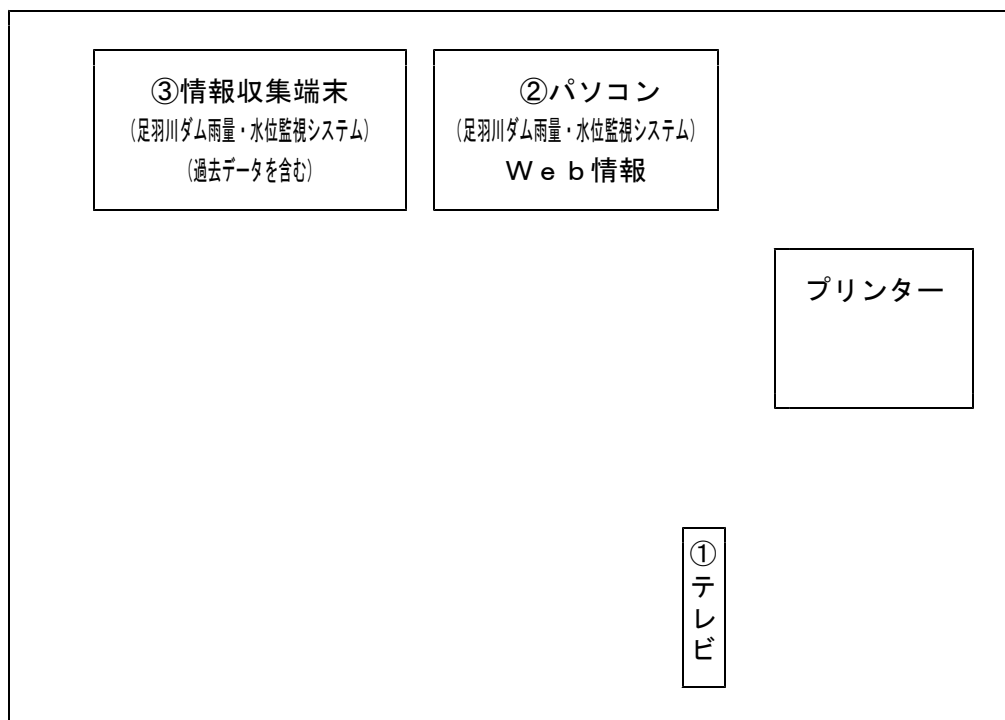
2. 9 危険潮位

該当なし。

2. 10 重要水防箇所

該当なし。

2. 11 河川情報室（事務所3階）



①	T V	福井県内における気象全般のケーブルテレビ視聴可
②	足羽川ダム雨量・水位監視システム	Web上での足羽川ダム管内関係の地震・雨量・水位・流量等のリアルタイム表示及び監視
③	情報収集端末（②と連動）	過去から現在までの足羽川ダム管内の雨量・水位・流量等の河川流況のデータベース及び監視

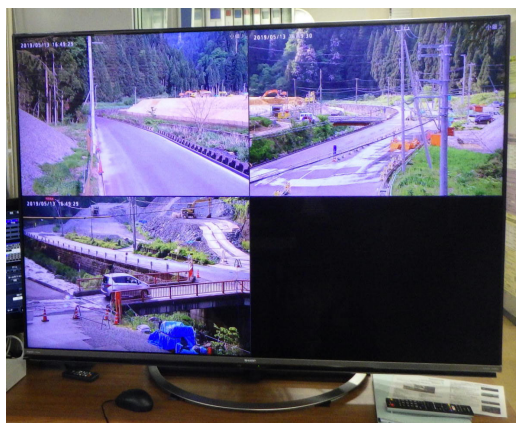
※体制・警報文作成支援システムは各職員のパソコンより行う。

風水害対策部を設置した場合は、定められた各班員は河川情報室に集合し、水防業務に従事する。

なお、河川情報室には、前表のシステムのほか、情報伝達に必要な水防関係全様式、河川関係災害対策部運営計画書等を常備している。

河川情報室常備資料

- ・水防マップ
- ・図面（足羽川ダム管内図、足羽川・水海川平面図、足羽川・水海川縦横断面図）
- ・写真（斜め写真）
- ・浸水想定区域図、市町村ハザードマップ
- ・特定区間調書等



① TV



②パソコン足羽川ダム雨量・水位監視システム



③情報収集端末

第3章 災害が発生した場合

災対計画書P5-2-1

3.1 洪水時巡視について

1) 目的

災害時において、護岸・床固め等の状況を把握し、もって緊急かつ適切な対応に資することを目的とする。

2) 実施基準

小畑水位観測所の水位が1.2mを超え、さらに上昇する恐れがある時から点検を開始し、洪水が最高水位に達した後、減水し1.2mに至るまでの間。又、安全が確保されなくなった時。

3) 巡視体制

現地対策班により1班3名以上の体制で車（必要に応じて徒歩）にて巡視を実施する。

巡視における巡視範囲は、「河川巡視区域及び経路図」のとおりとする。（次項 図-1参照）

4) 点検事項

巡視実施にあたり主な点検項目は以下のとおり。

点検対象物	主な点検項目
護岸	亀裂・陥没・流出・破損・その他
床固め・堰（許可工作物含む）	周辺法面・本体・取付護岸等の状況・その他
橋等	状況（水位・冠水・橋脚・その他）
周辺地	冠水・河岸浸食・斜面崩壊・土砂崩れ・山林斜面崩壊・その他
その他	工事状況を踏まえて巡視項目を決定する

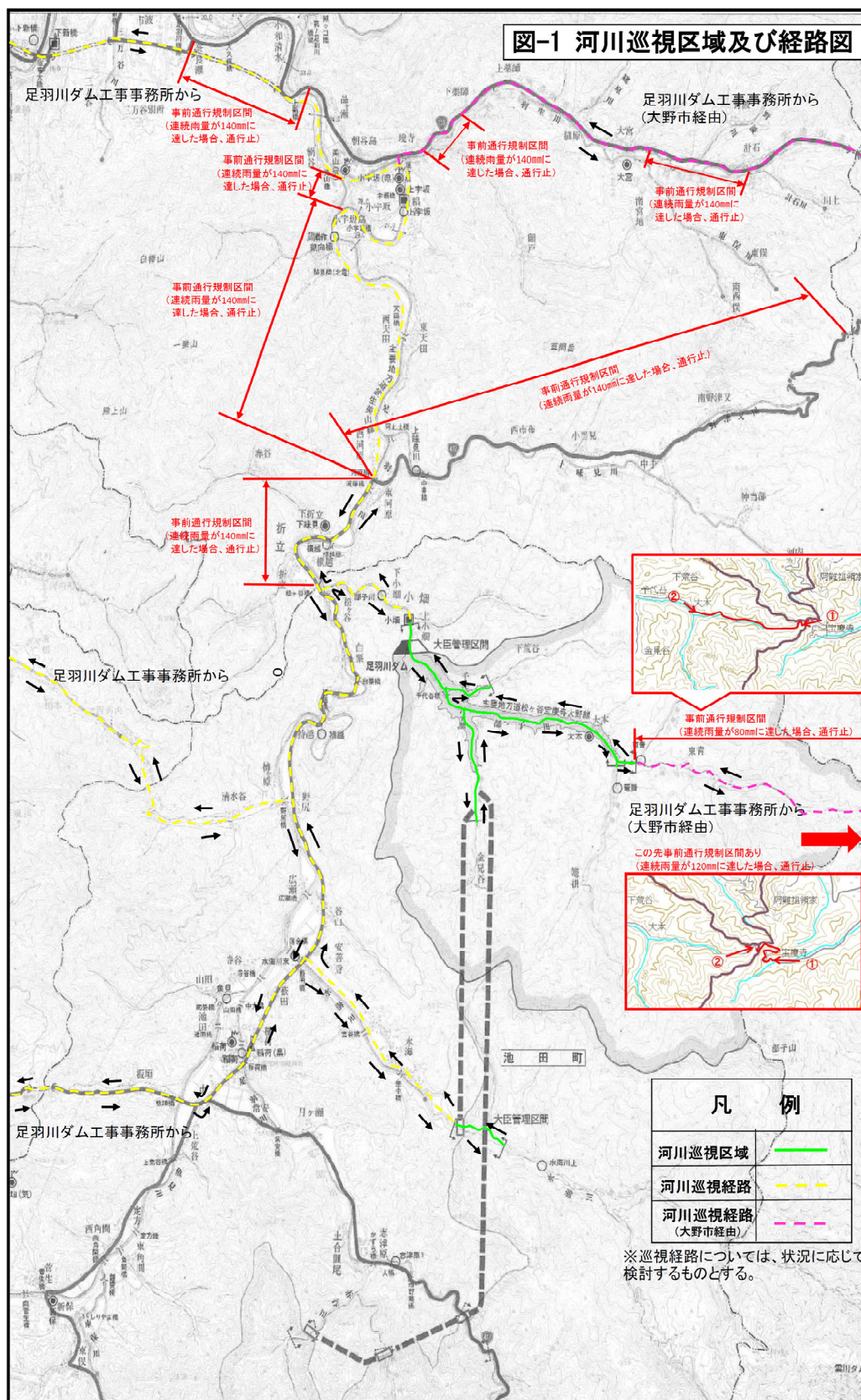
3.2 被災の発見

被災発見の第1報を受けた場合、引き続き現地対策班により詳細把握を行う。

3.3 被災発生への報告（第1報）

大規模な被災発生であると判断された場合は、対策部長（事務所長）より本部長や関係部局（水災害予報企画官）へマイクロおよび携帯電話等にて第一報伝達を行う。図-1 河川巡視区域及び経路図

図-1 河川巡視区域及び経路図



3. 4 被災箇所の氾濫想定

越流が発生もしくは発生するおそれがある場合、対策班は、被災箇所（懸念箇所）から氾濫した場合の氾濫区域を想定する。

3. 5 応急対策

河川管理施設が被災した場合または被災するおそれがある場合、災害の発生や拡大を防止するために、被災施設の応急対応を行う必要がある。

対策班及び現地対策班は、被災施設及び周辺における状況を把握し、資機材の確保、対策の検討を行う。

3. 6 直轄河川災害復旧事業緊急災

1) 直轄河川災害復旧事業における災害とは

- ①暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害
（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法より）

●天然現象の要件

災害要因	要件
洪水	・原則…はん濫注意水位以上の出水 ・はん濫注意水位の定めのない河川は、河岸高の5割程度の水位 ・はん濫注意水位未満の洪水…指定水位以上が48時間継続
暴風	・最大風速（10分間平均）15m/sec以上
その他（地震・津波など）	・発生の状況により協議検討

- ②直轄区間もしくは河川法施工令第2条第7項区間で工事を行っている区間で発生した災害

- ③1箇所の事業費が500万円以上であり、維持管理の範疇を超えるもの

2) 緊急復旧事業（緊急災）

重大な事態が発生した、または発生するおそれがあり、現地調査、及び予算措置をする時間的余裕がない場合に実施する。

重大な事態とは、浸水しているか、一定の状況がつづけば、人命、財産、公共施設等に重大の影響を及ぼすもの。出水期を控え、出水等により増災して重大な事態が発生するおそれのあるもの。

3) 災害復旧事業緊急災の申請

災害復旧事業緊急災が適用される場合、対策班は次に掲げる事項を記載した図書を作成し、災害対策本部対策班（河川部 工事課）へ申請する。

- ① 災害発生状況
- ② 緊急復旧工事を必要とする理由
- ③ 緊急復旧工事の計画の概要、及び事業に必要な費用額
- ④ 緊急復旧工事の施行期間
- ⑤ その他必要な事項

3. 7 災害対策用機械・機材

1) 災害対策用機械の出動要請

災害対策用機械の出動は次の要領で行う。

- ① 災害が発生し、対策部長（事務所長）が災害対策用機械の必要を判断。
- ② 企画部施工企画課及び災害対策用機械保有事務所と連絡調整しながら、企画部企画課に災害対策用機械の出動申請を行う。
（次項 近畿地整管内災害対策用機械保有一覧表 参照）
- ③ 「出水時における応急対策業務に関する基本協定会社」に出動要請し、また保有事務所とも連絡を取り合いながら機械を輸送し、設置する。
- ④ 機械の設置位置はあらかじめ現地を調査し決定しておく。

2) 非常体制時の情報機器選別の対応

非常体制時には災害現場等への電話回線及び画像回線の確立が不可欠であり、下記によりその選定を行う。

ア) 電話回線確保における使用機器優先順位

- ① 衛星携帯通信

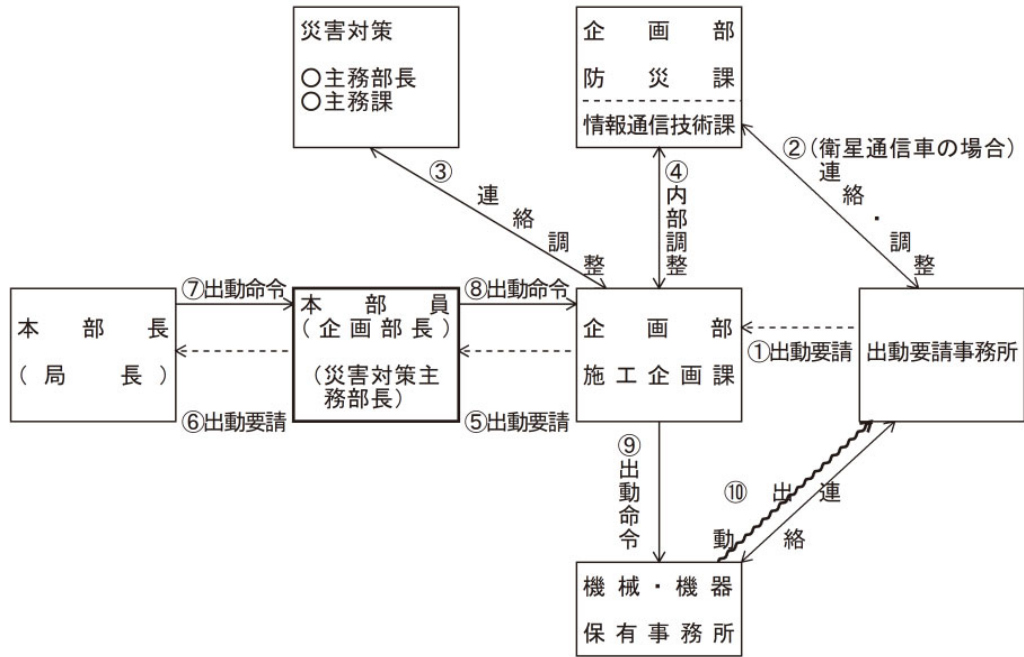
※なお、現地にマイクロ通話回線を確立したい時 → 移動多重回線確立

イ) 画像情報の取得における使用機器優先順位

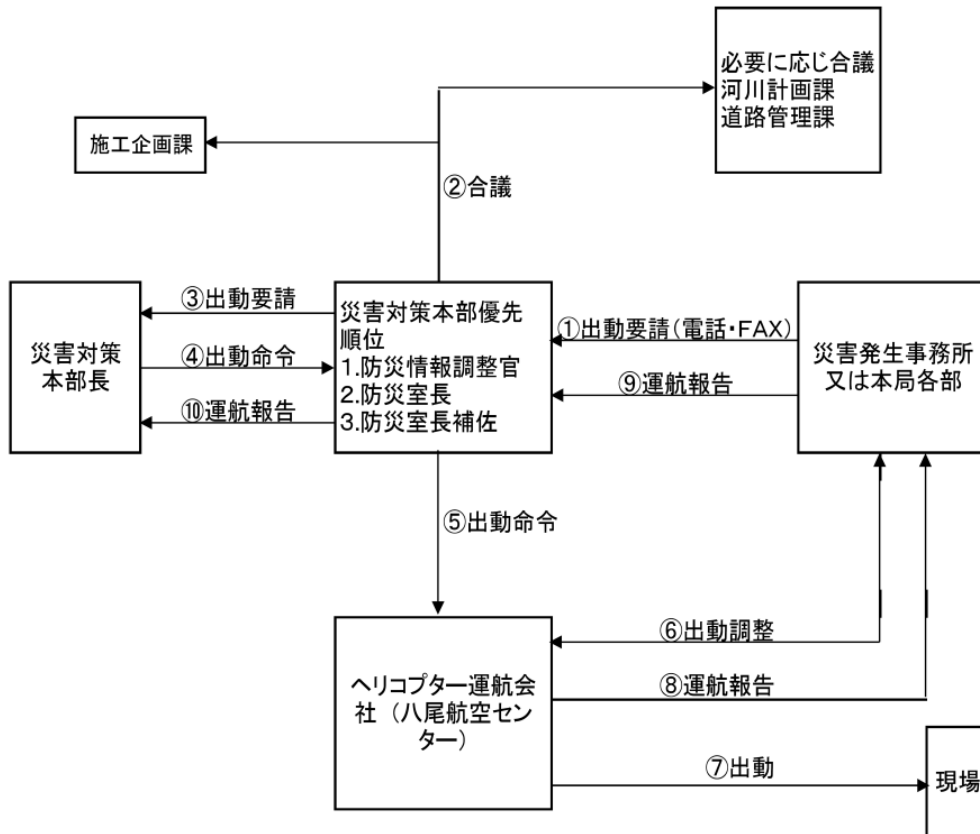
- ① 衛星通信車
- ② Ku-SAT
- ③ その他

車両が入れない災害現場 → 簡易型画像伝送装置
上空から画像を確認したいとき → 気球空撮装置その他
被害箇所が大規模の時でヘリ要請後、現地で画像が見たいとき
→ ヘリテレ受信装置

災害対策用建設機械出動手続き（緊急使用）系統図



きんき号緊急時の運航について



災害対策用機械保有一覧表

令和5年4月1日時点

用途	建設機械保有台数													近畿技術			
	近畿	滋賀	福知山	京都	徳島	兵庫	豊洲	大阪	奈良	和歌山	紀伊	福井	琵琶湖		速川	大和川	難名川
管理用	89	6	4	4	9	8	6	8	5	7	8	9	2	8	2	1	2
バトロールカー																	
運搬機	10				2									2			
管理用機械 計	99	6	4	4	11	8	8	8	5	7	9	10	4	10	2	1	2
点検用	3																
橋梁点検車																	
点検用機械 計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
維持用	21				2					6		6		1	3		
牽引機(大型遠隔)										2							
刈草機	2																
刈草機	2																
集草機	2																
掃雪車	46	3	2	4	6	4	2	9	5	4	3	4					
維持用機械 計	71	3	2	4	8	4	5	9	5	12	3	10	0	3	3	0	0
清掃用	7	1	1	1	1			1	1	1	1						
路面清掃車	8	1	1	1	1	1			1	1	1						
排水管清掃車	8	1	1	1	1	1			1	1	1						
トンネル清掃車	2																
取水車	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
清掃用機械 計	32	4	3	2	4	2	2	2	4	5	2	2	0	0	0	0	0
災害用	7				1												
衛星通信車	2																
緊急起立機	2																
照明車	31	2	1	3	1	2	1	2	2	2	3	2	1	2	1	2	2
対策本部車	20	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	3	2	1	2	1	1
土のう造成機	8	2															
排水ポンプ車	40	7	7	3	3	4			3	5	4	4	1	3	1	2	2
遠隔操縦式バックホウ	1																
特殊遠隔操縦装置(バックホウ用)	1																
災害対策用機械 計	110	0	12	2	10	2	9	2	3	7	10	10	2	9	4	6	5
車運用	15	2			2												
ロータリ除雪車	4	3															
高圧洗浄機	20	2	2	2	2	2	5										
除雪クレーダ	68	10	8	4	4	10											
除雪トラック	8		1			2											
除雪ドーザ	4																
除雪ローザ	119	17	11	0	8	0	18	0	0	0	0	64	0	0	0	0	0
車運用 計	64	13	7	5	3	1	7	1	8	4	2	13	0	0	0	0	0
敷布用	19				1	7		4	2	1	4						
凍結防止剤敷布装置	63	13	7	5	4	6	7	5	10	6	6	13	0	0	0	0	0
車運用 計	18	3	2				1										
歩道用	61	9	13		4		26					9					
小型除雪機	79	12	15	0	4	0	27	0	0	0	0	21	0	0	0	0	0
歩道用 計	596	55	54	17	49	24	77	26	27	36	30	130	6	22	9	7	20
総計																	

第4章 マネジメント（手順）

水防マネジメントでは、雨量を基準（指標）とした水防体制、行動、情報発信を時系列に体系化した手順を基本とし、被災が発生した時点で、『被災が発生した場合の手順』へ移行するなど、「展開型」で、風水害体制時の手順を示した。

基本手順を基軸とし、被災などシナリオが展開すると、下イメージのように対応する手順へ移行し、行動を確認する。

4. 1 雨量を基準とした基本の手順

体制発令基準			対策部体制	行動・報告・通知					備考
雨量等	気象	事象		内部把握 (本部・事務所)	発動時刻	外部発信レベル1 (行政・水防団)	発動時刻	外部発信レベル2 (一般住民)	
			(事前準備)	対策係: 気象情報の把握 雨量・水位の把握 要因の確保					長期休暇時 も同様 (年末年始 ・GW・夏休み 等)
時間雨量20mm or 累加雨量 50mm 突破	大雨洪水 注意報発令		注意体制	クローノ作業開始					
累加雨量 100mm 突破	大雨洪水 警報発令		第一警戒体制	巡視出動 小畑水位1.2m が目安		水防警報 対象区域なし		洪水予報 対象区域なし	
累加雨量 200mm 突破			第二警戒体制	山間部で急激な水位上昇があるため、 安全が確保できない場合は、巡視終了				掘込河道で堤防なし	
		甚大な 被害発生時	非常体制	対策部長: 水災害予報企画官 とのホットライン		対策部長: 池田町長 とのホットライン			
		一般被害状況の把握 (メディア・池田町等より把握)		対策係: 被害情報報告 出水様式-2(1)・(2)					洪水検証調査 マニュアル (案)参照
		河川構造物の被災状況の把握 (要因の把握も併せて実施)		工務係: 緊急復旧情報報告 出水様式-5 災害対策用機械 ・機器出動要請 様式-1					
体制発令の必要がなくなった場合			体制解除	クローノ作業終了					

- 必要な動員体制 → p 6
- 情報の収集及び伝達（情報の収集） → p 2 0
- " （報告） → p 2 2
- " （関係機関及び一般への周知） → p 2 2
- " （記録） → p 2 3

4. 2 洪水時の巡視の手順（現地対策班・対策班工務係）

対策部体制	巡視体制	行動・報告・通知					備考
		現地対策班	発動時刻	対策班工務係	発動時刻	対策部	
注意体制	準備	装備品・非常食の用意 車両・通信機材・巡視経路の確認 ー 準備完了を報告		車両：アルデオ（衛星電話車載） 通信：イリジウム携帯・官携帯予		現地対策班の設置及び指名 巡視準備を指示	出動の考え方： 小畑水位観測所の 水位が1.2mを超え、 さらに上昇する恐れが ある時から点検を開始し、 洪水が最高水位後、 減水し1.2mまでの間。
	第1・2警戒体制	現地へ出動 松ヶ谷地先 ・小畑水位の確認・報告 巡視を開始 ー 現地状況の報告		携帯電話圏外区間に注意		出動を指示 巡視員の安全を判断 (p12参照) 巡視開始を指示 現地状況のとりまとめ	
非常体制	発見	第一報(概要)を 対策班へ電話連絡 山間部で急激な水位上昇があるため、 常に水位情報を把握(目視及び収集) 【小畑水位(電話応答)0778-44-8102】		第一報(概要)を 対策部に報告(口頭) 被災状況の把握のため、 現地対策班に具体的な情報の収集 を指示		第一報(概要)を 関係者へメールで報告 対策部長、 水災害予報官とのホットラインを実施 池田町長とのホットラインを実施	事務所長、技術副所長、 調査設計課長、工務課長、 各係長へメール
		状況把握 (写真撮影、現地状況・被災箇所の規模、 被害状況の把握等) ー 携帯メール等で送信		第二報(被害情報)を とりまとめ ー 緊急復旧情報報告の作成 ー 対策班へ報告		第二報(被害情報)を 関係者へメールで報告 風水害対策本部へ 被災状況(詳細)の報告	

巡視員に危険があると判断時の手順

対策部体制	巡視体制	行動・報告・通知					備考
		現地対策班	発動時刻	対策班工務係	発動時刻	対策部	
警戒体制	(待避)	現地の降雨・水位情報等を報告				気象情報、雨量・水位情報 巡視状況により判断	
		待避 ・足羽川ダム連絡室(池田町役場横) ・千代谷林業者等体育館(下池田支所横)				現地巡視班へ待避の指示	

○ 洪水時巡視について → p 1 2

4. 3 緊急災が適用された場合の手順（対策班工務係）

事象	対策部体制	情報収集・発信 (本部・事務所内)	行動・報告・通知				備考
			発動時刻	復旧活動 (本部・事務所内)	発動時刻	外部発信 (一般住民)	
緊急災適用	非常体制	災害復旧工法検討		災害対策機械等の 出動要請			直轄河川災害復旧事業の手引き 参照
緊急災申請		長期化をにらんだ 現地対策班等の人員 配置計画	復旧工象 確認・進捗 監視状況及び 復旧	直轄河川災害復旧事業 緊急災申請 直轄河川災害復旧事業 緊急災開始 (応急対策から引継)	災害 復 旧	記者発表 【直轄河川災害復旧工事緊急災開始】	
緊急災承認	現地対策班設置			直轄河川災害復旧事業 緊急災完了		記者発表 【直轄河川災害復旧工事緊急災完了】	
災害対策現地本部 廃止	現地対策班 解散 非常体制 解除			安全確認 災害対策現地本部撤去			

○ 直轄河川災害普及事業 緊急災 → p 1 4

○ 災害対策用機械・機材 → p 1 5

第5章 情報の収集及び伝達

5.1 情報の収集

水位情報をリアルタイムで捉え基本のシナリオと照合しながら防災業務を遂行する。事前情報とリアルタイムの情報を活用し視覚的に情報を整理する事が重要であり、災害時においては社会情勢についても市町村や、メディア、インターネット等より情報を収集し円滑かつ的確な活動展開を検討する。

○マップ関連（事前情報）

池田町 浸水想定区域図 該当なし
洪水ハザードマップ 該当なし

○マスメディア（リアルタイム情報）

ラジオ局名	周波数
NHK福井第一	福井：927kHz
NHK福井第二	福井：1521kHz
FBC福井放送	福井：864kHz
NHK FM福井	福井：83.4MHz
福井エフエム放送（FM福井）	福井：76.1MHz
福井街角放送（Radioあいらんど）	福井：77.3MHz

○インターネットコンテンツ（リアルタイム情報）

コンテンツ名	URL	雨量レーダー	雨量	水位	ハイドロ
川の防災情報	http://www.river.go.jp/kwabou/ipTopGaikyo.do	○	○	○	×
XRAIN GIS版 雨量情報（一般用）	http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php	○	×	×	×
足羽川ダム工事事務所 雨量・水位監視システム	http://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/ ユーザー名 asuwa01# パスワード Dam!806	○	○	○	○

※当事務所システムの雨量レーダーは 気象庁レーダー

足羽川ダム工事事務所 雨量・水位監視システム（リアルタイム防災情報）



○その他（リアルタイム情報）

電話応答 サービス	0778-44-8102	【部子川】 〈水位〉 小畑
	0778-44-7725	〈雨量〉 大本

防災計画書P2-2-5 ~ 14

5. 2 報 告

報告は、所定の様式により迅速かつ正確・確実に行うことが重要であり、様式については、「足羽川ダム工事事務所河川関係災害対策部運営計画書」に綴っている。

様式の電子データは、以下の場所に保存している。

M:¥2023年度¥所内共有¥【調査設計課】防災関係¥★様式類★

5. 3 関係機関及び一般への周知

福井県や池田町向けの情報は所定の様式を用い、原則 F A X で周知する。
なお、一般への周知はしていない。

水位や雨量、雨量レーダーは事務所雨量・水位監視システムにて 1 時間、30 分、10 分ごとに対応してリアルタイムで提供することができる。
(切替は決められた降雨量で自動または河川情報室にて任意で可能)

※関係機関へ F A X 送信した場合、必ず着信確認をすること。

※送信文書には、必ず発信者、受信者、確認時間を記入すること。

●発着信確認欄 (例)

発信者	発信時刻	→	受信機関	受信者	受信時刻
	:	→			:

【 記者発表により周知する情報 】

- ① 河川管理施設の被災
- ② 応急対策・災害復旧事業の開始及び完了
- ③ その他支部長が必要と認めた情報

※記者発表については、対策班がとりまとめを行い、対策部長の決裁完了後発信する。記者発表に関するマスコミ対応については対策副部長（事務副所長）が行う。

5. 4 記 録

水位や業務の流れを時間の経過とともに記録しておくとともに、ハイドロ・ハイトグラフにより、水防の流れを整理し予測することが有効である。

対策班は出水毎に気象状況や様式を「足羽川ダム工事事務所出水報告」として整理し保管する。出水報告でとりまとめが必要な項目を、基本として必要な書類、データをわかりやすく整理する。

●足羽川ダム工事事務所で出水時にとりまとめる記録

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 気象観測記録 | 4. 洪水予報 |
| ① 気象概況 | 該当なし。 |
| ② 天気図（台風経路図） | 5. 水防活動 |
| ③ 気象注意報、警報等一覧表* | 該当なし。 |
| 2. 降水記録 | 該当なし。 |
| ① 降水概況 | 6. 被害状況 |
| ② 等降水量線図 | ① 被害状況一覧表* |
| ③ 日雨量表* | 7. 事務所体制 |
| ④ 時間雨量表* | ① 水防体制一覧表* |
| ⑤ 時間降水量図 | |
| 3. 出水記録 | |
| ① 出水概況* | |
| ② 出水概況図* | |
| ③ 最高水位表* | |
| ④ 時刻水位表* | |
| ⑤ 流量観測一覧表* | |
| ⑥ 情報連絡等一覧表* | |

※近畿地方整備局出水報告作成要領にて定める項目

以下の対象出水があった場合は、20日以内に河川部河川管理課長あてに報告する。

- ① 顕著な災害が発生した出水
- ② 河川管理課長が必要と認めた出水

第6章 平常時における防災に資する行動計画

6. 1 日頃の備え

- ①管理施設や観測施設の点検
 - ・誤認、操作異常、故障等が無いように定期的な巡回、保守点検を実施する。
- ②情報伝達様式の整理
 - ・河川情報室にある情報伝達様式について更新等を適宜実施する。
- ③河川情報室の整理整頓
 - ・出水期前には必ず整理整頓を行う。
- ④各システムの稼働状況の確認
 - ・電話回線によるリアルタイムデータについては欠測等が発生しないか日常的に監視する。
 - ・足羽川ダム雨量・水位監視システム等の河川情報に関するシステムが正常に稼働することを適宜確認すること。
 - ・システムの操作方法について広く職員へ周知しておくとともに、操作訓練を実施しておくこと。
- ⑤官支給携帯電話の取扱い
 - ・時間外出水時等には官支給・私人携帯電話へ事務所体制等の情報を伝達する。
また、水位・雨量についての情報は「足羽川ダム雨量・水位監視システム(PC及び携帯版)」、「川の防災情報(携帯)」で入手可能である。
(防災担当者はより詳細な統一河川情報システムを活用)

6. 2 足羽川ダム工事事務所における防災関連の会議等

- ・足羽川ダム工事事務所主催の防災関連の会議はなし。
- ・九頭竜川・北川洪水予報連絡会(6月)に参加。
委員：事務所長、幹事：調査設計課長。
洪水予報、水防警報等の防災情報伝達が円滑かつ迅速に行われるよう関係官公署、団体と出水期前に連絡調整を行う。
出水状況、気象概況、各種防災情報の改変等があった場合の情報提供等について情報共有を行う。

6. 3 防災訓練

①洪水対応演習

出水時における洪水予測の実施、水防関係機関への水防警報、洪水予報等の情報伝達、出水による被災箇所の対策工法の検討等の洪水対応についての演習を行う。

(最後に) 継続・見直しについて

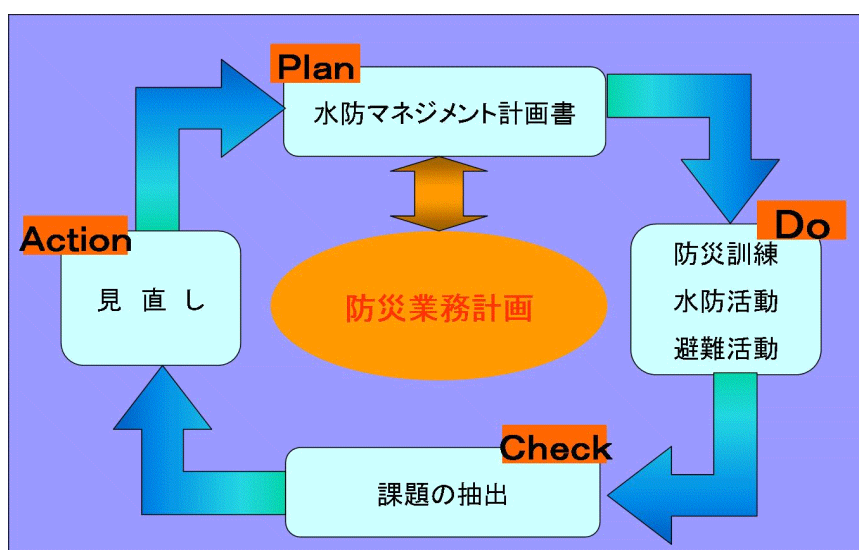
◎計画・基準等の更新

現行の計画・基準については、適宜見直し・改訂を行い、適切な水防活動、避難活動を行うための体制を整えておく必要がある。

計画・基準	更新時期
水防マネジメント計画書	・毎年 出水期前に見直し・更新を行う。
災害対策部運営計画書	

◎マネジメントの改訂

水防マネジメント計画書は、定期的に見直し、改訂していくこととなるが、実際の水防や洪水対応演習等などで、課題や改善点などが見いだされた場合は、都度検討を行い、災害対策運営計画書と相互で改訂を行っていくものとする。



足羽川ダム雨量・水位監視システム
操作説明書

令和 4 年 3 月

一般財団法人 日本気象協会

目 次

1. システムの概要	1
2. パソコン用Web情報	2
2-1 画面構成	2
2-2 共通操作	3
2-3 雨量・水位観測情報	5
2-4 注意報・警報	9
2-5 気象レーダー	11
2-6 降水短時間予報	12
2-7 地震情報	14
2-8 台風情報	14
2-9 天気図	15
2-10 気象衛星画像	15
2-11 全国アメダス	16
2-12 県内アメダス	16
2-13 時系列予報	17
2-14 天気予報	17
2-15 リンク情報	18
3. 携帯電話用Web情報	20
3-1 雨量情報	21
3-2 水位・流量情報	22
4. メール情報	23
4-1 雨量情報	23
4-2 水位・流量情報	24
4-3 福井県地方の注意報・警報	24
4-4 地震情報	24

5. 自動データ取得モードについて -----	25
6. ポップアップ・音声通知 -----	26
6-1 福井県地方の注意報・警報 -----	26
6-2 地震情報 -----	27

1. システム概要

本システムは、近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所（以下、「事務所」という。）が観測している雨量及び水位データを収集し、パソコン用・携帯電話用の Web コンテントやメール情報を作成・発信するものです。Web の「雨量・水位観測情報」メニューでは、事務所所管データのほかに美山アメダス雨量データや福井県所管・新保雨量データ（平成 27 年 5 月～）、福井河川国道所管・天神橋水位データ（令和元年 6 月～）、福井県所管・九十九橋水位データ（令和元年 6 月～）も表示しています。さらに注警報、気象レーダーといった一般気象情報も Web で参照できます。

図 1 にシステム構成図を示します。事務所と日本気象協会福井事業所間を NTT 光ネットワーク回線で結び、事務所所管データの受信を行っています。データ収集タイミングは、福井県の大雨注意報、雨量実況に基づき自動的に変更を行いますが、事務所 3 F の災対室設置のデータ収集端末でもマニュアルで変更が可能となっています。

近隣観測データや一般気象情報については、外部公開サーバや日本気象協会のデータサーバから取得しています。

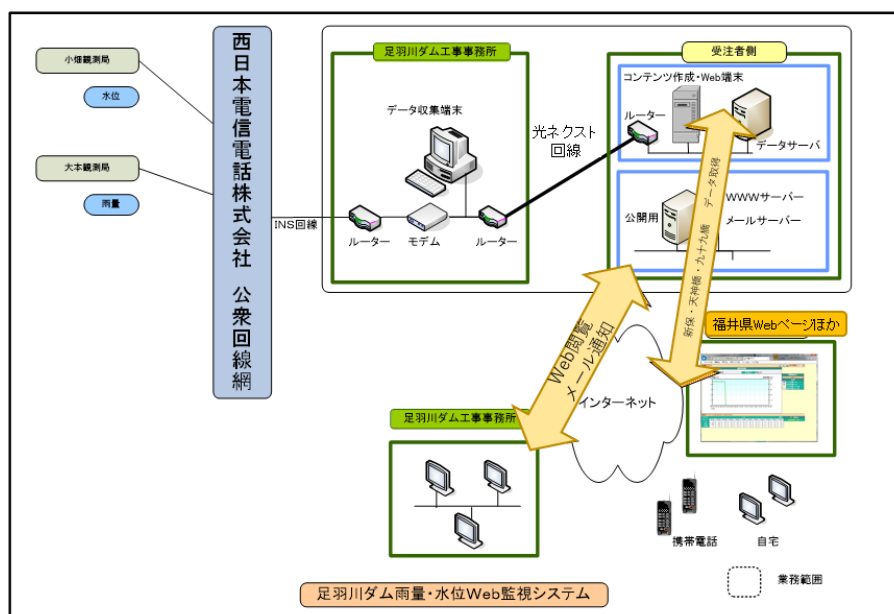


図 1 システム構成図

パソコン用 Web 情報と携帯電話用 Web 情報の URL は下記の通りです。

【パソコン用 Web 情報】

URL : <https://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/>

ユーザー名 : asuwa01#

パスワード : Dam!806

【携帯電話用 Web 情報】

登録された方へ ID、パスワード付きのアカウント通知を行いますので、通知された URL にて参照して下さい。

2. パソコン用Web情報

2-1 画面構成

本システムのトップ画面を図2に示します。

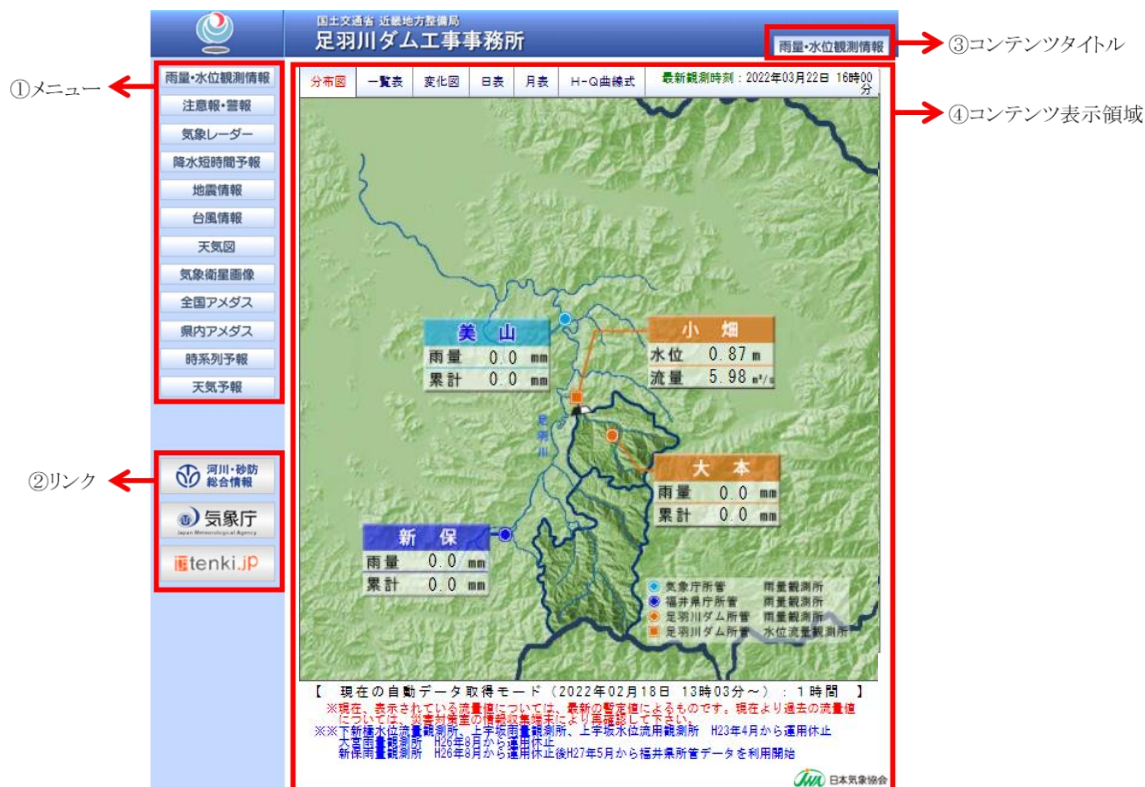


図2 トップ画面

①メニュー

雨量・水位監視システムのメニューです。雨の監視に重要な注意報・警報、気象レーダー、降水短時間予報は事務所専用メニューです。メニューにマウスカーソルを合わせた時には、以下のようにボタンが変化します。

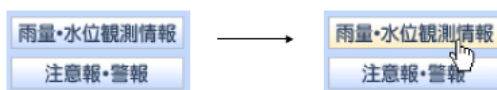


図3 メニューボタン変化

②リンク

関連機関のリンクです。

③コンテンツタイトル

選択されたメニューのタイトル名が表示されます。

④コンテンツ表示領域

選択されたメニューの詳細情報が表示されます。

2-2 共通操作

Webコンテンツ表示の共通操作について説明します。



図4 共通操作表示

①情報選択

選択メニューによっては、表示画面の種類が複数あります。その場合、次のような表示選択タブが表示されます。マウスカーソルを合わせると、以下のように文字色が変わります。

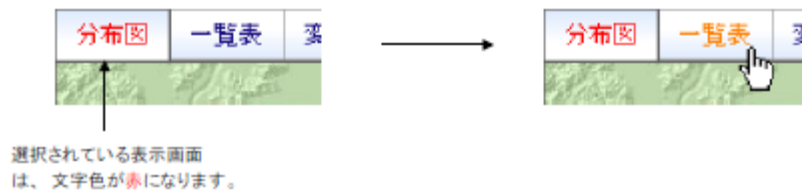


図5 情報選択タブ

②日付選択

選択メニューによっては、日付選択可能な表示画面があります。その場合、次のような日付選択ボタンが表示されます。

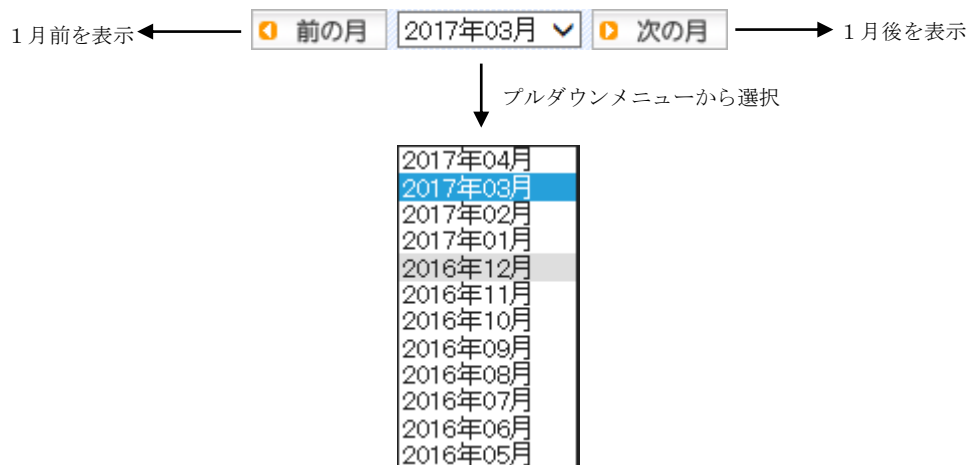


図6 日付選択メニュー

③PDF 表示

選択メニューによっては、PDF 文書で表示させることができます。PDF ボタンを選択すると、新しいウィンドウで PDF 文書が表示されます。一覧表等を印刷するときに便利です。



クリック

http://micos-sb022.on.arena.ne.jp/asuwa/obsdata/list_day/list_20170411_rain.pdf - Inter...
 http://micos-sb022.on.arena.ne.jp/asuwa/obsdata/list_day/list_20170411_rain.pdf

雨量日表 2017年04月11日

日付	時	新保		大本		美山	
		雨量 [mm]	累計雨量 [mm]	雨量 [mm]	累計雨量 [mm]	雨量 [mm]	累計雨量 [mm]
2017 04/11	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	4	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	5	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	6	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	0.0
	7	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
	8	1.0	2.0	1.0	2.0	0.5	0.5
	9	1.0	3.0	3.0	5.0	2.5	3.0
	10	2.0	5.0	3.0	8.0	5.5	8.5
	11	1.0	6.0	1.0	9.0	1.5	10.0
	12	1.0	7.0	0.0	9.0	1.0	11.0
	13	1.0	8.0	1.0	10.0	0.5	11.5
	14	2.0	10.0	2.0	12.0	2.0	13.5
	15	2.0	12.0	2.0	14.0	3.0	16.5
	16	4.0	16.0	4.0	18.0	3.5	20.0
	17	2.0	18.0	4.0	22.0	2.5	22.5
	18	1.0	19.0	1.0	23.0	0.5	23.0
	19	0.0	19.0	0.0	23.0	0.0	23.0
	20	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	21	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	22	0.0	1.0	2.0	3.0	1.0	2.0
	23	1.0	2.0	1.0	4.0	2.0	4.0
	24	1.0	3.0	1.0	5.0	0.0	4.0
平均							
最大	4.0 16時	19.0 19時	4.0 17時	23.0 19時	5.5 10時	23.0 19時	
合計	23.0		28.0		27.0		

図7 PDF 表示例

2-3 雨量・水位観測情報

各観測局から受信した雨量・水位観測データを表示します。

1) 分布図

最新の雨量・水位観測データの表示を行います。地点枠をクリックすると、日表に切り替ります。自動データ取得の切り替り時刻とモードも表示します。



図8 分布図の表示例

2) 一覧表

最新の観測データを一覧表で表示します。雨量局表示では雨量・累計雨量を表示し、水位局表示では水位・流量を表示します。表示間隔は、1時間毎/30分毎/10分毎から選択が可能です。



図9 一覧表の表示例

水位表示

3) 変化図

観測データを1日~5日の期間で、上部に時間雨量・累積雨量、下部に水位・流量をグラフ表示します。雨量局と水位局は任意の組合せで表示が可能です。

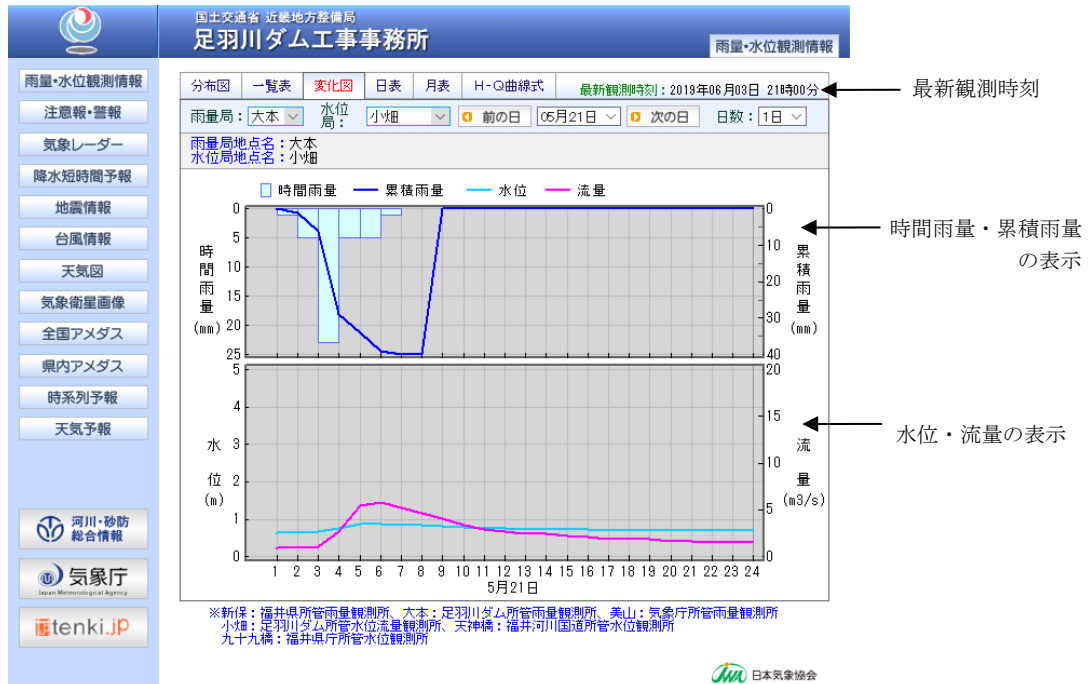


図10 変化図の表示例

4) 日表

観測データ（過去1ヶ月分保存）を日別に一覧表で表示します。雨量局表示では雨量・累計雨量を表示し、水位局表示では水位・流量を表示します。

図 1 1 日表の表示例

水位表示

5) 月表

観測データ（過去1年間分保存）を月別に一覧表で表示します。雨量局表示では雨量・累積雨量を表示し、水位局表示では水位・流量を表示します。表示選択（雨量局・水位局）で項目選択できる内容が異なります。選択されている項目は赤色で表示されます。

図 1 2 月表の表示例

6) H-Q 曲線式

過去から現在まで最新 20 個の H-Q 曲線式情報を一覧表で表示します。

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

雨量・水位観測情報

分布図 一覧表 実化図 日表 月表 H-Q曲線式

地点選択: 小川

No.	曲線式	運用期間	適用水位
1	$Q = 30.30(H - 0.67)^2$	2004年12月10日 11時00分~2004年12月31日 24時00分	$0.59 \leq H \leq 0.95$
2	$Q = 46.10(H - 0.57)^2$	2005年1月1日 01時00分~2005年12月31日 24時00分	$0.55 \leq H \leq 1.92$
3	$Q = 21.94(H - 0.45)^2$	2006年1月1日 01時00分~2006年3月17日 24時00分	$0.72 \leq H \leq 1.84$
4	$Q = 35.46(H - 0.57)^2$	2006年3月18日 01時00分~2006年7月19日 24時00分	$0.73 \leq H \leq 1.80$
5	$Q = 21.52(H - 0.24)^2$	2006年7月20日 01時00分~2006年12月31日 24時00分	$0.42 \leq H \leq 0.77$
6	$Q = 24.99(H - 0.23)^2$	2007年1月1日 01時00分~2007年12月31日 24時00分	$0.41 \leq H \leq 1.06$
7	$Q = 29.90(H - 0.26)^2$	2008年1月1日 01時00分~2008年3月30日 07時00分	$0.44 \leq H \leq 1.09$
8	$Q = 24.36(H - 0.26)^2$	2008年3月30日 08時00分~2008年12月31日 24時00分	$0.44 \leq H \leq 0.59$
9	$Q = 24.36(H - 0.26)^2$	2009年1月1日 01時00分~2009年1月29日 10時00分	$0.53 \leq H \leq 0.81$
10	$Q = 34.74(H - 0.27)^2$	2009年1月29日 11時00分~2009年12月31日 24時00分	$0.40 \leq H \leq 1.09$
11	$Q = 36.76(H - 0.27)^2$	2010年1月1日 01時00分~2010年12月31日 24時00分	$0.42 \leq H \leq 1.41$
12	$Q = 45.55(H - 0.29)^2$	2011年1月1日 01時00分~2011年12月31日 24時00分	$0.42 \leq H \leq 1.48$
13	$Q = 27.52(H - 0.22)^2$	2012年1月1日 01時00分~2012年12月31日 24時00分	$0.45 \leq H \leq 1.10$
14	$Q = 41.67(H - 0.27)^2$	2013年1月1日 00時00分~2013年9月16日 07時59分	$0.41 \leq H \leq 1.83$
15	$Q = 43.14(H - 0.47)^2$	2013年9月16日 08時00分~2013年12月31日 24時00分	$0.64 \leq H \leq 1.96$
16	$Q = 44.60(H - 0.50)^2$	2014年1月1日 01時00分~2014年12月31日 24時00分	$0.62 \leq H \leq 1.58$
17	$Q = 35.64(H - 0.47)^2$	2015年1月1日 01時00分~2015年12月31日 24時00分	$0.62 \leq H \leq 1.33$
18	$Q = 12.81(H - 0.33)^2$	2016年1月1日 01時00分~2016年9月20日 16時00分	$0.59 \leq H \leq 0.68$
19	$Q = 41.57(H - 0.49)^2$	2016年1月1日 01時00分~2016年9月20日 16時00分	$0.69 \leq H \leq 1.67$
20	$Q = 41.32(H - 0.50)^2$	2016年9月20日 17時00分~2017年12月31日 24時00分	$0.64 \leq H \leq 1.66$

※小川: 足羽川ダム所管水位流量観測所

日本気象協会

図 1 3 H-Q 曲線式の表示例

2-4 注意報・警報

気象庁が発表する福井県の注意報・警報情報を表示します。

1) 発表一覧

福井県に発表されている最新の注意報・警報を一覧表示します。

図 1 4 注意報・警報発表一覧の表示例

2) 発表文

福井県に発表されている最新の注意報・警報の発表文を表示します。

図 1 5 注意報・警報発表文の表示例

3) 発表履歴

福井県に発表された注意報・警報の発表履歴を、市町村単位で最大 20 件表示します。選択されている地域は赤色で表示されます。

国土交通省 近畿地方整備局
足羽川ダム工事事務所

注意報・警報

発表一覧 発表文 発表履歴

地域選択

発表日時	特別警報・警報										注意報										備考			
	暴風	大雨	洪水	暴風	大雪	高波	大潮	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪	大雪		大雪	大雪	大雪
03/03 04:34																								
03/03 10:27																								
03/03 16:29																								
03/04 04:32																								
03/04 16:19																								
03/05 16:26																								
03/06 04:07																								
03/06 06:23																								
03/06 10:40																								
03/06 16:29																								
03/06 20:03																								
03/07 04:18																								
03/07 10:31																								
03/08 04:27																								対象外
03/09 04:28																								対象外
03/09 07:22																								
03/09 09:55																								
03/10 04:13																								対象外
03/11 04:22																								対象外
03/12 04:31																								対象外

【凡例】 ● : 特別警報発表 ▲ : 特別警報更新
● : 警報発表 ▼ : 警報更新
● : 注意報発表 ▲ : 注意報更新
解 : 解除

日本気象協会

図 1 6 注意報・警報発表履歴の表示例

2-5 気象レーダー

気象庁が全国に展開する気象レーダーの観測結果（レーダーエコー）を、合成して表示します。

1) 広域図

「気象レーダー」メニューを選択した時に最初に表示される福井県を中心とした広域画面です。 **動画開始** ボタンをクリックすると、最旧時刻～最新時刻まで（20画面分）を順に表示することができます。動画を停止するには、

動画停止 ボタンをクリックします。

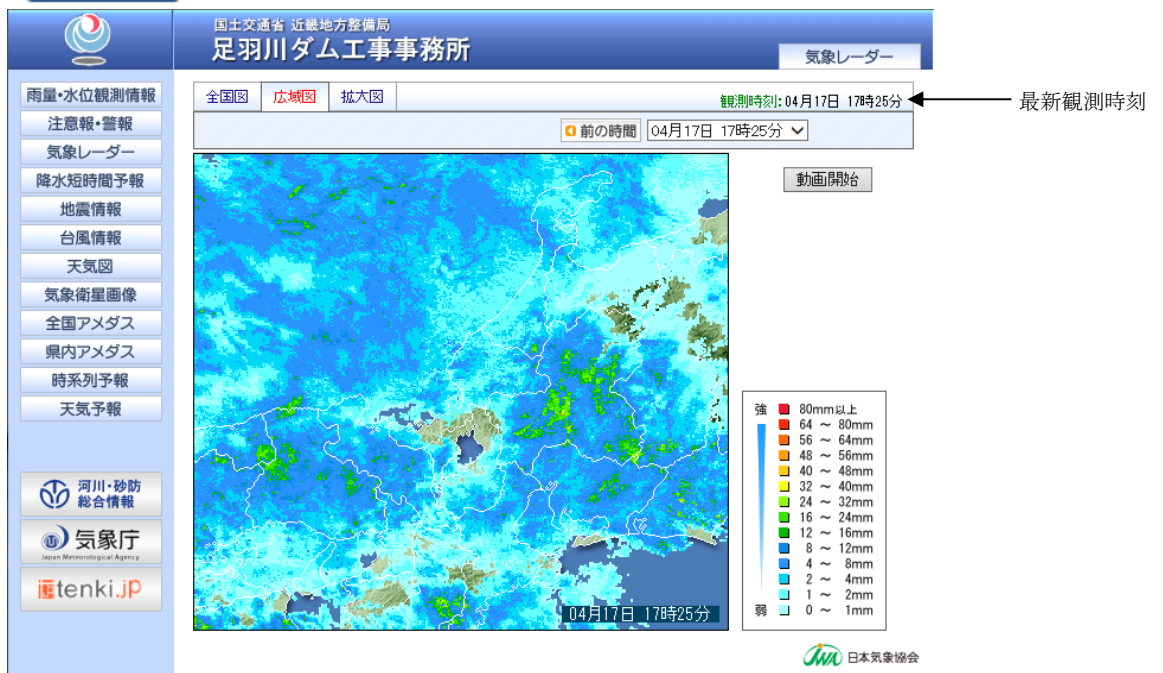


図 1 7 気象レーダー広域図の表示例

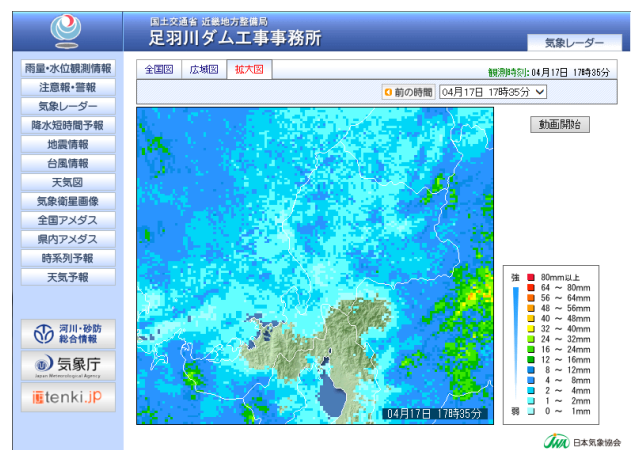
2) 全国図と拡大図

上部のタブをクリックすることによって、全国図と拡大図も表示可能です。

■全国図



■拡大図



2-6 降水短時間予報

気象レーダーの瞬間的な雨の強さを地上のアメダス雨量計で補正して、面的な雨量分布として表示します。

1) 広域図

「降水短時間予報」メニューを選択した時に最初に表示される福井県を中心とした広域画面です。 **動画開始** ボタンをクリックすると、過去3時間前～予測6時間先までを順に表示することができます。動画を停止するには、 **動画停止** ボタンをクリックします。

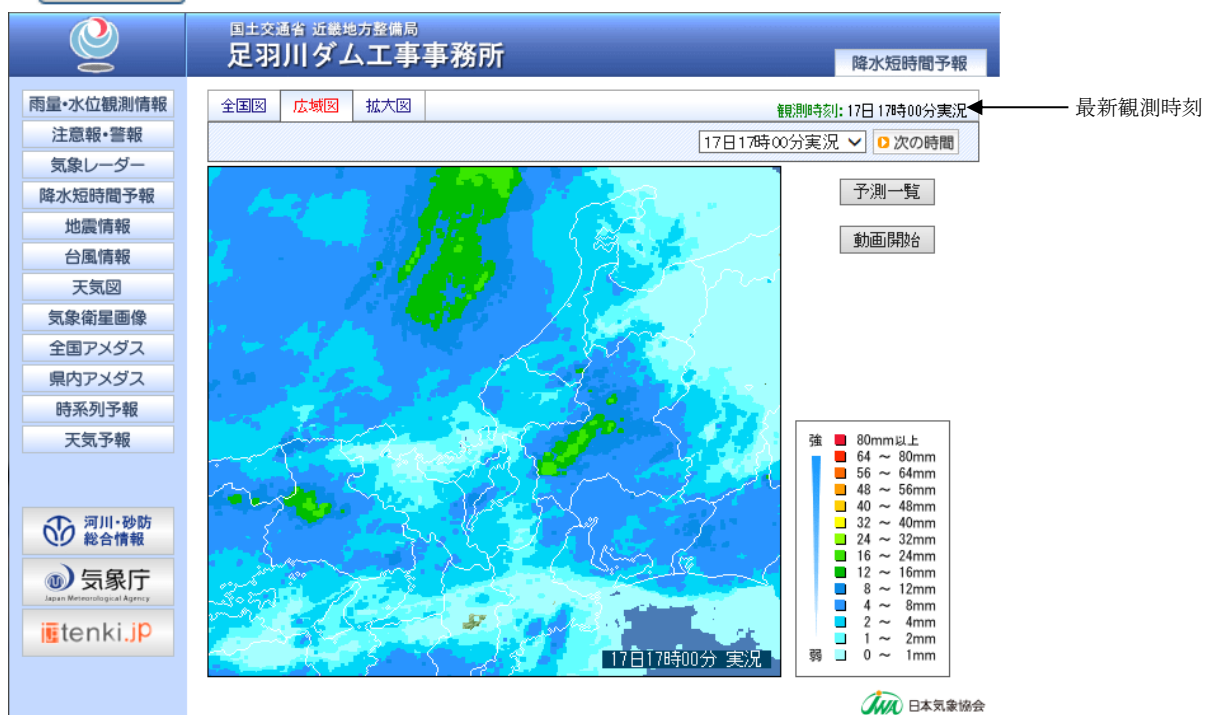
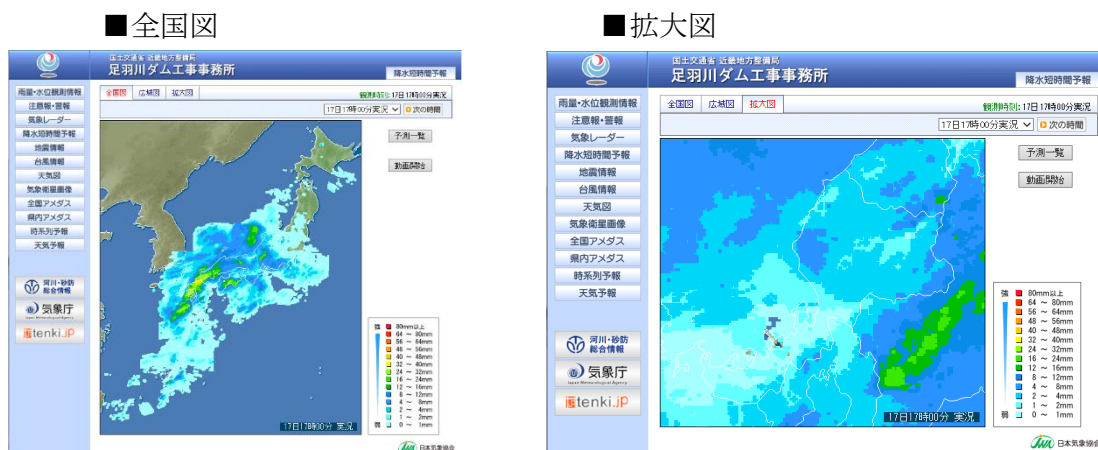


図18 降水短時間予報広域図の表示例

2) 全国図と拡大図

上部のタブをクリックすることによって、全国図と拡大図も表示可能です。



3) 予測一覧

予測一覧 ボタンをクリックすると、6時間先までの予測画面を一覧表示できます。**戻る** ボタンをクリックするか、表示したい時間の画像をクリックすると、通常画面に戻ります。

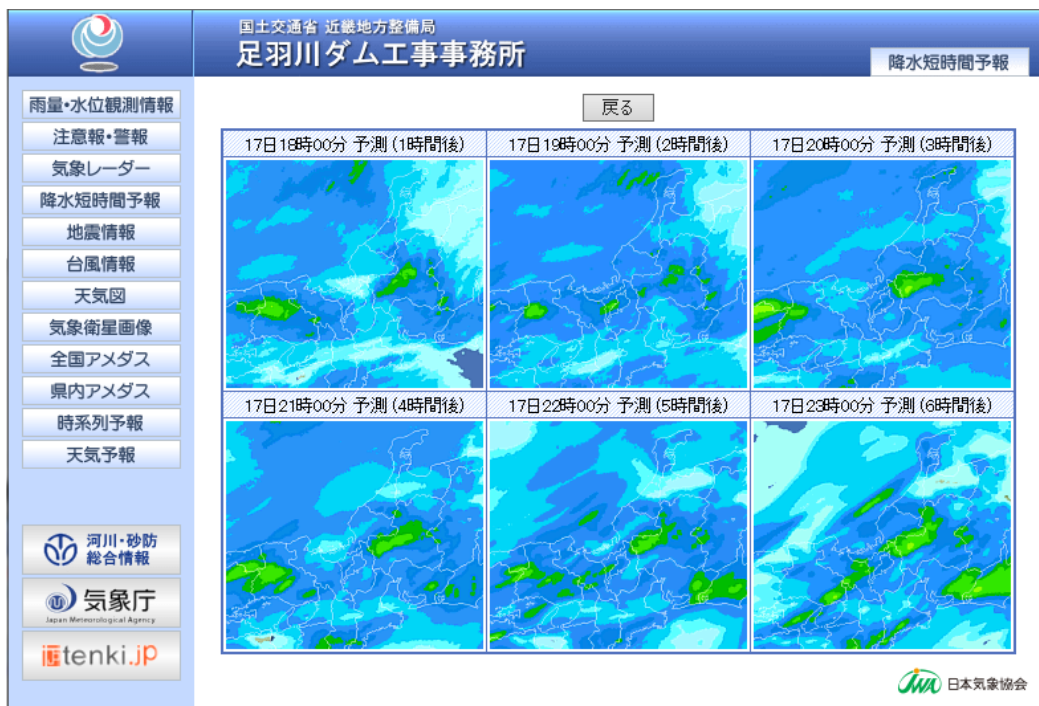


図 1 9 降水短時間予測予測一覧の表示例

2-7 地震情報

気象庁HPの地震情報コンテンツにリンクします。

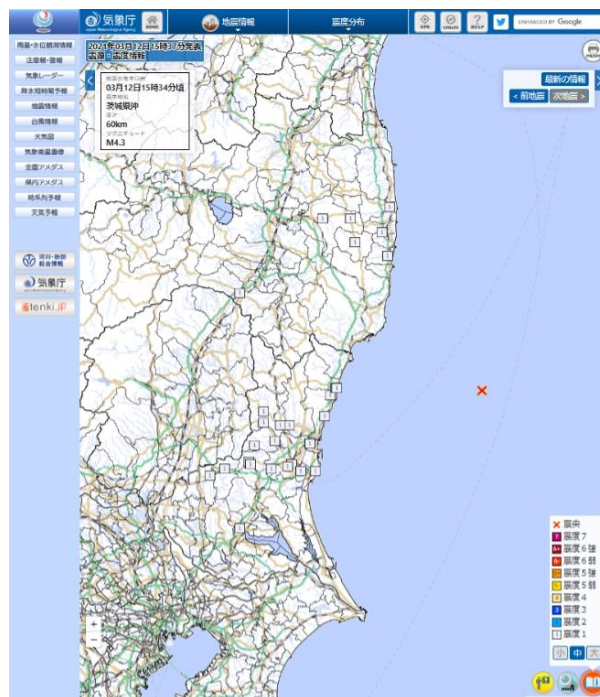


図 2 0 地震情報の表示例

2-8 台風情報

気象庁HPの台風情報コンテンツにリンクします。



図 2 1 台風情報の表示例

2-9 天気図

気象庁HPの天気図コンテンツにリンクします。

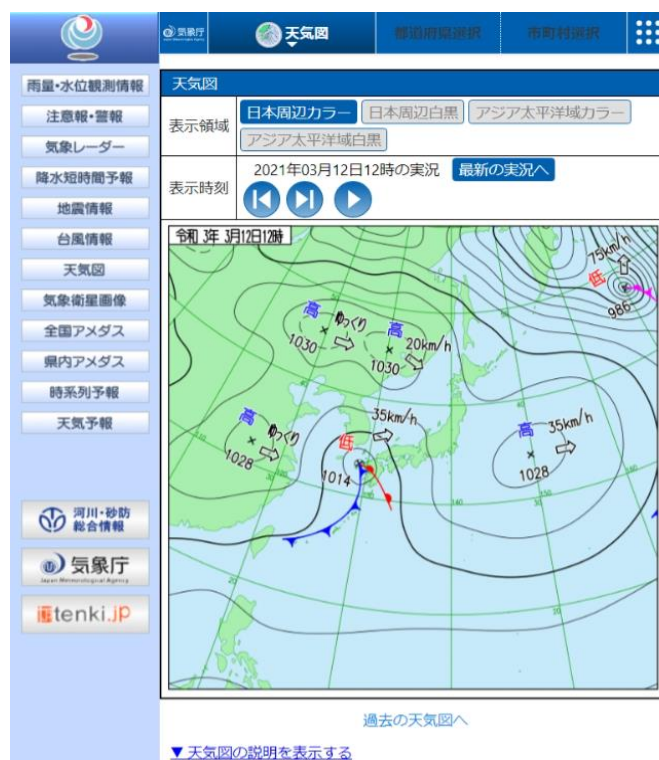


図 2 2 天気図の表示例

2-10 気象衛星画像

気象庁HPの気象衛星画像コンテンツにリンクします。

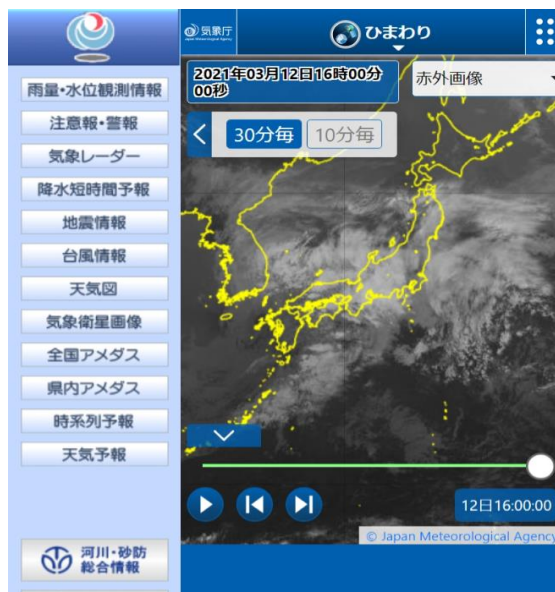


図 2 3 気象衛星画像の表示例

2-11 全国アメダス

気象庁HPの全国アメダスコンテンツにリンクします。



図 2 4 全国アメダスの表示例

2-12 県内アメダス

気象庁HPの県内アメダスコンテンツの福井県にリンクします。



図 2 5 県内アメダスの表示例

2-13 時系列予報

気象庁HPの時系列予報コンテンツの福井県嶺北、福井県嶺南にリンクします。

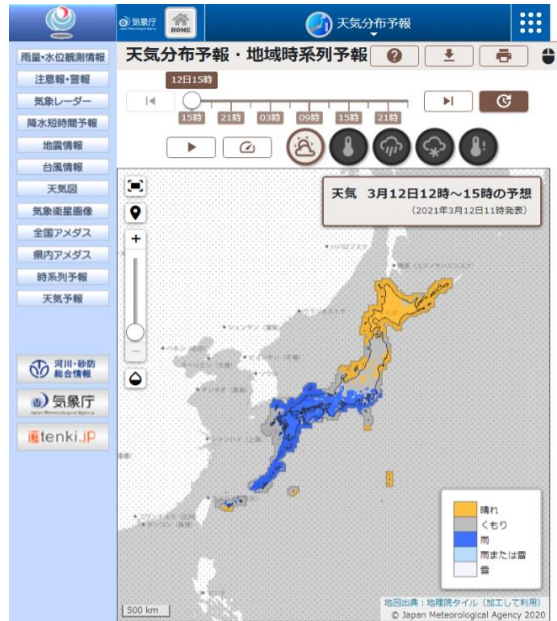


図 2 6 時系列予報の表示例

2-14 天気予報

気象庁HPの天気予報コンテンツの福井県にリンクします。

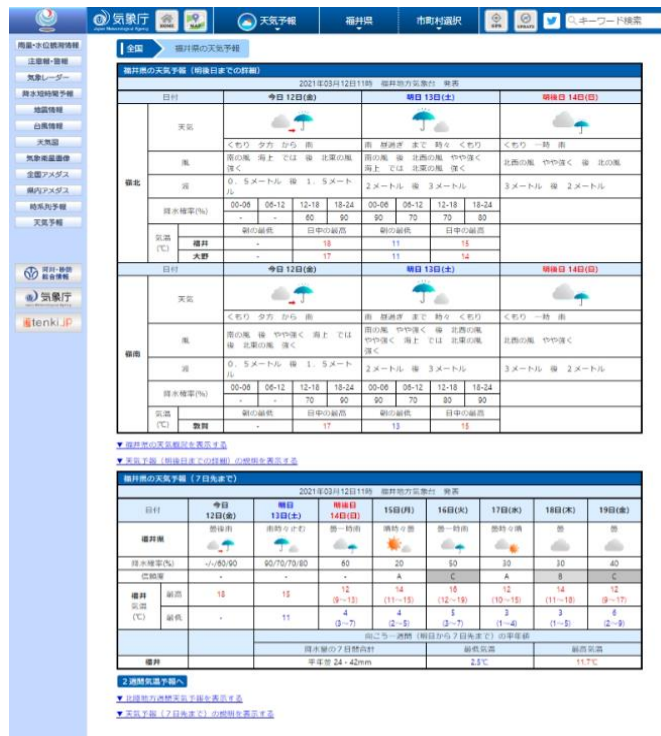


図 2 7 天気予報の表示例

2-15 リンク情報

メニュー下部のリンクボタンをクリックすると、各機関のページが別ウィンドウで開きます。

1) 福井県 河川・砂防総合情報



ボタンをクリックすると、福井県河川・砂防総合情報のページが表示されます。

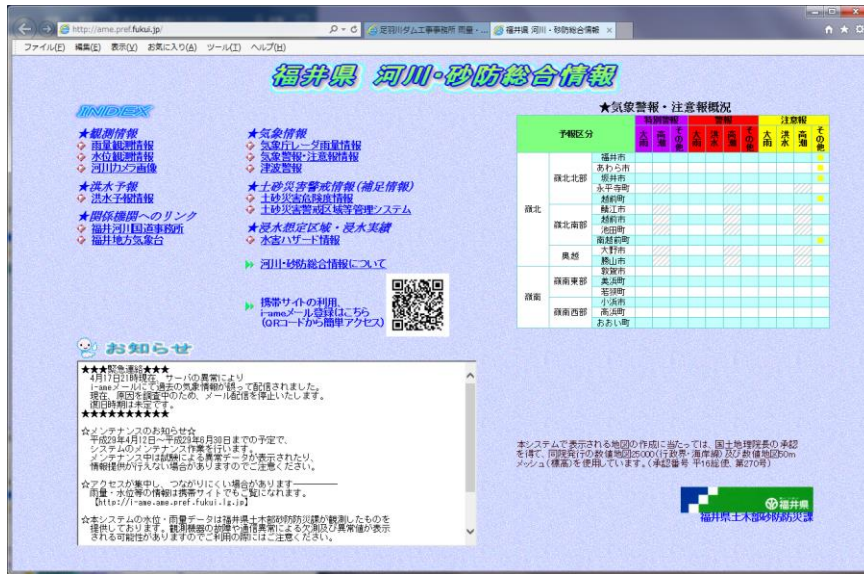


図 2 8 河川・砂防総合情報の表示例

2) 気象庁




ボタンをクリックすると、気象庁のページが表示されます。



図 2 9 気象庁ホームページの表示例

3) tenki.jp

 ボタンをクリックすると、tenki.jp のページが表示されます。



あの名湯の町も生み出した！近代日本を地味に支えた「上総掘り」は未来も続く？

tenki.jp トップ | サイトマップ | ヘルプ

tenki.jp 予・住所を入力 検索 現在地

天気予報 観測 防災情報 天気図 指数情報 レジャー天気 季節特集 tenki.jp ラボ

雨雲の動き(東京) 天気図 PM2.5分布予測 豪雨レーダー 地震情報 お出かけ天気

03(月) 04(火) 05(水) 06(木) 07(金) 08(土) 09(日) 10(月) 11(火) 12(水)

06月03日(月) 03日20:00発表

地域	天気	気温	湿度
那覇	晴	29/26	10%
沖縄	晴	29/26	10%
広島	晴	28/19	0%
福岡	晴	27/21	10%
鹿児島	晴	24/22	20%
高知	晴	27/19	10%
大坂	晴	29/20	0%
名古屋	晴	28/19	0%
札幌	晴	29/14	0%
釧路	晴	21/11	0%
仙台	晴	25/18	20%
東京	晴	27/21	0%

4日は梅雨前線が九州の南に延びて、前線上に低気圧が発生します。沖縄は所々で雨が降るでしょう。九州南部は一日雨で、雨脚の強まる所もありそうです。九州北部や中国、四国も午後は所々で雨が降るでしょう。近畿から関東は晴れますが、午後は山沿いを中心に、にわか雨が降りそうです。東北はおおむね晴れる見込みです。北海道は曇りが広がり、曇りから所々で雨が降るでしょう。

日直予報士のポイント解説 (防災・予報)

NEW

今週の天気 蒸し暑くなる 急な雨も 後半は雨雲発達
03日16:36

天気ガイド

衛星 天気図 雨雲 アメダス PM2.5

2019年06月03日21:45

図 3 0 tenki.jp の表示例

3. 携帯電話用Web情報

アカウント通知された URL を Internet で入力して参照して下さい。URL をブックマークに登録するか、注意報等のメールに記載がある URL をアクセスしても「MICOS Fit on Mobile」(足羽川ダム工事事務所専用メニュー)が表示されます。



図 3 1 携帯トップ画面

上記メニューの「雨量情報」と「水位・流量情報」は、事務所所管の最新の観測データを表示します。「川の防災情報」と「福井県河川砂防情報」は河川局と県の各ページへリンクします。「気象警報・注意報」～「衛星画像」は、日本気象協会が作成する「MICOS Fit on Mobile」のコンテンツメニューになります。

ここでは、事務所所管観測データの「雨量情報」と「水位・流量情報」コンテンツについて説明します。

3-1 雨量情報

携帯トップ画面から、「雨量情報」を選択すると雨量情報地点選択画面が表示されます。地点選択画面から地点を選択すると、その地点の雨量情報が表示されます。

リンク先 URL

<https://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/home/asuwa-m/uryou/>

ユーザー名 : asuwa01#

パスワード : Dam!806



図 3 2 地点選択画面

表示する内容は、
最新情報
予測雨量
12時間履歴(1時間毎)
1時間履歴(10分毎)
です。

雨量情報

04月18日 13時20分
観測所名：新保

▼最新情報
10分： 0.0mm
時間： ***mm
累積： 1.0mm

▼予測雨量
単位:(mm)
時間 時間|累積
13時： 1.0| 1.0
14時： 0.0| 1.0
15時： 0.0| 0.0
16時： 0.0| 0.0
17時： 0.0| 0.0
18時： 0.0| 0.0
※累積雨量の予測は、正時観測雨量を基に積算しており、参考値として取り扱い下さい。

▼12時間履歴
時間 時間|累積
13時： 1.0| 1.0
12時： 0.0| 0.0
11時： 0.0| 1.0
10時： 1.0| 1.0
09時： 0.0| 0.0
08時： 0.0| 0.0
07時： 0.0| 0.0
06時： 0.0| 0.0
05時： 0.0| 36.0
04時： 4.0| 36.0
03時： 12.0| 32.0

▼1時間履歴
単位:(mm)
時間
13:20 0.0
13:10 0.0
13:00 0.0
12:50 0.0
12:40 1.0
12:30 0.0

[\[9\]地点選択に戻る](#)
日本気象協会 提供

図 3 3 雨量情報の表示例

3-2 水位・流量情報

携帯トップ画面から、「水位・流量情報」を選択すると水位・流量情報地点選択画面が表示されます。地点選択画面から地点を選択すると、その地点の雨量情報が表示されます。

リンク先 URL

<https://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/home/asuwa-m/suij/>

ユーザー名：asuwa01#

パスワード：Dam!806

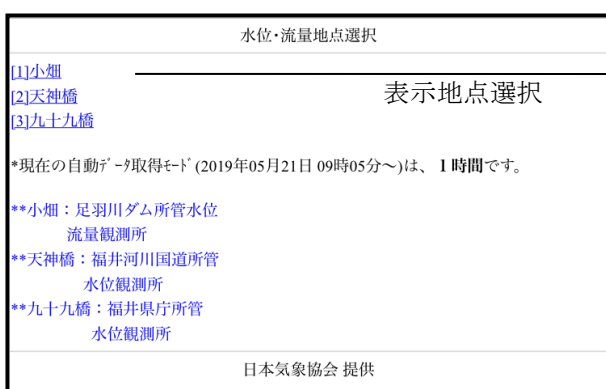


図3-4 地点選択画面

表示内容は、
12時間履歴(1時間毎)
1時間履歴(10分毎)
です。

水位・流量情報

04月18日 13時30分
観測所名：小畑
小畑観測局で水位が1.2mを超えると赤字表示になります。

▼12時間履歴
単位:水位(m)
流量(m3/s)

時間	水位	流量
13時	0.96 →	8.74
12時	0.96 ↓	8.74
11時	0.97 ↓	9.13
10時	0.99 ↓	9.92
09時	1.00 ↓	10.33
08時	1.01 ↓	10.75
07時	1.03 ↓	11.61
06時	1.05 ↓	12.50
05時	1.07 ↓	13.42
04時	1.09 ↑	14.38
03時	1.05 ↑	12.50
02時	0.94 ↑	8.00

▼1時間履歴
単位:水位(m)

時間	水位
13:30	***
13:20	***
13:10	***
13:00	0.96
12:50	***
12:40	***

[9]地点選択に戻る

日本気象協会 提供

図3-5 水位・流量情報の表示例

尚、小畑観測局では、水位が1.2m以上の場合、赤字表示となります。

4. メール情報

次の各要素において、各通知条件の時に指定されたメールアドレスに通知メールが送信されます。ここでは、新規に作成した雨量情報と水位・流量情報を中心に詳細について説明します。

4-1 雨量情報

- ・通知条件・・・次の体制に入る雨量が降ったとき。
注意体制：正時毎の時間雨量が 20mm、累積雨量が 50mm。
第1警戒体制：累積雨量が 100mm。
第2警戒体制：累積雨量が 200mm。
- ・予測雨量・・・3時間先までの時間雨量と累積雨量表示。
- ・対象地点・・・大本、新保（以上、事務所所管雨量観測所）。
- ・通知内容・・・実況4時間分、予測3時間分、体制文章、携帯WebのURL。
図36のようなメールが送信されます。

足羽川ダム雨量情報		
06月10日19時		
大本		
	時間	累積
実況	(mm)	(mm)
16:	2.0	112.0
17:	20.0	132.0
18:	48.0	180.0
19:	21.0	201.0
予測		
20:	11.0	212.0
21:	1.0	213.0
22:	1.0	214.0
累積雨量が200mmを超え、【第2警戒体制】の基準に達しました。		
詳細はこちらをご覧ください。		
https://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/home/asuwa-m/uryou/		

図36 雨量情報メールの例

4-2 水位・流量情報

- ・通知条件・・・水位が 1.2m に達した場合と、1.2m を下回った場合。
- ・対象地点・・・小畑観測所（事務所所管水位観測所）。
- ・通知内容・・・水位と流量の実況 4 時間分と 10 分観測値がある場合は、最大 60 分。図 3 7 のようなメールが通知されます。

足羽川ダム水位・流量情報		
06 月 10 日 16 時 50 分		
小畑		
	水位	流量
実況	(m)	(m ³ /s)
13:00	0.90	3.56
14:00	0.92	3.58
15:00	0.95	4.01
16:00	0.98	4.05
16:50	1.20	4.23
小畑水位観測所の水位が 1.2m を超えました。		
詳細はこちらをご覧ください。		
https://micos-sc.jwa.or.jp/asuwa/home/asuwa-m/suii/		

図 3 7 水位・流量情報メールの表示例

4-3 福井県地方の注意報・警報

- ・通知条件・・・大雨・洪水注意報 発表及び解除。
大雨・洪水警報 発表及び解除。
大雨特別警報 発表及び解除。
- ・対象地域・・・福井県嶺北地方、福井県嶺北地方北部、福井県嶺北地方南部。

4-4 地震情報

- ・通知条件・・・震度 1 以上。
- ・対象地域・・・福井県嶺北。
- ・対象地点・・・福井市豊島、福井市美山町、福井池田町稲荷。

5. 自動データ取得モードについて

データ収集端末による雨量及び水位データ取得モード（時間）の変更は、下記の条件により自動的に行います。

- ①通常時→1 時間毎
- ②嶺北北部、又は嶺北南部に大雨注意報・警報・特別警報のいずれかが発表された場合→30 分毎
- ③注意体制の時間雨量 20mm、又は累積雨量 50mm に達した場合（大本、新保、美山）→10 分毎
- ④大本、新保、美山の全地点で、正時区切の 2 時間の無降雨があった場合→1 時間毎
但し、大雨注意報・警報・特別警報のいずれかが発表されている場合→30 分毎
その際、大雨注意報・警報・特別警報のすべてが解除された時、又は 24 時間解除報が入電しない場合→1 時間毎
尚、この場合のデータ取得時間は正時 00 分と 30 分。
- ⑤事務所 3 F にあるデータ収集端末のデスクトップ画面にある下記の BAT ファイルでもデータ取得時間の変更は可能とし、その場合どちらか後に実施された方が優先。



図 3 8 データ収集時刻変更 BAT ファイル

- ①収集時刻 10 分.bat・・・次の 10 分単位から 10 分毎にデータを収集。
- ②収集時刻 30 分.bat・・・次の 30 分単位から 30 分毎にデータを収集。
- ③収集時刻 60 分.bat・・・次の正時から 1 時間毎にデータを収集。

上記の手動による設定と自動データ取得モードは、どちらか後に実施された方が優先されます。

(例 1)

- ・手動で「収集時刻 10 分.bat」を起動→10 分モードに切り替え。
- ・その後大雨注意報が発表された場合→30 分モードに切り替わる。

(例 2)

- ・注意体制に達し自動で 10 分モード起動→10 分モードに切り替え。
- ・その後手動で「収集時刻 60 分.bat」を起動→1 時間モードに切り替わる。

6. ポップアップ・音声通知

事務所3F 災対室のインターネット接続端末には、警戒情報通知プログラムがインストールされており、設定された監視条件の情報が発表された場合、ポップアップと音声通知を行います。このプログラムは通常はタスクトレイに入って日本気象協会のデータサーバを監視しています。



図39 ポップアップ・音声通知プログラム

6-1 福井県地方の注意報・警報

- ・通知条件・・・大雨・洪水注意報 及び解除。
大雨・洪水警報 及び解除。
- ・対象地域・・・福井県嶺北地方、福井県嶺北地方北部、福井県嶺北地方南部。



確認ボタンを押すとポップアップ画面は消えます。
また、詳細ボタンを押すと本文が表示されます。

図40 注意報・警報が発表された場合のポップアップ画面例

6-2 地震情報

- ・通知条件・・・震度1以上。
- ・対象地域・・・福井県嶺北地方。



確認ボタンを押すとポップアップ画面は消えます。
また、詳細ボタンを押すと詳細情報が表示されます。

図 4 1 地震情報が発表された場合のポップアップ画面例

尚、タスクトレイに入っているポップアップ・音声通知プログラムを表示させ、過去の履歴表示を確認することもできます。



図 4 2 過去履歴表示の例

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル



近畿地方整備局 内部用ホームページ

職員お役立ちツール 業務支援 防災業務支援 電子例規集 技術管理支援・人材育成 広報・情報公開 国・地方の動き 各部・事務所のページ

セキュリティ情報・・・不審メール情報、不審メールを受信した場合、ウイルスチェック方法

業務支援	技術管理支援・人材育成
便利ツール 選択してください	事務連絡関係 選択してください
公報・計報 選択してください	技術情報 選択してください
行政ネットワーク・PC 選択してください	研修・人材育成 選択してください

①内部イントラからアクセス

防災業務支援
防災業務支援 選択してください
選択してください 災害対策運営要領・マニュアル等 防災関係リンク集 災害時防災関係協定一覧 防災ヘリ「きんき号」の利用
防災系システム ポータルサイト

各部・事務所
お知らせ一覧

職員お役立ち
ツール

関連ポータルサイト
こんなときは手続きを
(人事課・総務課・総務事務
センター)

ワークライフバランス
(WLB) 推進ポータルサイト

テレワーク・サテライトオフ
イス

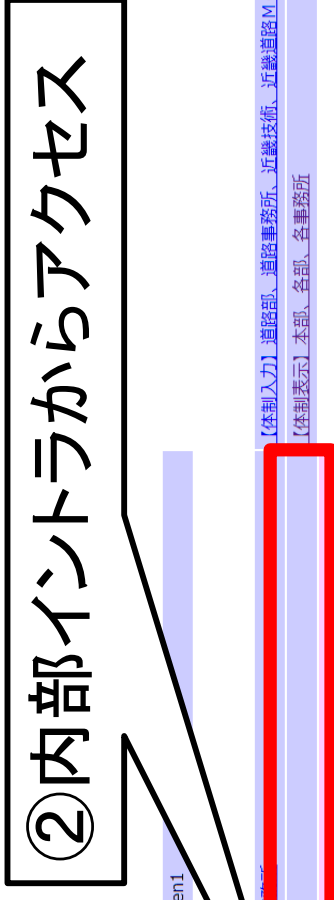
健康・安全

新型コロナウイルス感染症拡大
防止ポータルサイト

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

防災系システム ポータルサイト

凡例： 防災LAN (内部ネットワーク) 外部インターネット



【共通システム】

■ 映像関係	映像情報共有化システム ID・パスワードともに douro1 または kasen1
■ 体制関係	<u>http://www.kasen1.douro1.jp</u> 【体制入力】河川部、河川ダム・砂防事務所 【体制表示】本部、各部、各事務所
■ WEB会議システム	Meeting Plaza 【近畿】 近畿管内 (本局、事務所、出張所間) との接続 外部インターネットとの接続は不可 Meeting Plaza 【本省】 本省、他地整等との接続 外部インターネットとの接続は不可
■ 防災情報システム	防災情報共有システム システム運用停止申請 (河川情報、道路情報、等) 統合防災情報システム (DIMAPS)
■ レーダ関係	CXMPレーダ雨量情報【近畿】 CXMPレーダ雨量情報【関東】 XRAIN GIS版 国土交通省 川の防災情報
■ 気象関係	ウエザーニュース デジタル台風：台風進路予想図 (クルマツ版) 防災情報提供センター ナウフアス (全国港湾海洋波浪情報網) 米軍合同台風警報センター (JTWC) 日本気象協会 tenki.jp デジタル台風：台風情報 (気象庁・米軍・その他機関) ヨーロッパ中期予報センター (ECMWF) ※閲覧手順※

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

体制・警報文作成支援システム

遷移	
統一河川	洪水予警報

モード変更	
<input checked="" type="checkbox"/> 正規	
<input type="checkbox"/> 訓練	
<input type="checkbox"/> 試験	

文書種別	文書作成	送信履歴	文書種別	文書作成	送信履歴
風水害体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>	地震災害体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>
水質事故体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>	海岸体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>

一覧・設定	遷移
文書検索一覧	<input type="button" value="表示"/>
発令現況一覧	<input type="button" value="表示"/>
体制現況一覧	<input type="button" value="表示"/>

一覧表示開始日付設定	
現在の設定	一覧表示開始日付は設定されていません
新しい日付	1997年 1月 1日 <input radio"="" type="button" value="📅] からの文書</td> </tr> <tr> <td>設定フラグ</td> <td> <input type="/> 指定日付よりも後に発令された文書をデフォルトで一覧表示 <input checked="" type="radio"/> デフォルトの日付指定を解除
決定	<input type="button" value="決定"/>

文書宛先設定	宛先詳細設定
<input type="button" value="設定"/>	<input type="button" value="設定"/>

文書認証者設定
<input type="button" value="設定"/>

- モード変更より、「正規」・「訓練」・「試験」のいずれかを選択
- 本番は「正規」を選択

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

体制・警報文作成支援システム

遷移	
統一河川	洪水予警報

モード変更	
正規	<input type="button" value="作成"/>
訓練	<input type="button" value="送信履歴"/>
試験	<input type="button" value="送信履歴"/>

文書種別	文書作成	送信履歴
風水害体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>
水質事故体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>

文書種別	文書作成	送信履歴
地震災害体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>
海岸体制	<input type="button" value="作成"/>	<input type="button" value="送信履歴"/>

一覧表示開始日付設定	
現在の設定	一覧表示開始日付は設定されていません
新しい日付	1997年 1月 1日 <input type="button" value="日付選択"/>
設定フラグ	<input type="radio"/> 指定日付よりも後に発令された文書をデフォルトで一覧表示 <input checked="" type="radio"/> デフォルトの日付指定を解除
決定	<input type="button" value="決定"/>

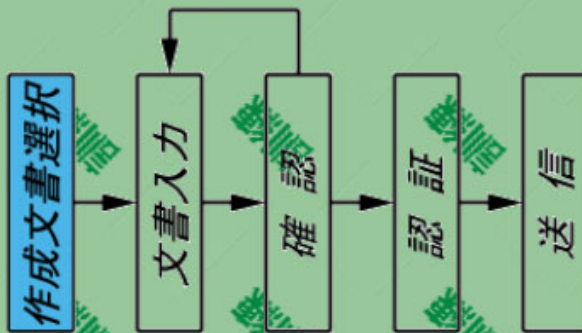
一覧・設定	遷移
文書検索一覧	<input type="button" value="表示"/>
発令現況一覧	<input type="button" value="表示"/>
体制現況一覧	<input type="button" value="表示"/>

文書宛先設定	宛先詳細設定
<input type="button" value="設定"/>	<input type="button" value="設定"/>
文書認証者設定	
<input type="button" value="設定"/>	

- 文書作成より、発生災害応じて種別より文章作成を選択
- 今回は「風水害体制」の文章作成を選択

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

作成手順



メニユーへ

作成文書選択

風水害体制

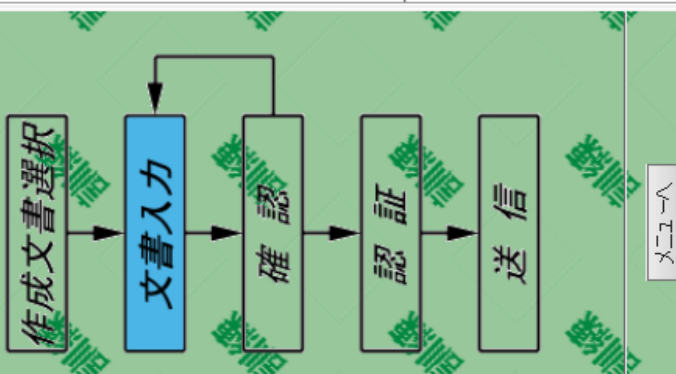
新規作成	文書取込	事務所名	河川名
新規作成	最新文書取込	本局	---
新規作成	最新文書取込	和歌山河川国道	紀の川
新規作成	最新文書取込	淀川河川	淀川
新規作成	最新文書取込	琵琶湖河川	---
新規作成	最新文書取込	紀伊山系砂防	---
新規作成	最新文書取込	豊岡河川国道	円山川
新規作成	最新文書取込	福井河川国道	---
新規作成	最新文書取込	紀の川ダム統	---
新規作成	最新文書取込	足羽川ダム工事	---
新規作成	最新文書取込	六甲砂防	---

新規作成	文書取込	事務所名	河川名
新規作成	最新文書取込	紀南河川国道	新宮川
新規作成	最新文書取込	大和河川	大和川
新規作成	最新文書取込	木津川上流河川	木津川
新規作成	最新文書取込	猪名川河川	猪名川
新規作成	最新文書取込	姫路河川国道	加古川
新規作成	最新文書取込	福徳山河川国道	---
新規作成	最新文書取込	淀川ダム統	淀川
新規作成	最新文書取込	大戸川ダム工事	---
新規作成	最新文書取込	九頭竜川ダム統	九頭竜川
新規作成	最新文書取込	近畿技術事務所	---

□ 事務所名「足羽川ダム工事」の「新規作成」を選択

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

作成手順



足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部防災体制指令書

第 1 号

① 2018年 4月 24日 9時 15分

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部長発表

〔体制〕
足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部は 第一警戒体制 を発令する。

③ [発令条件] 台風0号が福井市及び池田町を通過する恐れがあるため

④ 確認画面へ やり直し

- ① 初動は「第1号」で入力日時を入力。体制発令毎に号数を入力していく。
- ② 体制内容(注意・警戒・非常)と対応内容(発令・更新・解除)を選択
- ③ 発令条件は、災害対策計画書の発令基準を参考に記載
- ④ 記載内容を確認後、「確認画面へ」を選択。

(2) 防災体制の種類と発令基準 (風水害)

体制区分	体制発令基準
第一警戒体制	(イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する注意警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたととき (ハ) 大木、新保観測所(備所警)のいずれかの時間雨量が20mmを超えた場合または、累加雨量が50mmに達し、対策部長が必要と認めたととき (ニ) 対策部長が必要と判断したとき (イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたととき (ハ) 大木、新保観測所(備所警)のいずれかの累加雨量が100mmに達し、対策部長が必要と認めたととき (ニ) 水防活動が必要と認められたとき (ホ) 激甚の発生が予想されるとき (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき (ト) 対策部長が必要と判断したとき (ハ) 大木、新保観測所(備所警)のいずれかの累加雨量が200mmに達し、対策部長が必要と認めたととき (イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき
第二警戒体制	(イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する警報が発令され、対策部長が必要と判断したとき (ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたととき (ハ) 大木、新保観測所(備所警)のいずれかの累加雨量が100mmに達し、対策部長が必要と認めたととき (ニ) 水防活動が必要と認められたとき (ホ) 激甚の発生が予想されるとき (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき (ト) 対策部長が必要と判断したとき (ハ) 大木、新保観測所(備所警)のいずれかの累加雨量が200mmに達し、対策部長が必要と認めたととき (イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき
非常体制	(イ) 福井県機北北部または、機北西部に大雨、洪水に関する特別警報が発令されたとき (ロ) 激甚な被害が発生したとき (ハ) 対策部長が必要と認めたととき (ニ) 水防活動が必要と認められたとき (ホ) 激甚の発生が予想されるとき (ヘ) 対策部長が必要と判断したとき (ト) 対策部長が必要と判断したとき
体制解除	体制の必要がなくなったとき

「体制・警報文作成支援システム」操作マニュアル

作成手順

印刷のボタンを押すと印刷用のウィンドウが出力されますので、ウィンドウのツールバーにある「印刷」ボタンをクリックして下さい。

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部防災体制指令書

第 1号
2018年 4月 24日 22時37分

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部長 発表

[体制]
足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部は第一警戒体制を発令する。

[発令条件]台風0号が福井市及び池田町を通過する恐れがあるため

対策部長	対策副部長	総務班長	対策班長	総務副班長	対策副班長	担当者

FAX・メール宛先

アドレス・FAX番号	送信者	受信者	確認時刻
781-400			
mips-fax-mizuyuo01@kkr.mlit.go.jp			
kkr080240846515910@docomo.ne.jp			
kkr080240846525910@docomo.ne.jp			
kkr090734601905910@docomo.ne.jp			
kkr080240846535910@docomo.ne.jp			
kkr080240846545910@docomo.ne.jp			
kkr080243604355910@docomo.ne.jp			

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部防災体制指令書

第 1号

2018年 4月 24日 22時37分

足羽川ダム工事事務所河川関係風水害対策部長 発表

河川関係風水害対策部は第一警戒体制を発令する。

0号が福井市及び池田町を通過する恐れがあるため

班長	対策班長	総務副班長	対策副班長	担当者	回線等
					マイク口
					メール
					メール
					メール
					メール
					メール
					メール
					メール

- 印刷を選択すると、別ウィンドウで印刷画面が出るので印刷をする。
- 文書確認を行い、所内決裁を行う。
- 本局及び福井河川国道事務所へ送信する。

【送信後の注意】

①本局HPの体制「管内の体制」に反映されていくか確認。

(注意: 訓練時は反映されません)

<https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai/taisei/index.html>

②FAX送付先への着信確認

本局 水災害予報センター

(M781－3866)

福井河川国道事務所河川管理課

(M 781－332)

①本局HPの体制「管内の体制」に反映されているか確認 （注意：訓練時は反映されません）

国土交通省 近畿地方整備局
 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

文字のサイズ 小 中 大
 Google 提供

ご意見/お問い合わせ
 読み上げる

防災 河川 道路 まちづくり・建設産業 港湾・空港 営繕 用地 総務

DX インフラ DX
 採用情報
 申請・相談窓口
 整備局の紹介
 発注・入札情報
 事業者向け技術情報
 近畿の社会資本整備
 現場見学・出前講座
 防災・災害情報

HOME > 防災・災害情報 > 管内の体制

管内の体制

現在の体制

機関	組織	風水害	雪害	地震災害	道路災害	水質事故	その他
九頭竜川ダム統 管	河川	平常		平常		平常	
足羽川ダム工事	河川	平常		平常		平常	
福井河川国 道	河川	平常		平常		平常	

防災・災害情報

- > 災害情報
- > TEC-FORCE
- > TEC-FORCE活動記録
- > 管内の体制
- > 災害への対応
- > 災害の記録
- > 災害に備えて
- > 関連リンク

②FAX送付先への着信確認

操作手順

宛先設定文書選択

文書選択

- 風水害体制 [福井河川国道]
- 風水害体制 [淀川ダム統]
- 風水害体制 [紀の川ダム統]
- 風水害体制 [大戸川ダム工事]
- 風水害体制 [足羽川ダム工事]
- 風水害体制 [九頭竜川ダム統]
- 風水害体制 [六甲砂防]
- 風水害体制 [近畿技術事務所]

FAX・メール宛先登録

宛先設定変更時は、情報通信技術課にご連絡ください。TEL: 86-3376

番号	宛先	アドレス・FAX	回線等	送信元アドレス・TEL
1	福井河川国道事務所河川管理第一課	781-400	マイクロ	781-306
2	本局 水災害予報センター IP-FAX	863789	マイクロ	863789
3	本局 水災害予報センター(センター長)	kkr080240846515910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
4	本局 水災害予報センター(建設専門官)	kkr080243604355910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
5	本局 水災害予報センター(水災害対策専門官)	kkr080240846525910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
6	本局 水災害予報センター(水防企画係員)	kkr080243604385910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
7	本局 水災害予報センター(水防企画係長)	kkr090734601905910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
8	本局 水災害予報センター(中小河川水防係長)	kkr080243604375910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
9	本局 水災害予報センター(流域水害対策係長)	kkr080240846545910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp
10	本局 水災害予報センター(流域調査係長)	kkr080240846535910@docomo.ne.jp	メール	jyotu05@kkr.mlit.go.jp

メニュー

[文書宛先設定](#) [宛先詳細設定](#)